

第2期津山市

まち・ひと・しごと創生総合戦略

～魅力と活力あふれる津山 創生戦略～

令和2年2月



目 次

第1章 人口ビジョン

はじめに	1
------	---

第1節 策定の背景

1 目的	3
2 対象期間	3
3 人口ビジョンの構成	3
4 人口ビジョンの分析方法について	3

第2節 人口動向分析

1 人口の動向分析	4
2 自然増減の分析	6
3 社会増減の分析	9
4 雇用や就労等に関する分析	18

第3節 将来人口の推計と分析

1 全市の人口推計	21
2 人口の変化が本市の将来に与える影響	23
3 仮定値による将来人口の推計と分析	24

第4節 人口の将来展望

1 現状と課題の整理	26
2 人口の将来展望	29
3 目指すべき将来の方向	32

第2章 総合戦略

第1節 総合戦略の趣旨	33
1 目的	33
2 総合戦略で目指す2つの大目標	33
3 総合戦略の位置付け	33
4 基本目標の設定と政策検証の枠組	34
5 計画期間	36
第2節 総合戦略の具体的取組	37
基本目標I 地域経済を活性化させ、安定した雇用を創出する	37
1 産業の成長と雇用の創出による「しごと」と「ひと」の好循環への取組	37
(1) 域内外の需要の拡大と產品の高付加価値化による儲かる農林業への取組	38
(2) バランスのとれた産業構造の形成と新たな価値の創出によるものづくり	44
(3) 多様な観光資源のブラッシュアップと情報発信の強化による観光振興	48
(4) 地域資源を最大限に活用した再生可能エネルギーの普及促進による産業振興	55
(5) 総合的な支援体制による横断的戦略	57
基本目標II 誇りと魅力を感じるまちづくりで、津山市への新たな人の流れを創出する	60
1 移住・定住策の充実による津山市への人の還流促進	60
2 「18歳の崖」の克服に向けた高校・高専・大学との連携による活性化と学生の定着促進	63
3 郷土への愛着と誇りの醸成の促進	65
基本目標III 若い世代を中心として、結婚・出産・子育ての希望がかなうまちを実現する	68
1 出会いの場の創出、結婚の希望をかなえる取組	68
2 妊娠から出産・子育てが安心して行える切れ目のない支援の充実	69
3 男女共同参画の推進によるワーク・ライフ・バランスの実現	74
4 子どもたちが将来への夢に向かって、いきいきと学び育つ教育環境づくり	75
基本目標IV これからの時代に対応した持続可能なまちづくりと地域間連携を進める	77
1 賑わいある機能的で暮らしやすいまちの形成	77
2 広域連携による個性ある地域づくり	78
3 地域運営組織による地域づくり	79
4 安全で安心に暮らせるまちづくり	80
第2期戦略の取組における新たな視点	82
参考 まち・ひと・しごと創生法	87
津山市地域創生推進会議設置要綱	92

第1章 人口ビジョン

はじめに

現在、我が国はかつて経験したことのない速さで、人口減少と少子高齢化が進行しています。我が国の人団は、2008年（平成20年）の1億2,808万人から減少に転じ、2018年（平成30年）には10年間で164万人減の1億2,644万人となりました。そして、「日本の将来人口推計（平成29年推計）」では、2060年に9,284万人、2110年には5,343万人まで減少する予測もなされています。特に、地方ではその傾向が一層顕著に現れており、2014年（平成26年）5月に日本創成会議が発表した推計では、地方から都市部への過度の人口集中が進むことにより、全国の自治体の半分に当たる896自治体で、2040年までに次の世代の人口を左右する20～39歳の女性の数が現在の5割以下となる、いわゆる消滅可能性都市の予測がなされるなど、危機的な状況が迫っています。

本市は美作國の誕生から1300年以上、政治・経済・文化の中心地として栄えてきました。また、高度経済成長期には中国自動車道の開通を契機に、工業団地への企業誘致が進み、中心市街地では商業が盛り上がりを見せ、地域産業は活況を呈していました。このような社会状況を背景に人口は着実に増加し、1995年（平成7年）の国勢調査では11万3千人を超えるまでになりましたが、これをピークにその後は減少に転じ、平成27年の国勢調査では10万4千人を割り込み、9千8百人以上の減少となっています。このまま少子化と人口流出に歯止めがかからなければ、地域経済の縮小やコミュニティの活力低下など、様々な市民生活への影響が今後生じることが危惧されます。

国においては、この危機感の高まりを背景に、2014年（平成26年）11月に「まち・ひと・しごと創生法」を施行し、同年12月に、「長期ビジョン（2060年度に1億人程度の人口を維持する中長期展望）」及び、第1期（2015年度～2019年度）の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「地方にしごとをつくり、安心して働くようにする」、「地方への新しいひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」及び「時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する」という4つの基本目標を掲げ、国と地方が協力し、総力を挙げて地方創生と人口減少の克服に取り組んでいくこととしました。

また、国のかうした枠組を踏まえ、地方公共団体においても、「地方人口ビジョン」及び、「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」並びに、「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、全国各地において、各地域の実情に即した具体的な取組が進められてきた結果、地方創生の意識や取組は全国的に根付きつつあります。しかしながら、過度な東京一極集中の是正など、引き続き取り組むべき課題があることから、第1期で根付いた地方創生の意識や取組を2020年度（令和2年度）以降も継続し、「継続を力にする」という姿勢で、次のステップに向けて歩みを確かなものとするため、「長期ビジョン」の下に今後5年間の基本目標や施策を「総合戦略」に掲げて実行する現行の枠組を引き続き維持し、第2期「総合戦略」を策定し、地方創生のより一層の充実・強化に取り組んでいくこととしました。

人口減少の克服は行政のみで実現させることは困難であり、市民・事業所・教育機関・行政などが互いに連携・協力し、オール津山で取り組むことが不可欠です。本市においては、2015年（平成27年）10月に「津山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（計画期間：2015年度～2019年度）を策定し、本市の創生と人口減少の克服に向けた取組を進めてきたところですが、これまでの基本的な枠組を維持しつつ、新たな視点も踏まえて、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）の5年間を計画期間とする「第2期津山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、本市の創生と人口減少の克服に切れ目無く取り組むこととします。

第1節 策定の背景

1 目的

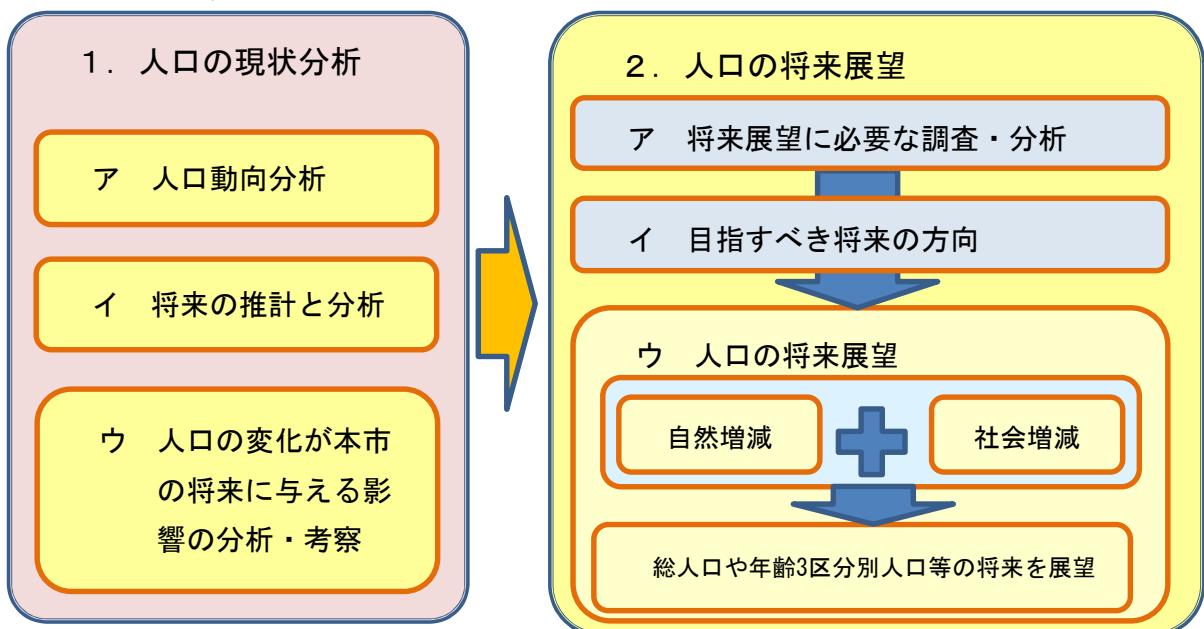
本ビジョンでは、本市が直面している人口減少に対応するため、人口の現状分析を行い、今後の目指すべき将来の人口を展望するとともに、「まち・ひと・しごと創生」の実現に向けた効果的な施策を立案する上で重要な資料として、現状分析に基づく課題を把握し、目指すべき方向性を明らかにすることを目的としています。

2 対象期間

国の長期ビジョンの期間と同様に、本市においても2060年（令和42年）までを対象期間とします。

3 人口ビジョンの構成

本ビジョンは、以下の構成に基づいています。



4 人口ビジョンの分析方法について

「まち・ひと・しごと創生法」において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、国及び県の総合戦略を勘案して、市町村の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならない」とされていることから、本ビジョンの策定においても国及び県の長期ビジョンを勘案していく必要があります。

このため、将来人口分析等については、国・県及び他自治体と同様に国から提供された国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が示した人口分析データにより、分析することとします。

第2節 人口動向分析

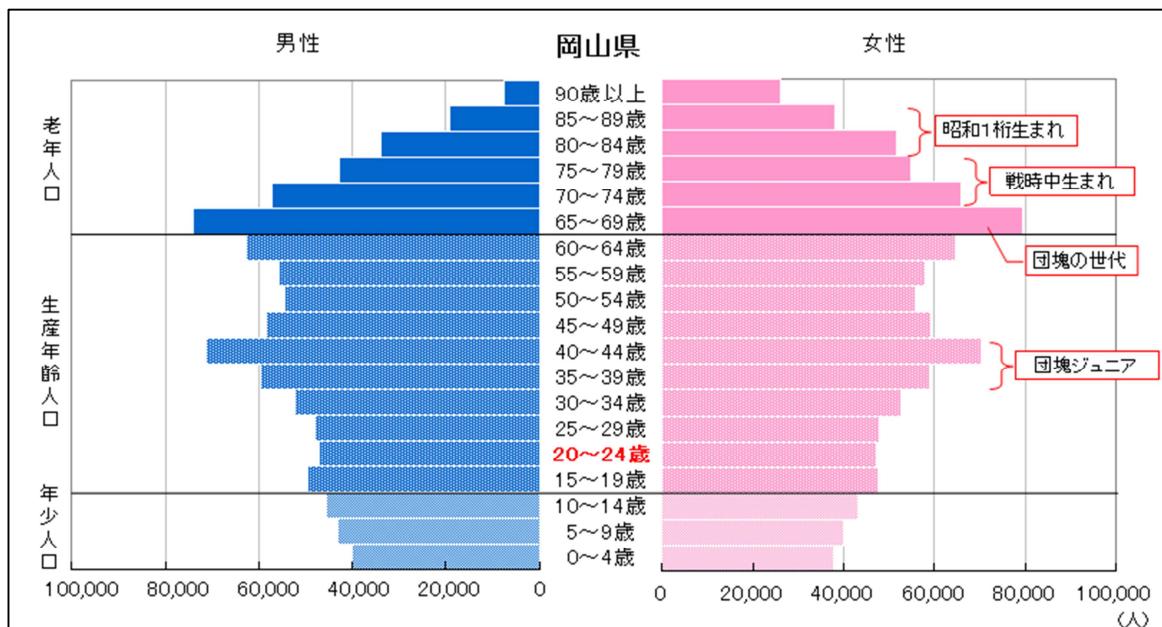
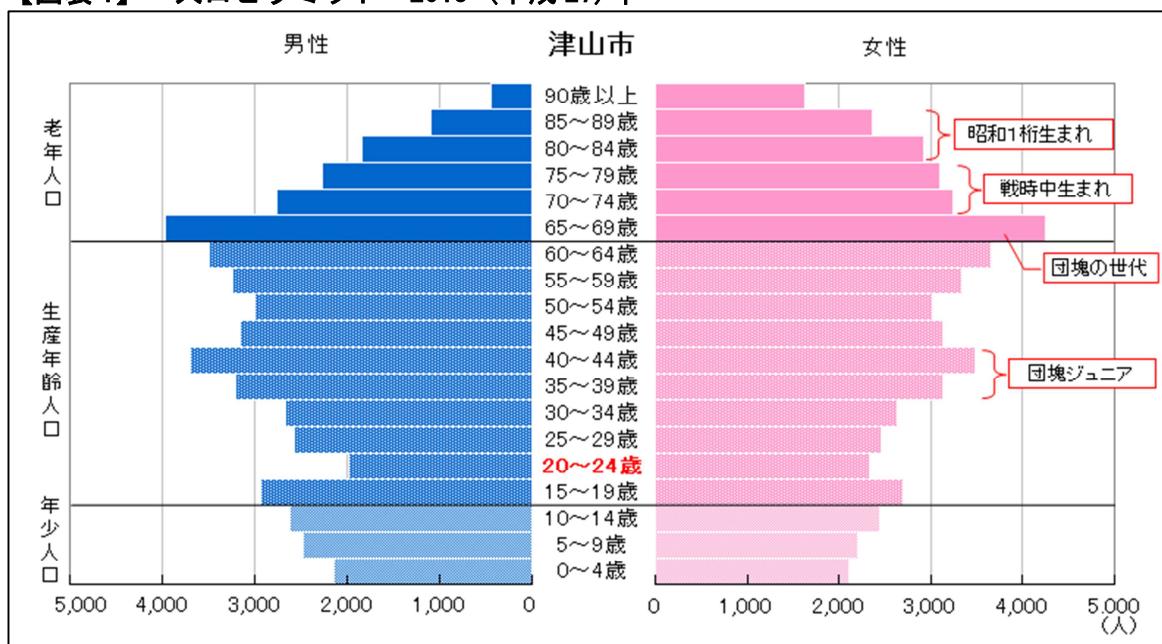
1 人口の動向分析

(1) 人口の現状

2015年（平成27年）の本市の人口は、103,746人となっています。

年齢別では、昭和1桁生まれと団塊の世代、団塊ジュニアの人口が多くなっており、年齢が低下するに従い人口が減少しています。若い世代は、年齢が上がるに従い人口が増加していますが、20～24歳では男女ともに前後の年代と比較して全体的に人口が減少しています。岡山県と比較すると、全体傾向は類似していますが、進学、就職による20歳代前半の男女の人口減少は、顕著となっています。

【図表1】 人口ピラミッド 2015（平成27年）



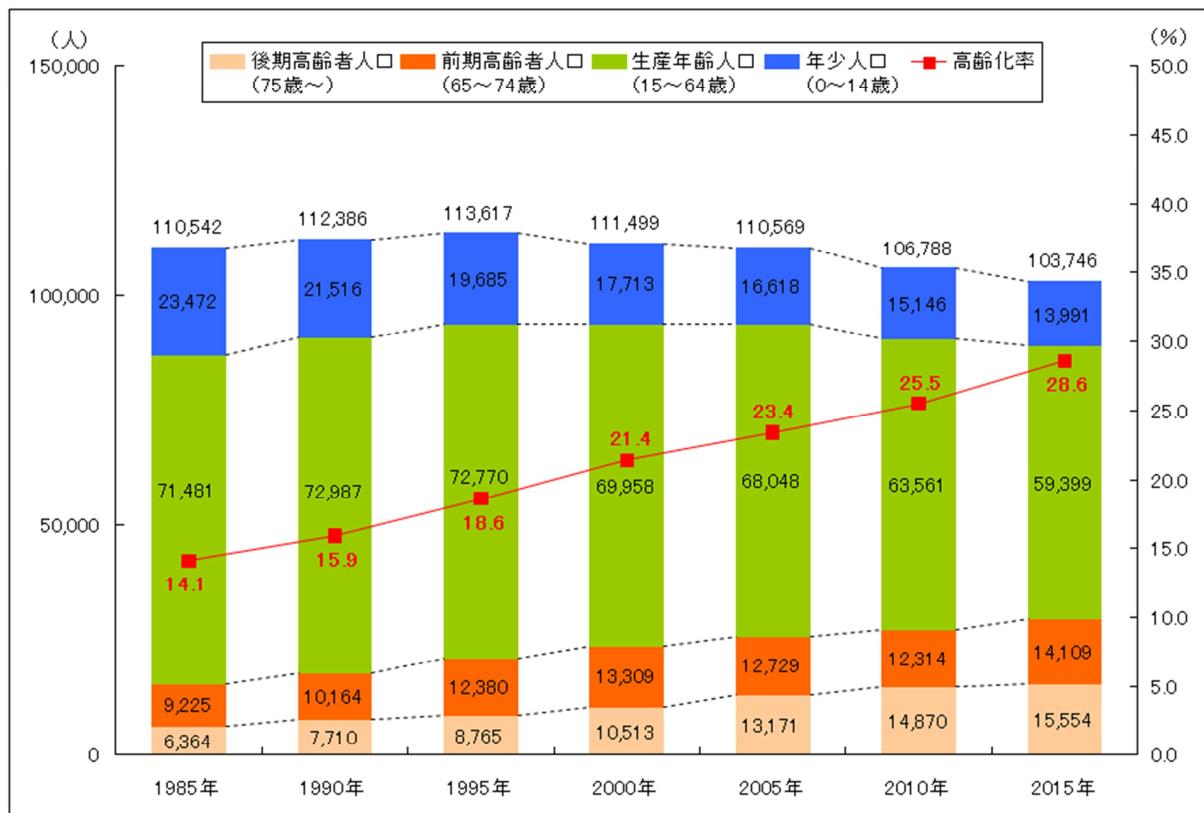
出典：国勢調査【基準日：2015年10月1日】

(2) 総人口の推移（年齢3区分）

本市の総人口は、1995年（平成7年）に113,617人でしたが、その後減少が続き、2015年（平成27年）までの20年間で9,871人（8.7%）の減少となっています。その間、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）はともに減少が続き、生産年齢人口は13,371人（18.4%）、年少人口は5,694人（28.9%）減少しています。

一方、老人人口（65歳以上）は1995年（平成7年）以降も増加傾向で推移し、2015年（平成27年）時点では29,663人（8,518人、40.3%増）となり、高齢化率も10.0%上昇して、2015年（平成27年）時点で28.6%という状況となっています。

【図表2】 年齢3区分人口の推移



出典：国勢調査【基準日：10月1日】

※総人口には年齢不詳を含む

2 自然増減の分析

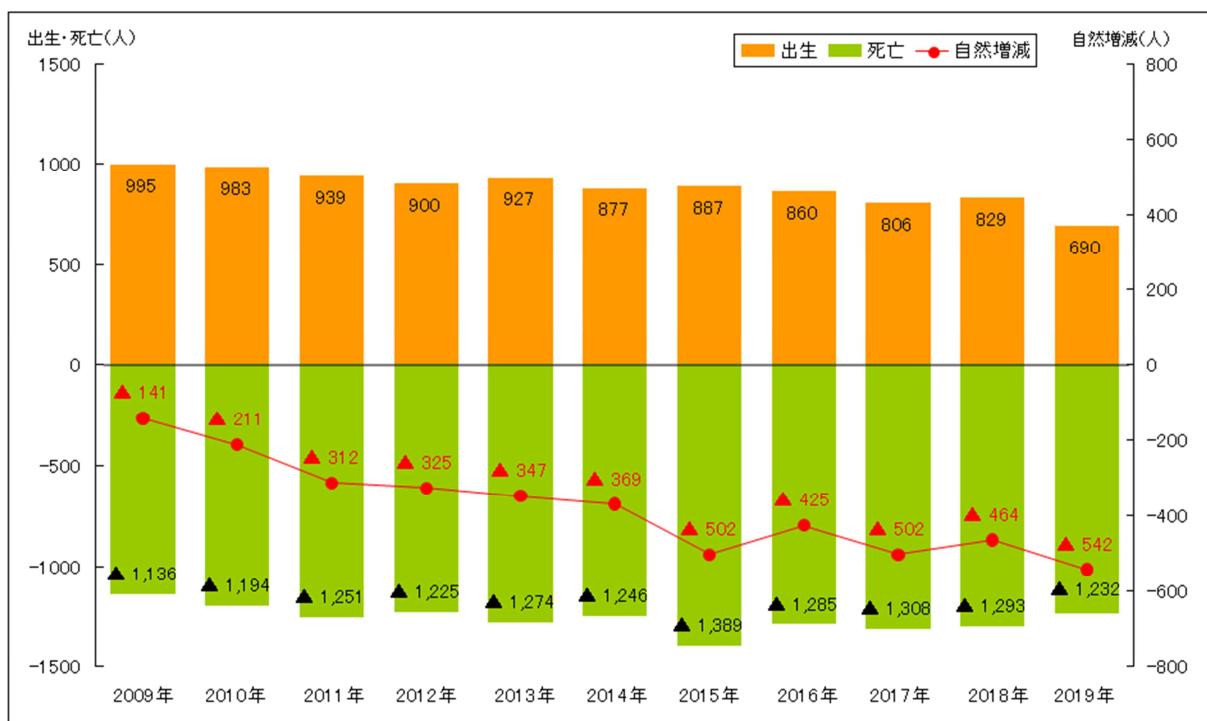
(1) 自然動態（出生・死亡）の推移

本市の出生者数は、年によって僅かな増減はあるものの、2019年（令和元年）の出生者数を10年前の2009年（平成21年）と比較すると、300人以上の減少となっており、全体的には年を追うごとに減少傾向にあります。

一方、死者数は、近年ほぼ横ばいの状況となっていますが、老人人口自体の増加に伴い、10年前の2009年（平成21年）と比較すると、やや増加傾向で推移しています。

このため、年間の自然増減（出生者数と死者数の差）については、死者数が出生者数を上回る自然減の状態が続いており、その減少数も拡大傾向で推移し、2015年（平成27年）以降は、年間400人以上の減少となっています。

【図表3】 自然動態（出生・死亡）の推移



出典：岡山県毎月流動人口調査【基準日：10月1日】

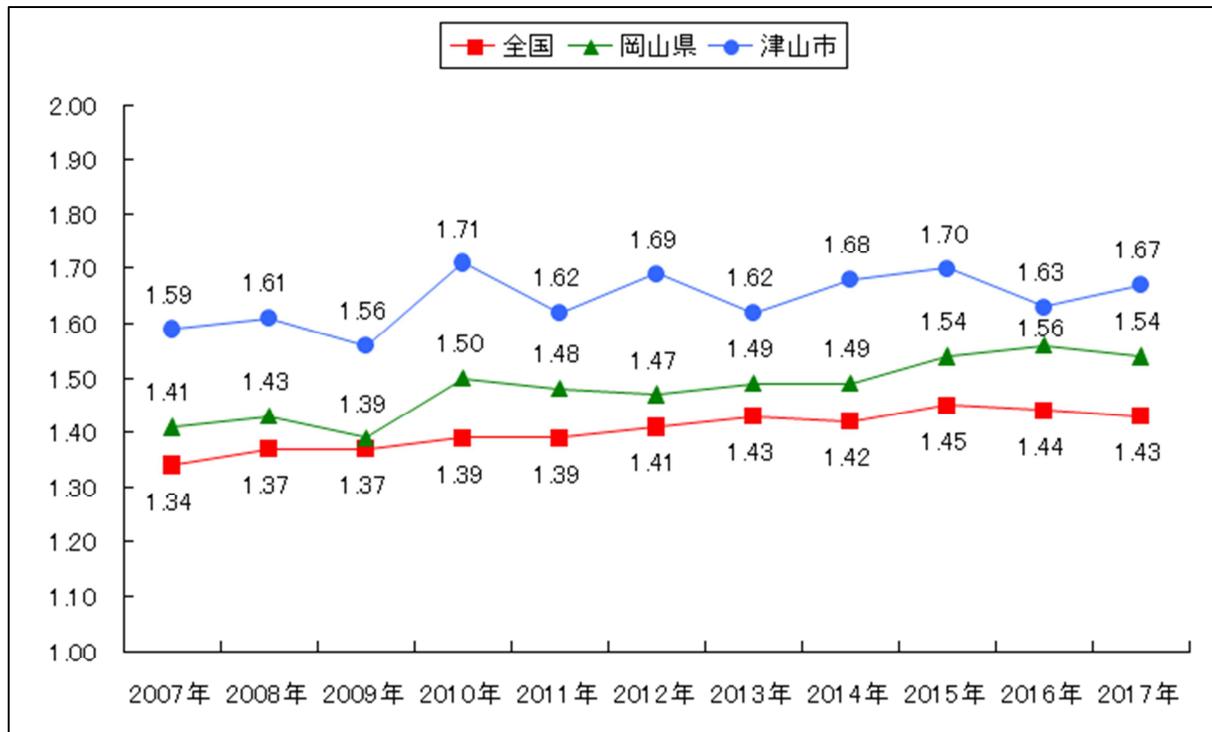
*2013年（平成24年10月中の人口動態）から、職権登録者及び職権消除者、帰化者及び国籍喪失者、外国人の自然動態及び社会動態も集計

(2) 合計特殊出生率

「合計特殊出生率」とは、1人の女性が一生に産む子どもの平均数を示すものであり、我が国では、現在の人口を維持するために必要とされている人口置換水準（2.07）を下回る状況が、1974年以降、40年以上にわたり続いています。

本市の合計特殊出生率の推移を見ると、全国平均、岡山県平均に比べ高い数値となっているものの、近年は約1.6～1.7の間で横ばいの状況が続いています。

【図表4】 合計特殊出生率の推移



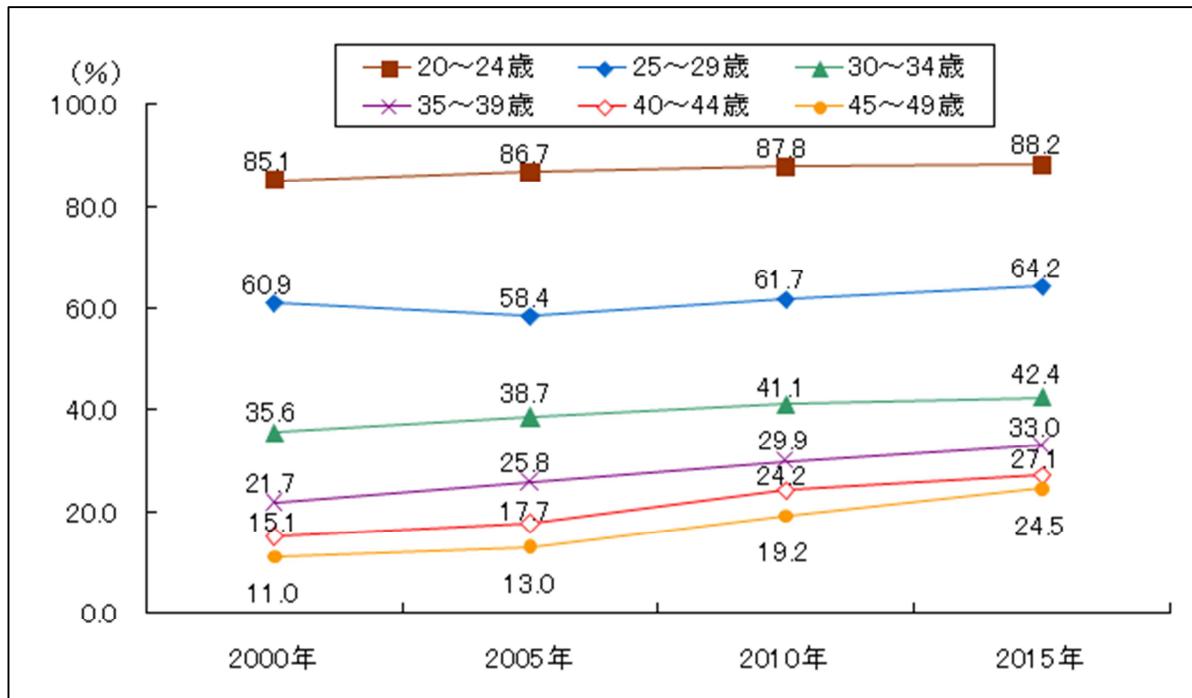
出典：人口動態統計調査（厚生労働省）【1年間（1月1日～12月31日）の数値】

津山市の数値は衛生統計年報（岡山県）

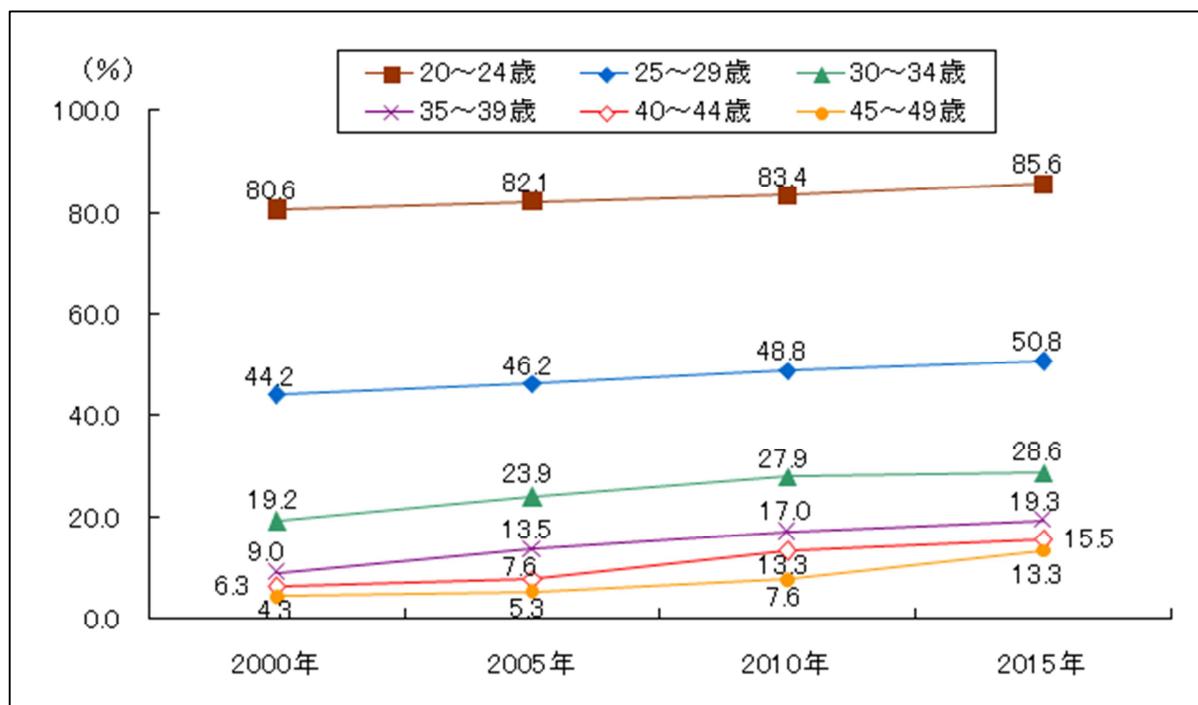
(3) 未婚率（男女別・年齢別）

本市の20歳から49歳の男女別、年齢別の未婚率は、いずれの年齢層においても増加傾向にあり、2015年（平成27年）の国勢調査では、初めて30歳未満の女性の半数以上が未婚という結果が示されました。夫婦完結出生児数（夫婦の最終的な平均子ども数）は、初婚年齢と関係があるとされており、未婚率の増加や晩婚化は少子化の大きな要因となるため、出会いの場の創出や結婚支援施策、安心して働く雇用の確保などの取組を更に進め、結婚の希望がかなう環境を整備する必要があると考えます。

【図表5-1】 未婚率（男性）



【図表5-2】 未婚率（女性）



出典：国勢調査【基準日：10月1日】

3 社会増減の分析

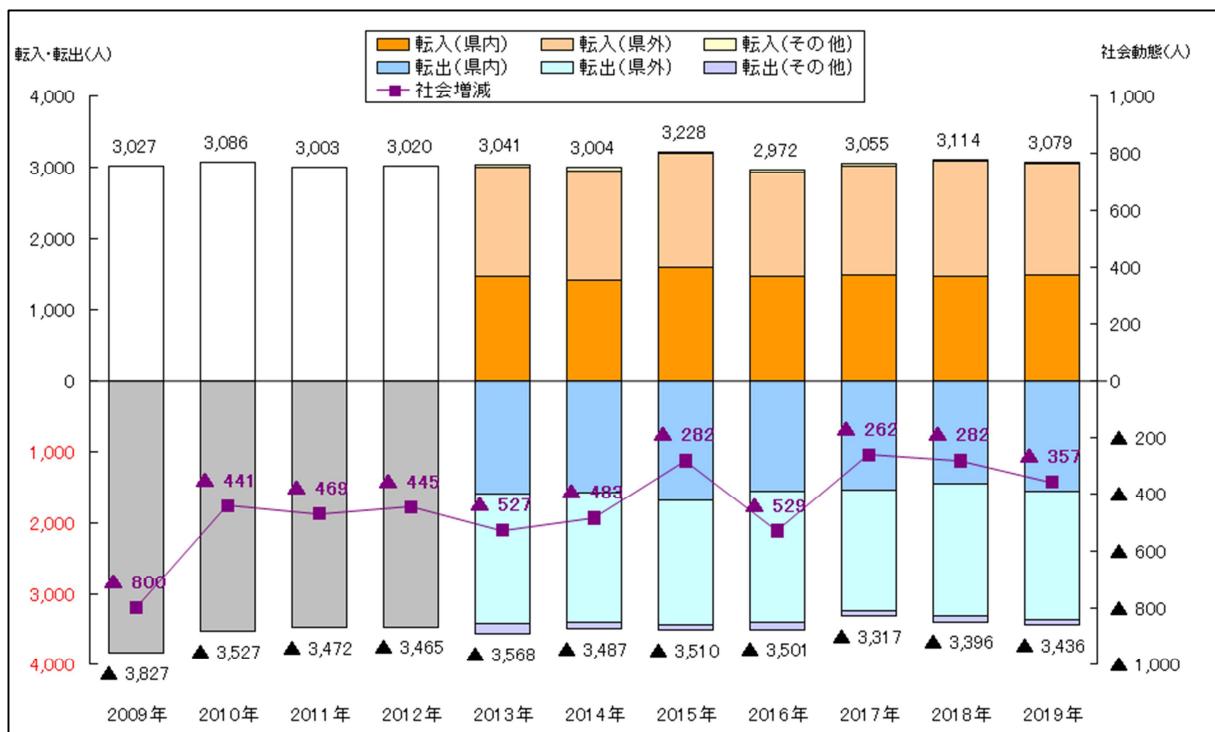
(1) 社会動態（転入・転出）の推移

本市の転入者数は、多少の増減はあるものの、2019年（令和元年）の転入者数を10年前の2009年（平成21年）と比較しても、ほぼ横ばいの状況を維持しています。

一方、転出者数は、2009年（平成21年）の3,827人をピークにやや減少傾向で推移しております、2017年（平成29年）以降は、3,500人を下回る状況となっています。

このため、年間の社会増減（転入者数と転出者数の差）については、2009年（平成21年）のマイナス800人を底に徐々に改善傾向にあり2019年（令和元年）はマイナス357人となっています。

【図表6】 社会動態（転入・転出）の推移



出典：岡山県毎月流動人口調査【基準日：10月1日】

※2013年（平成24年10月中の人口動態）から、職権登録者及び職権消除者、帰化者及び国籍喪失者、外国人の自然動態及び社会動態も集計

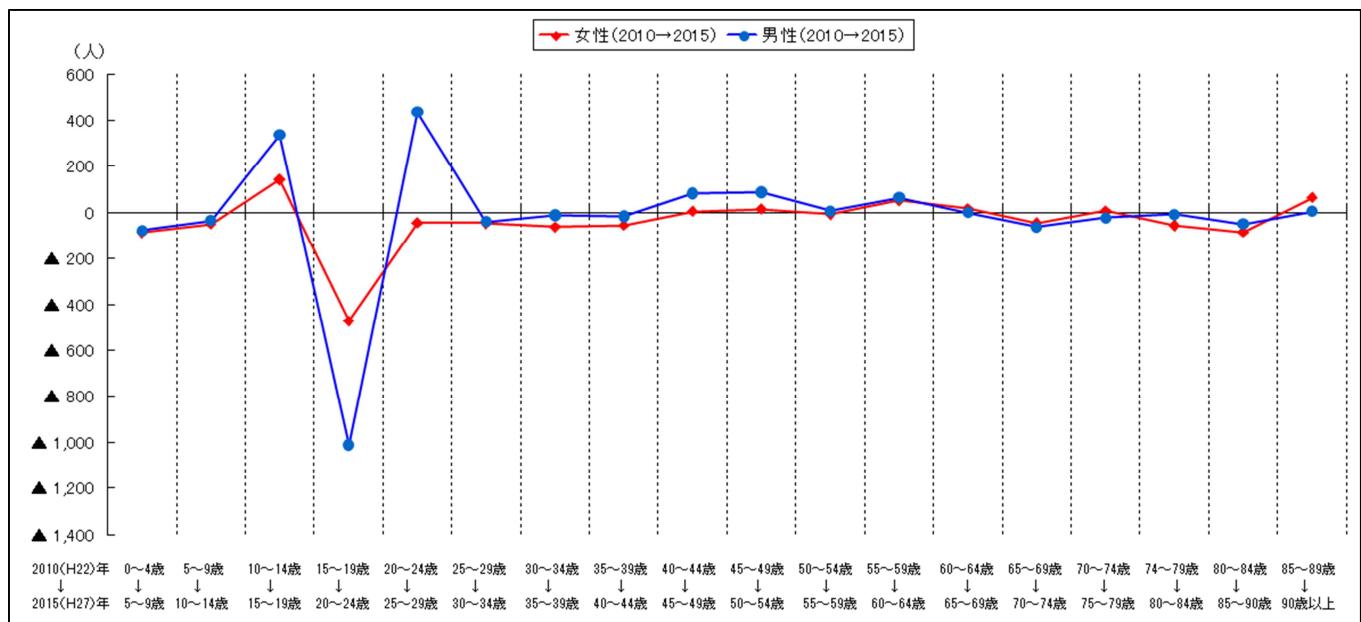
(2) 性別・年齢階級別の人団移動の状況

本市の性別・年齢階級別の人団移動の状況を見ると、男性においては15～19歳から20～24歳になる年代、すなわち10代後半から20代前半の進学、就職の時期に大幅な転出超過となっています。

男性においては、その前後の年代の10～14歳から15～19歳になる年代及び20～24歳から25～29歳になる年代は転入超過となっています。この年代では、美作大学や津山高専などへ入学する学生が市外から転入していること、また、20～24歳から25～29歳になる年代では、大学卒業後にUターン就職などで転入していることが要因であると考えられます。

女性においては、15～19歳から20～24歳になる年代の転出が多いことに加え、それ以降、子育て世代にあたる40代まで転出超過の状態が続いており、これらの世代の流出抑止が課題となっています。

【図表7】 2010年（平成22年）→2015年（平成27年）の性別・年齢階級別人口移動



出典：RESAS（国勢調査、厚生労働省「都道府県別生命表」に基づきまち・ひと・しごと創生本部作成）

(3) 性別・年齢階級別の人団移動の長期的動向

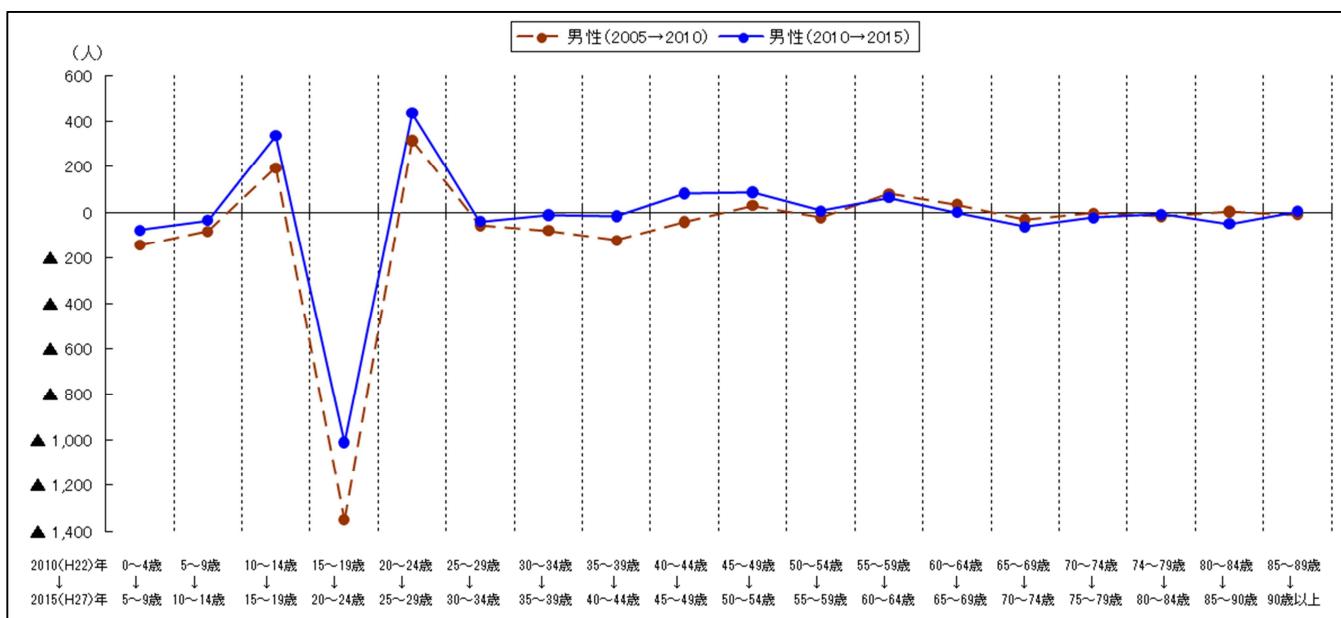
ア 男性の動向

本市における男性の年齢階級別の人団移動状況長期的動向では、15～19歳から20～24歳になるときに大幅な転出超過となっていますが、5年前と比較するとその程度は縮小傾向となっています。

また、5年前の調査では転出超過となっていた20代後半から40代前半までの世代における転出超過も縮小し、40～44歳から45～50歳になる世代においては転入超過の状態に転じるなど、全体的にやや改善の兆しが見られます。

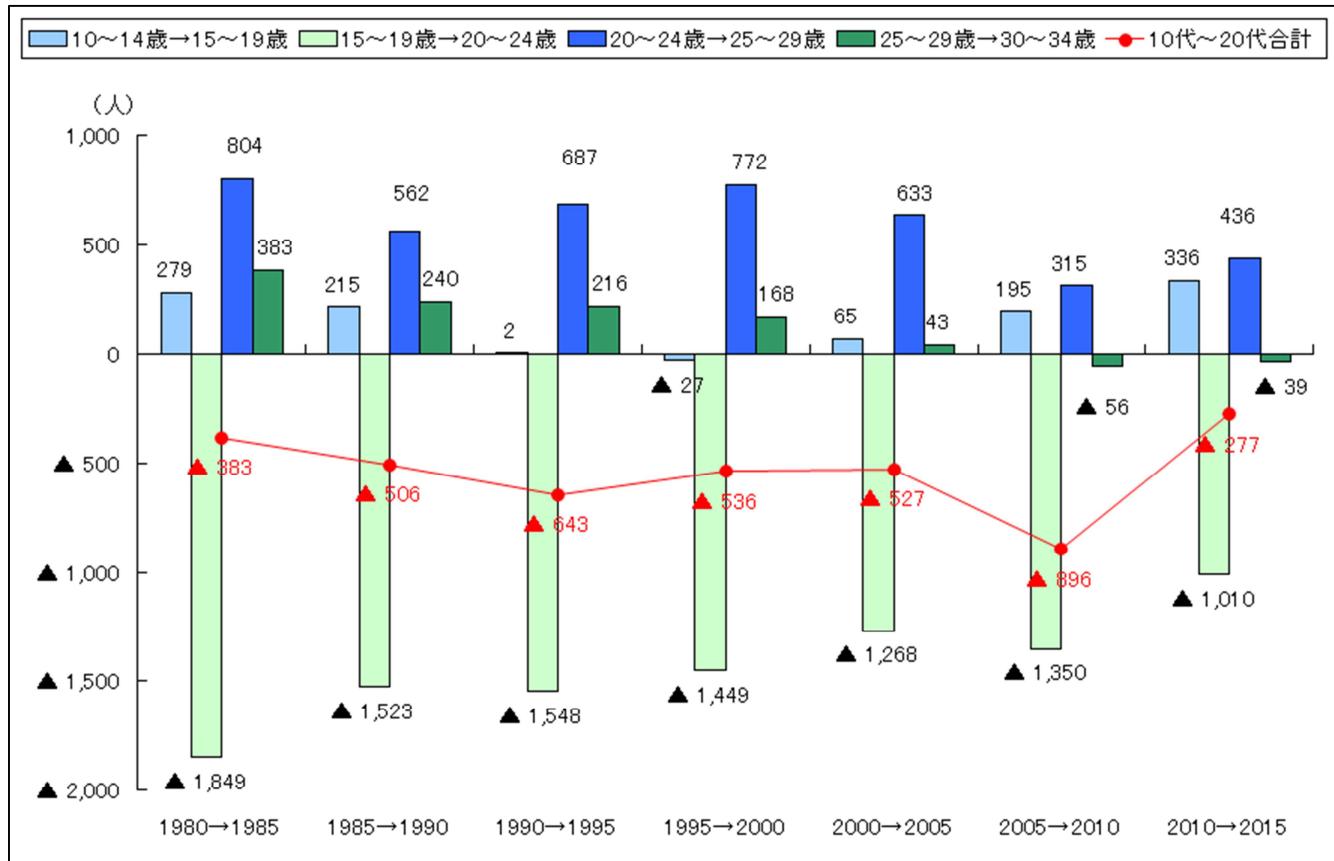
なお、10代から20代の若者の長期的な動向については、大きく落ち込んだ2005年（平成17年）から2010年（平成22年）のマイナス896人からは改善したものの、依然として若年層の転出超過の状況が続いている。

【図表8-1】 年齢階級別人口移動（男性）の5年前との比較



出典：RESAS（国勢調査、厚生労働省「都道府県別生命表」に基づきまち・ひと・しごと創生本部作成）

【図表8-2】 10代から20代の若者の人口移動の長期的動向（男性）



出典：RESAS（国勢調査、厚生労働省「都道府県別生命表」に基づきまち・ひと・しごと創生本部作成）

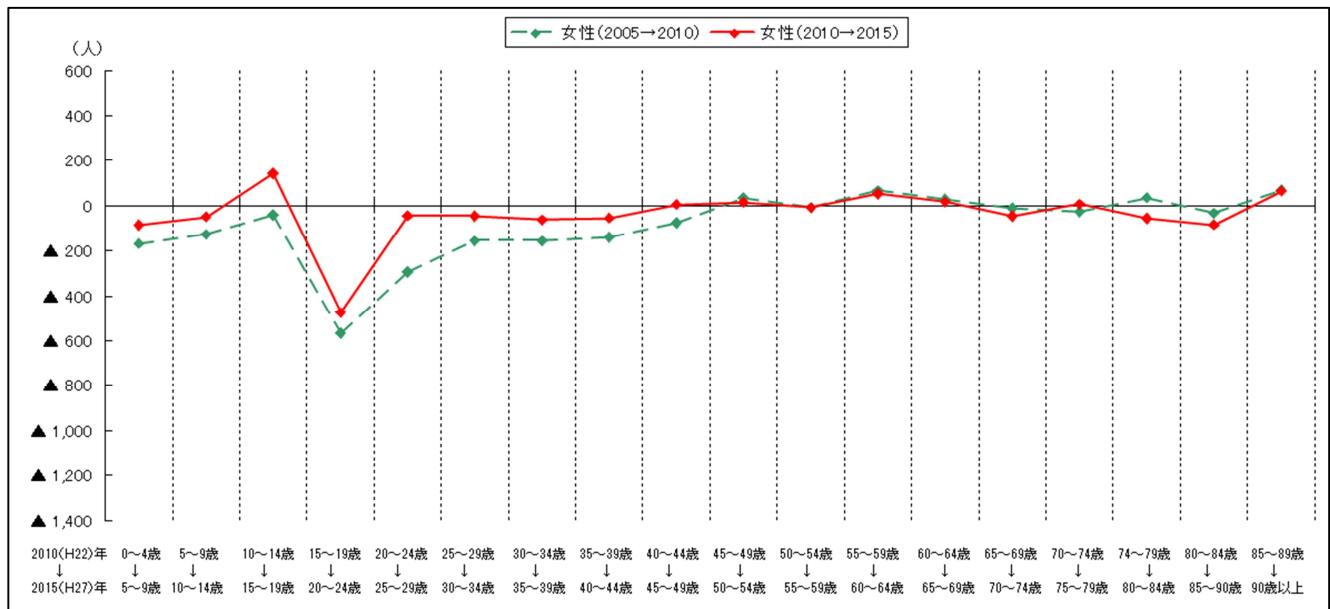
イ 女性の動向

本市における女性の長期的動向では、15～19歳から20～24歳になる年代に大幅な転出超過の傾向となっていますが、5年前と比較するとその程度は縮小傾向となっています。

また、5年前の調査では転出超過となっていた10～14歳から15～20歳になる世代においては転入超過の状態に転じ、20代後半から40代後半までの世代における転出超過も縮小するなど、全体的にやや改善の兆しが見られます。

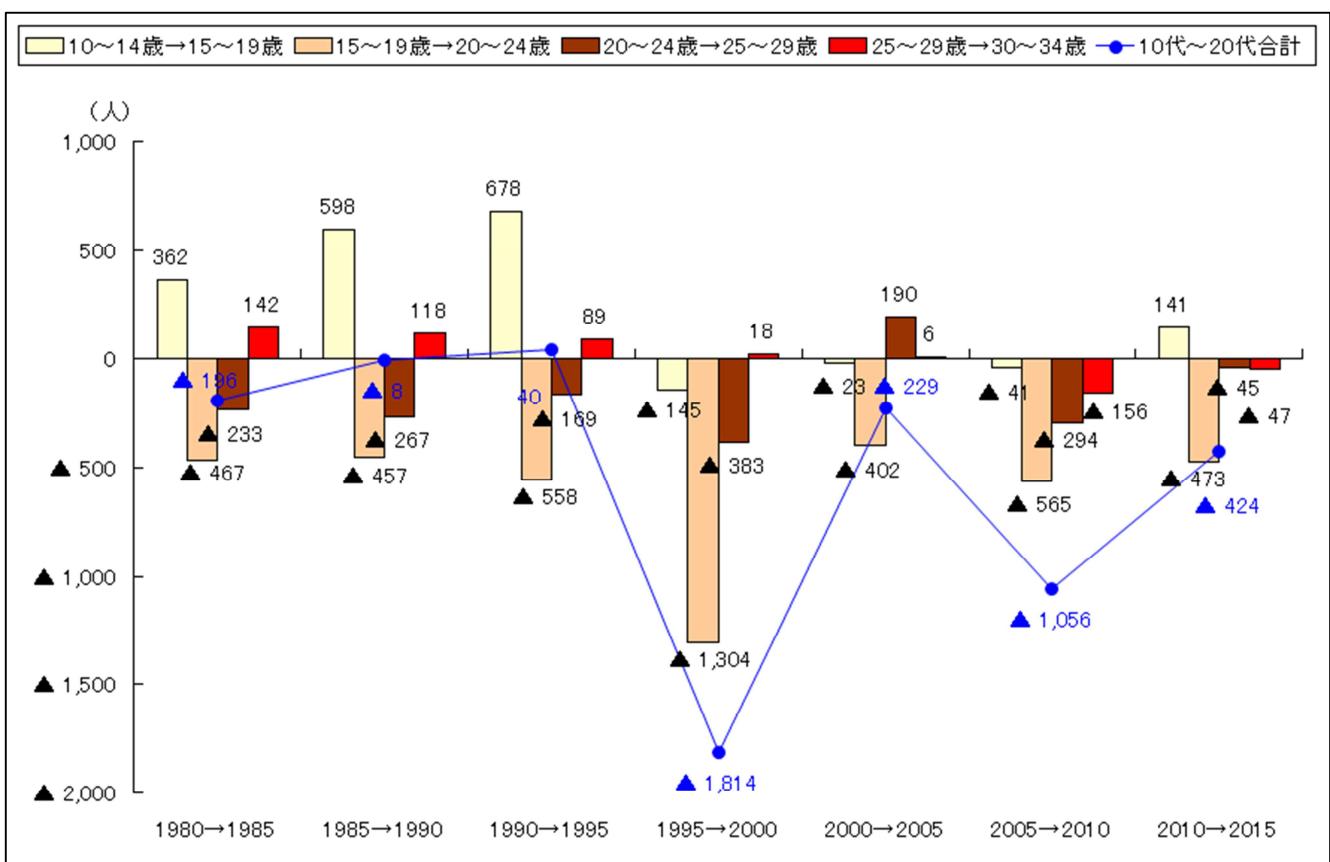
なお、10代から20代の若者の長期的な動向については、1995年→2000年に大きく転出超過となって以降、転出超過の状況が続いています。地方から都市部への女性の流出は、社会減のみならず、自然減の大きな要因にもなるため、若者や子育て世代が地域に住み続けられるよう、多様化するライフスタイルに適応した子育て支援や、女性の活躍を支えるための雇用・就労環境の整備に、引き続き取り組む必要があります。

【図表9-1】 年齢階級別人口移動（女性）の5年前との比較



出典：RESAS（国勢調査、厚生労働省「都道府県別生命表」に基づきまち・ひと・しごと創生本部作成）

【図表9-2】 10代から20代の若者の人口移動の長期的動向（女性）



出典：RESAS（国勢調査、厚生労働省「都道府県別生命表」に基づきまち・ひと・しごと創生本部作成）

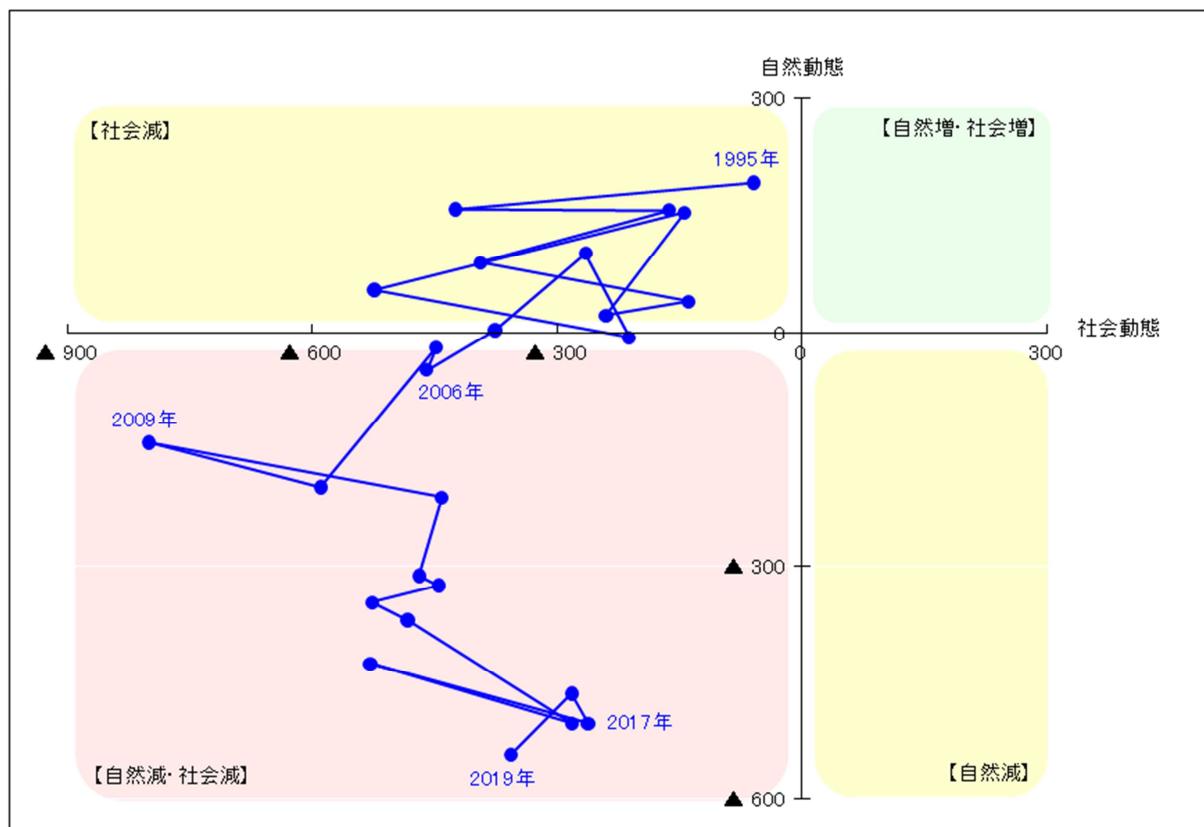
(4) 総人口の推移に与えてきた自然増減と社会増減の影響

自然増減と社会増減を長期的な時系列で見ると、1990年代から2000年代前半にかけて、社会動態は減少し、自然動態は増加で推移していましたが、市の人口がピークであった1995年（平成7年）以降、自然動態の増加が徐々に低下し、2006年（平成18年）以降は自然動態も減少に転じました。

社会動態については、2009年（平成21年）以降は徐々に回復傾向にありますが、自然動態については、その減少数は年を追うごとに大きくなり、2017年（平成29年）以降は、社会動態の減少数を上回る状況が続いています。

人口減少・少子高齢化に歯止めをかけるには、中長期的には人口の自然増が重要であるという観点を改めて認識し、社会減への対策に加えて、自然減対策に資する一層の取組が求められています。

【図表10】 総人口の推移に与えてきた自然増減と社会増減の影響



出典：岡山県毎月流動人口調査【基準日：10月1日】

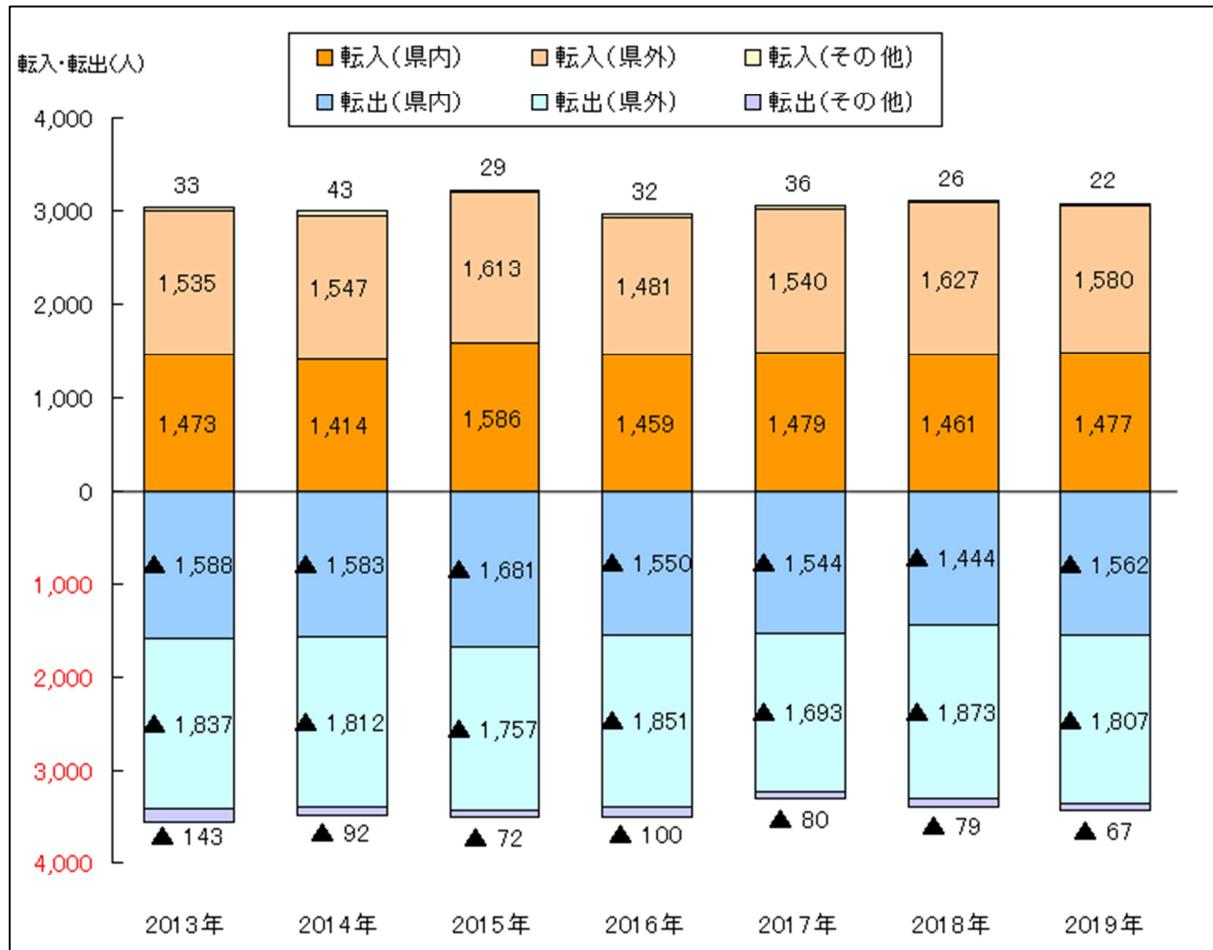
※2013年（平成24年10月中の人口動態）から、職権登録者及び職権消除者、帰化者及び国籍喪失者、外国人の自然動態及び社会動態も集計

※2004年（平成16年）以前については、合併した3町1村の人口動態も集計

(5) 人口移動の最近の状況

転入前の居住地、あるいは転出先の居住地について近年の状況を見ると、転入・転出いずれにおいても、県内、県外の割合に大きな偏差は見られません。また、年を追うごとに転出者の総数は若干減少傾向にあるものの、その割合には大きな変化は見られません。

【図表 11】 人口移動の最近の状況



出典：岡山県毎月流動人口調査【基準日：10月1日】

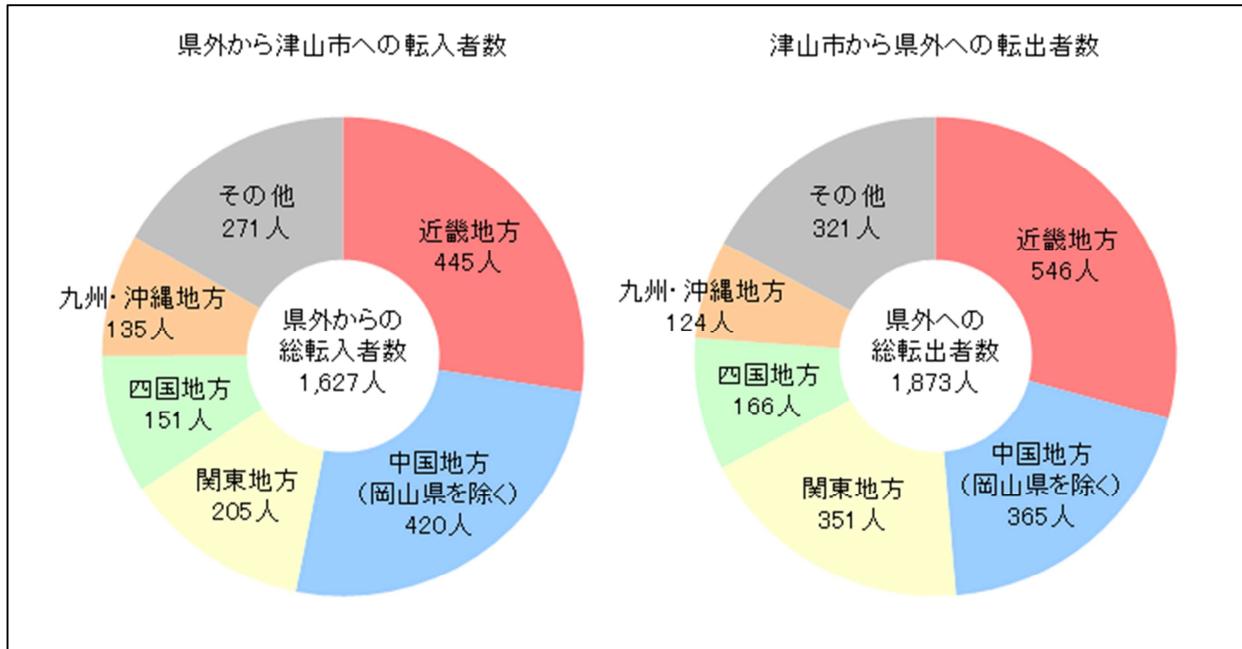
*職権登録者及び職権消除者、帰化者及び国籍喪失者、外国人の自然動態及び社会動態も集計

(6) 県外との人口移動の状況

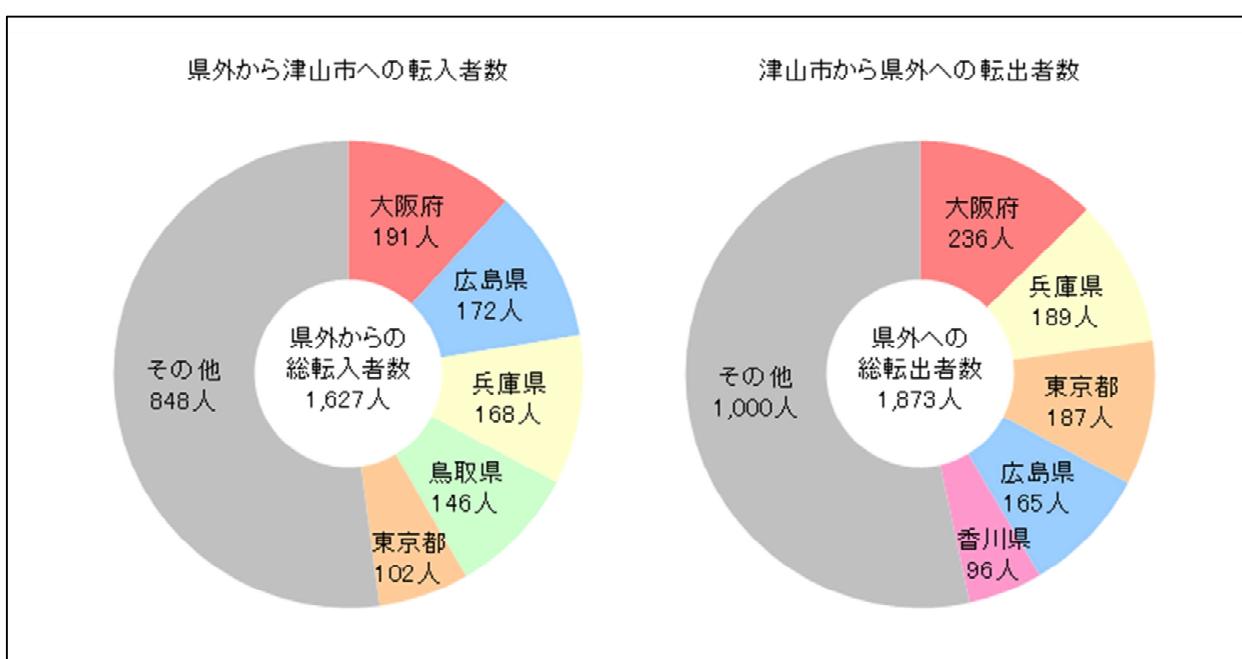
県外から本市への転入状況を見ると、大阪府や兵庫県を中心に近畿地方からの転入が最も多く、次いで広島県や鳥取県など中国地方（岡山県を除く）からの転入が多い状況となっており、共に総転入者数の4分の1以上を占めています。

本市から県外への転出状況についても、近畿地方への転出が最も多く、次いで中国地方（岡山県を除く）、関東地方の順に転出が多くなっています。

【図表 12-1】 津山市 ⇄ 県外の人口移動の状況（地域別）



【図表 12-2】 津山市 ⇄ 県外の人口移動の状況（都道府県別）

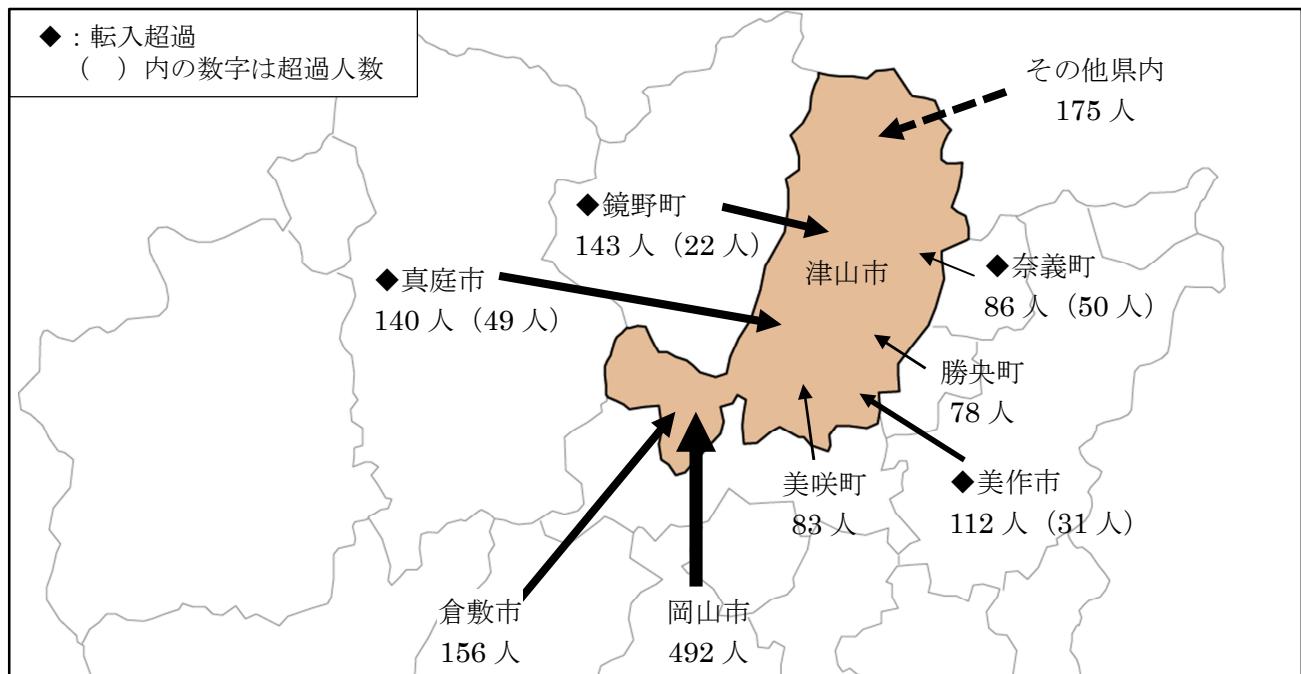


出典：平成 30 年岡山県人口の動き－岡山県毎月流動人口調査から－
※平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日の 1 年間の状況を集計

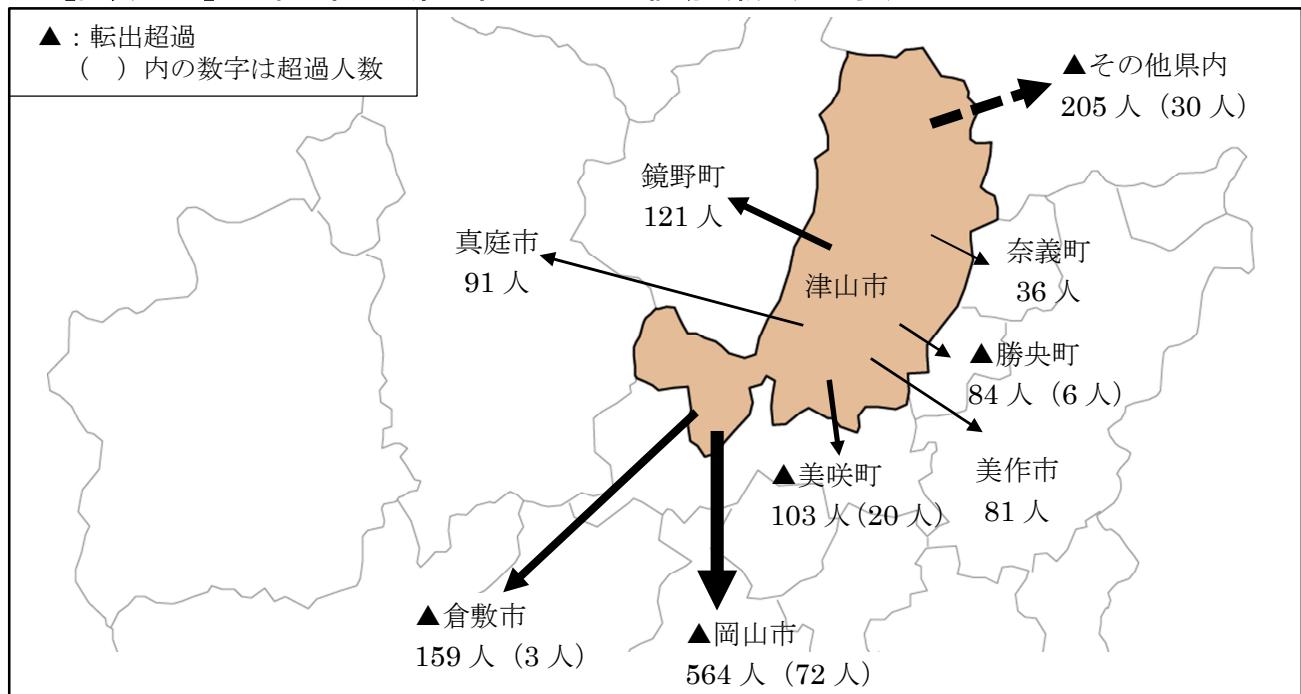
(7) 県内市町との人口移動の状況

本市の2017年（平成29年）10月1日から2018年（平成30年）9月30日までの1年間における県内市町との人口移動の状況を見ると、転入超過は奈義町が50人と最も多く、次いで真庭市の49人となっています。また、転出超過は、岡山市が72人と最も多く、次いで美咲町の20人となっています。

【図表13-1】 県内市町から津山市への人口移動（転入）の状況



【図表13-2】 津山市から県内市町への人口移動（転出）の状況



出典：平成30年岡山県人口の動き -岡山県毎月流動人口調査から-

4 雇用や就労等に関する分析

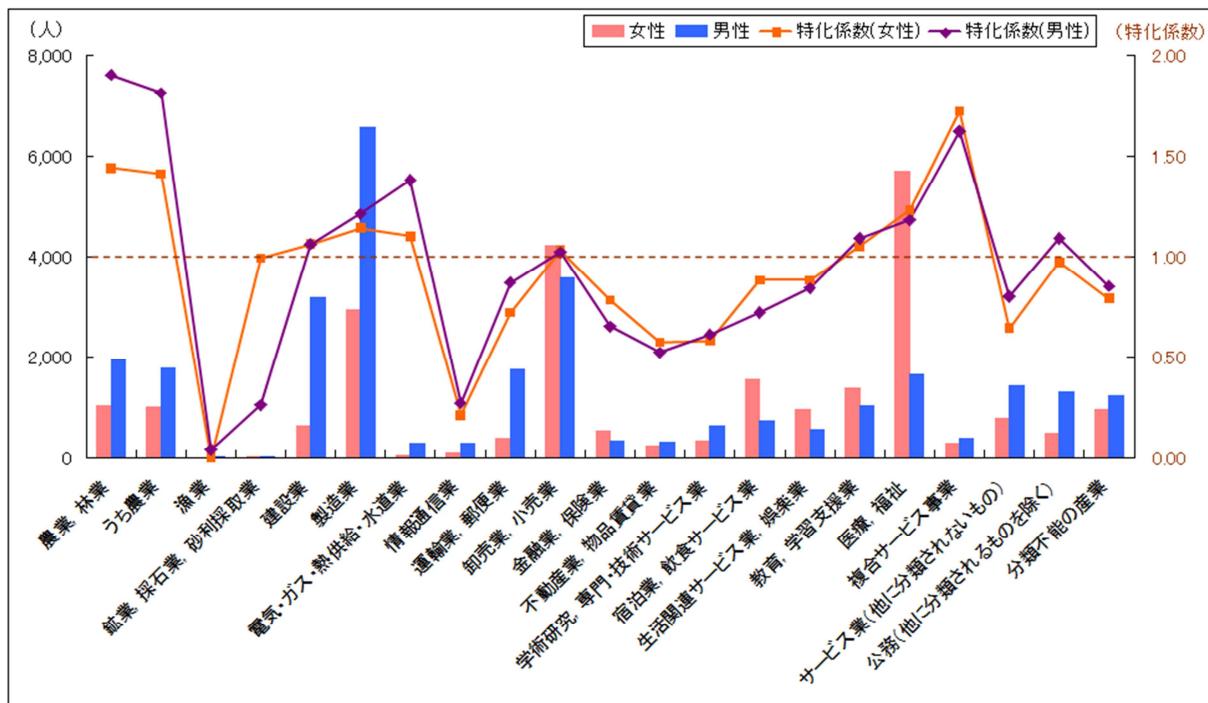
(1) 男女別産業人口の状況

本市における男女別産業人口の状況を見ると、男性は、製造業、卸売業・小売業、建設業の順に就業者数が多く、女性は、医療・福祉、卸売業・小売業、製造業の順に多くなっています。

また、地域の産業構造の特徴（偏り）を表す特化係数¹（市のX産業の就業者比率／全国のX産業の就業者比率）を見ると、「農業」、「複合サービス事業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「医療・福祉」などの産業構成比率が高く、「漁業」、「情報通信業」、「不動産業・物品賃貸業」などは相対的に低いという本市の産業構造の特徴が表れています。

2017年度（平成29年度）に、県北の高校11校と津山工業高等専門学校の生徒を対象に実施した「就職意識調査」によると、若者が将来就職を希望する職業が広く多様な分野にわたっていることが分かります。若者達が高校卒業後、あるいは大学卒業後にUターンをし、地域内に就職・定着するための取組は、社会減対策だけでなく、自然減対策としても重点的に推し進める必要があります。そのためには、地域内に多様な産業を育成し、若者にとって魅力ある雇用を創出することが重要であり、本市の創生に欠かせないものと考えます。

【図表14】 男女別産業人口の状況 2015年（平成27年）



出典：国勢調査【基準日：2015年10月1日】

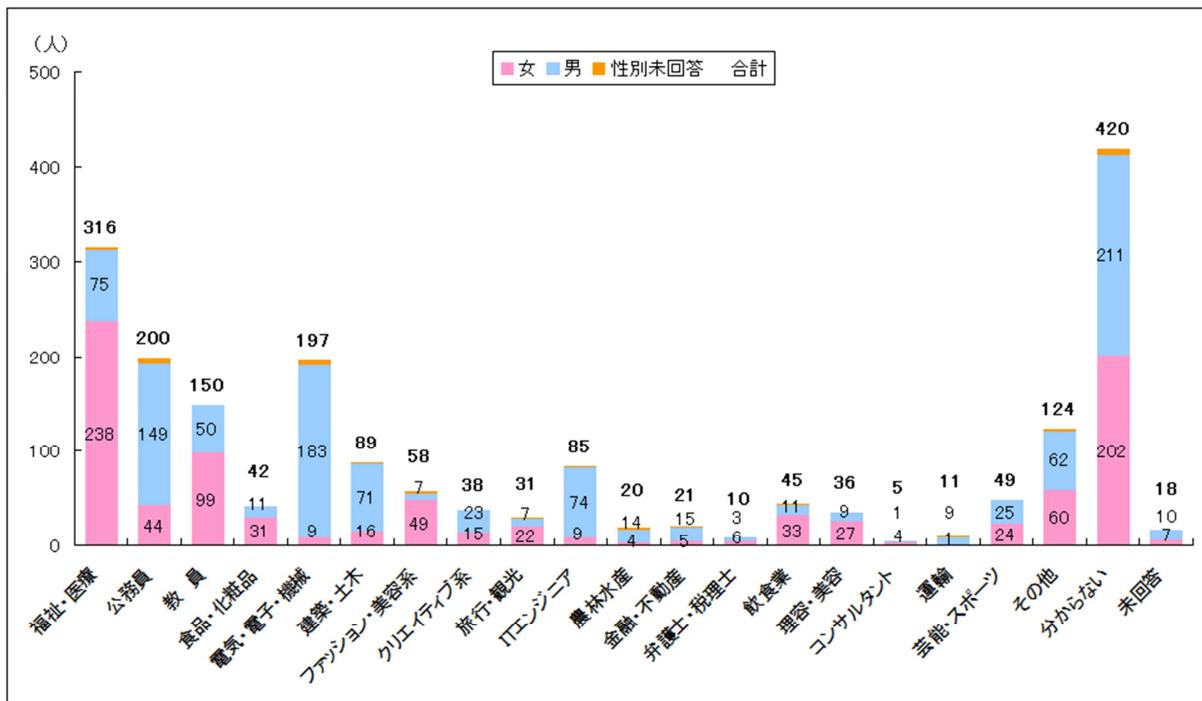
¹ 地域の産業構造の特徴を把握するために、本市の産業別の構成比を全国の産業別の構成比で除することにより、本市の産業構造が全国平均に比較してどの程度の偏りを持っているかを調べる方法。1を超えている産業が全国に比して特化の度合いが強いと言える。

○高校生の就職意識調査

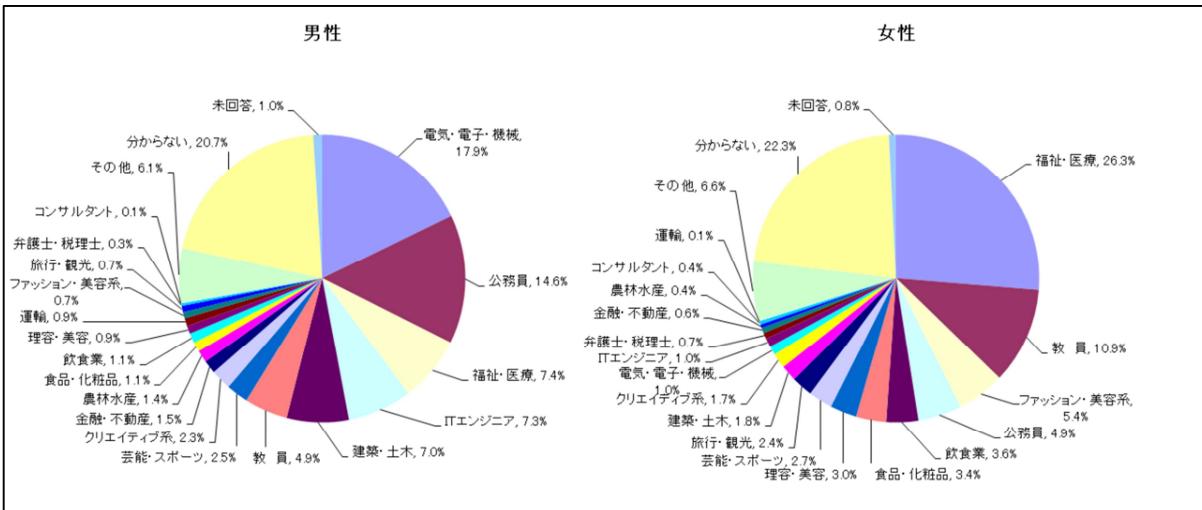
【調査概要】

1. 調査対象：県北の高校 11 校（津山、津山工業、津山商業、津山東、勝山、真庭落合、真庭久世、勝間田、林野、作陽、美作）の 2 年生及び津山高専の 4 年生（回答者総数 1,965 人）
 2. 調査期間：平成 29 年 12 月 15 日～平成 30 年 1 月 16 日

【図表 15-1】 将来就職を希望する業種（業種別）



【図表 15-2】 将来就職を希望する業種（男女別）



出典：高校生の就職意識調査（2017年度）

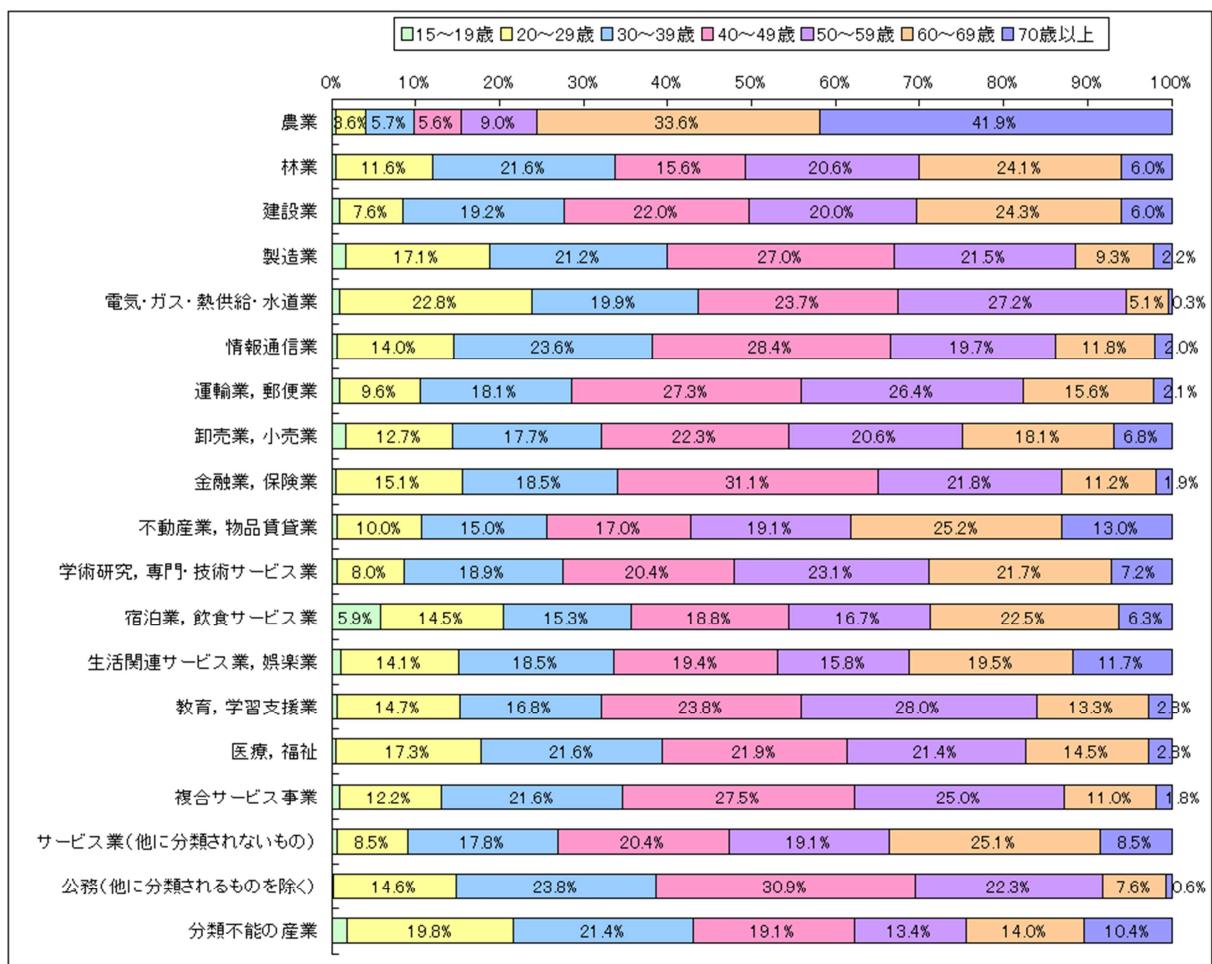
(2) 年齢階級別産業人口の状況

本市で最も特化係数の高い農業の就業人口については、60歳以上が7割以上を占め、40歳未満は1割未満となっています。一方、40歳未満の割合が最も多い業種は、電気・ガス・熱供給・水道業、次いで製造業、医療、福祉となっています。

本市の基幹産業である農業は、今後、高齢化がさらに進んでいくことが予測されることから、新規就業者や担い手の育成に力を入れ、持続的に成長させていく必要があります。そのためには、農業が若者達にとって魅力ある産業として認知されるよう、農業で十分に生計が立てられる仕組みの構築が求められます。

また、全国的に人口減少・少子高齢化が進む中、将来にわたり産業の継続と発展を図るために、若年世代を中心とした人材確保は共通の課題であり、その他の分野においても雇用の場の確保をしっかりと進めていく必要があります。

【図表 16】 年齢階級別産業人口の状況 2015年(平成27年)



出典：国勢調査【基準日：2015年10月1日】

第3節 将来人口の推計と分析

社人研の「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」を活用し、本市の将来人口に及ぼす出生や移動の影響等について分析を行います。

1 本市の人口推計

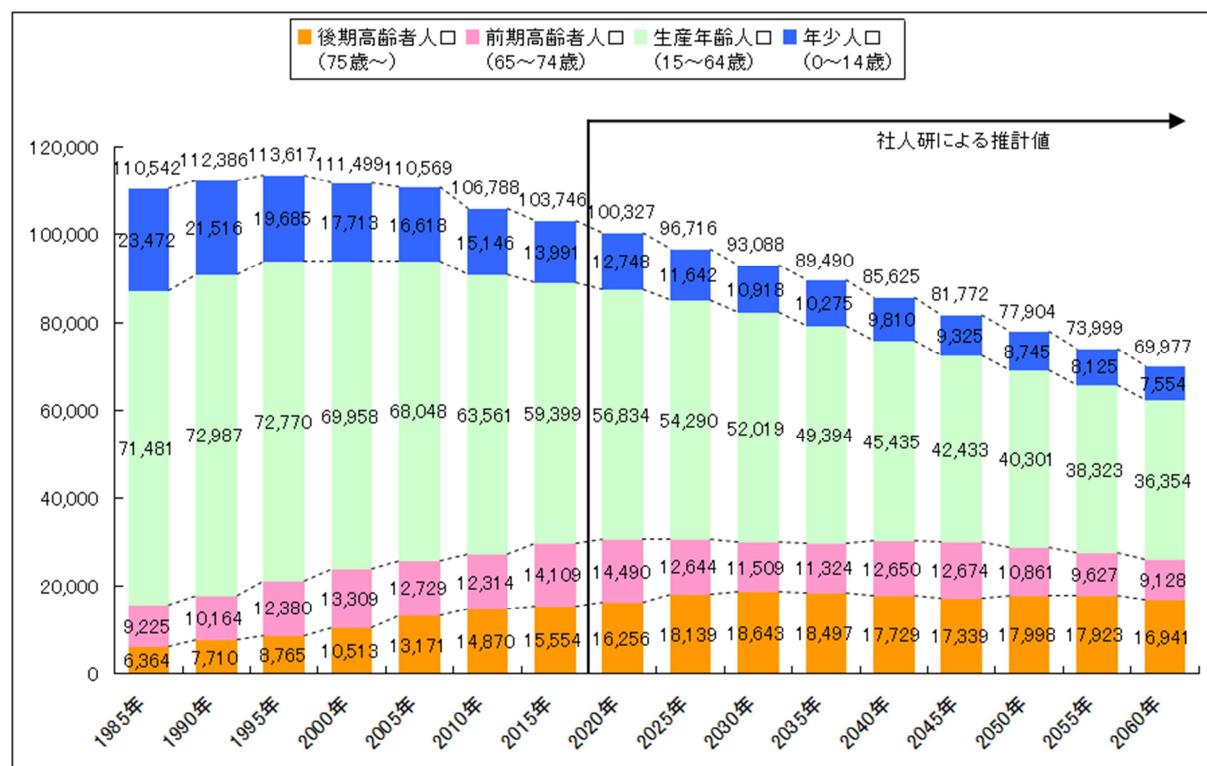
（1）総人口・年齢区分別人口の推計

社人研による本市の人口推計は、2020年（令和2年）以降も人口は減少を続け、2040年（令和22年）には85,625人、2060年（令和42年）には69,977人と、2015年（平成27年）と比較して3割以上減少すると推計されています。

年齢区分別の人口推移を見ると、老人人口（65歳以上）は、2025年（令和7年）に30,783人となり、その後、ほぼ横ばいで推移する見込みとなっています。

一方、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少を続け、2060年（令和42年）には、それぞれ7,554人（2015年の54.0%に減少）、36,354人（2015年の61.2%に減少）になるものと推計されています。

【図表17】 人口の推移と推計

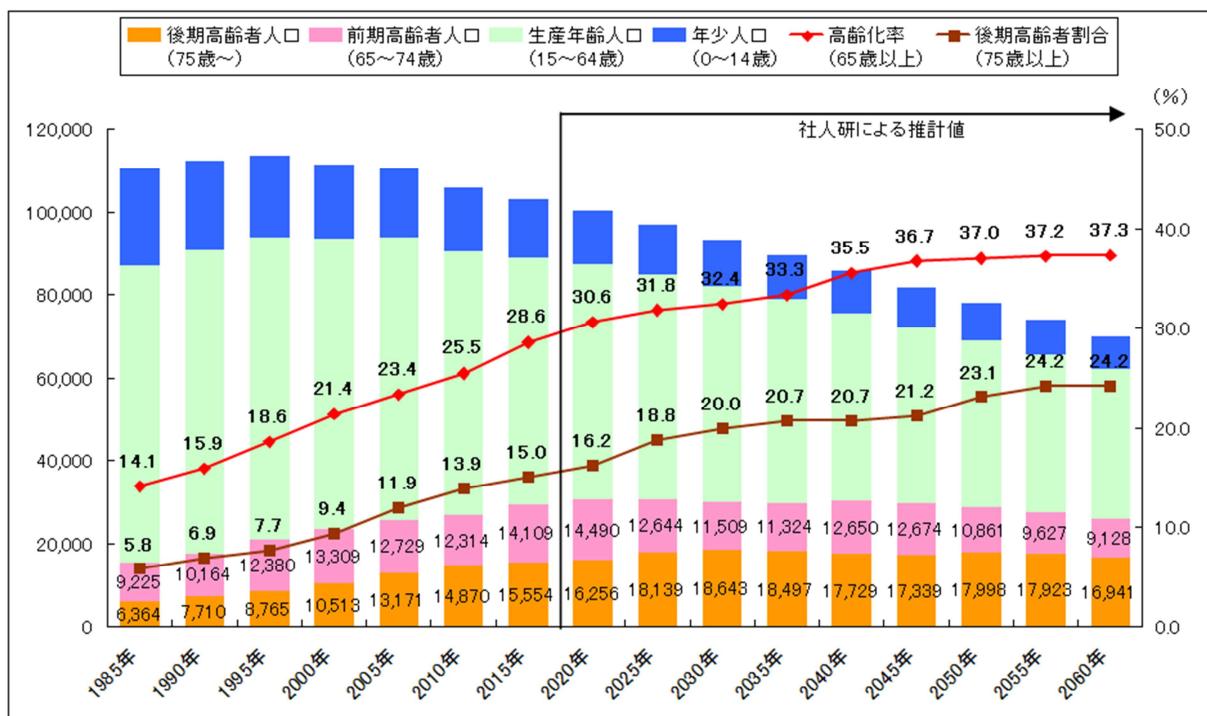


出典：国勢調査【基準日：2015年10月1日】及び社人研【平成30年3月推計】による推計値
総人口には年齢不詳を含む。

(2) 高齢化率及び後期高齢者割合の推計

65歳以上の高齢者人口がほぼ横ばいで推移する中、少子化の急激な進行により、相対的に高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は増加し続け、2060年（令和42年）に37.3%まで上昇すると推計されています。また、高齢者のうち75歳以上の後期高齢者割合も2060年に24.2%となり、4人に1人が後期高齢者となる状況が推測されており、将来にわたって持続可能な公共サービスや生活に必要な支援を提供するためには、市民と行政の協働による地域づくりや高齢者の雇用や活躍の場の創出に向けた取組も進める必要があります。

【図表18】 高齢化率及び後期高齢者割合の推移



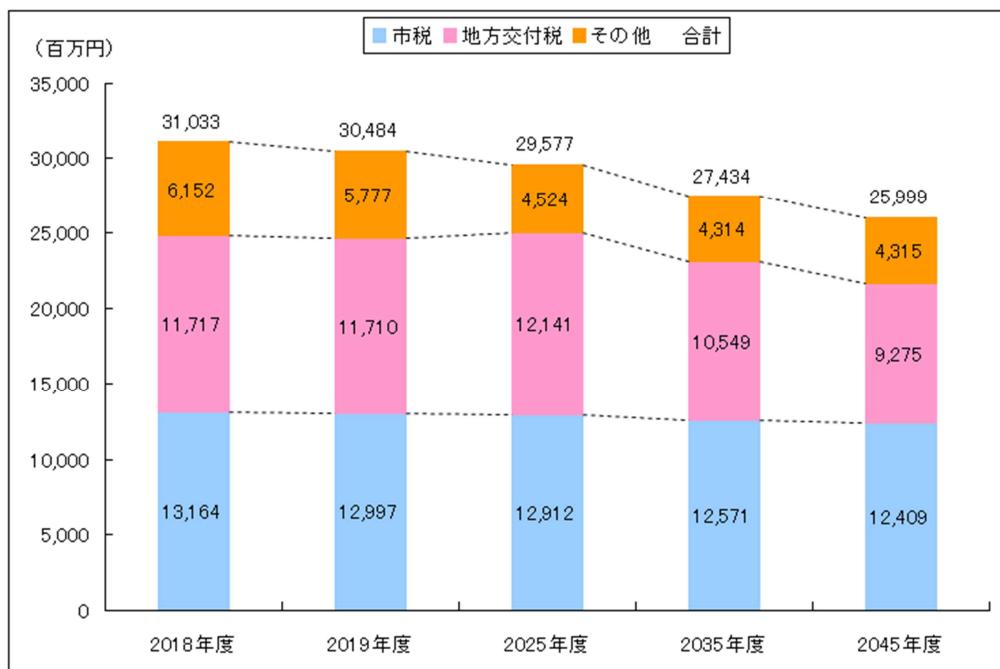
出典：国勢調査【基準日：2015年10月1日】及び社人研【平成30年3月推計】による推計値

2 人口の変化が本市の将来に与える影響

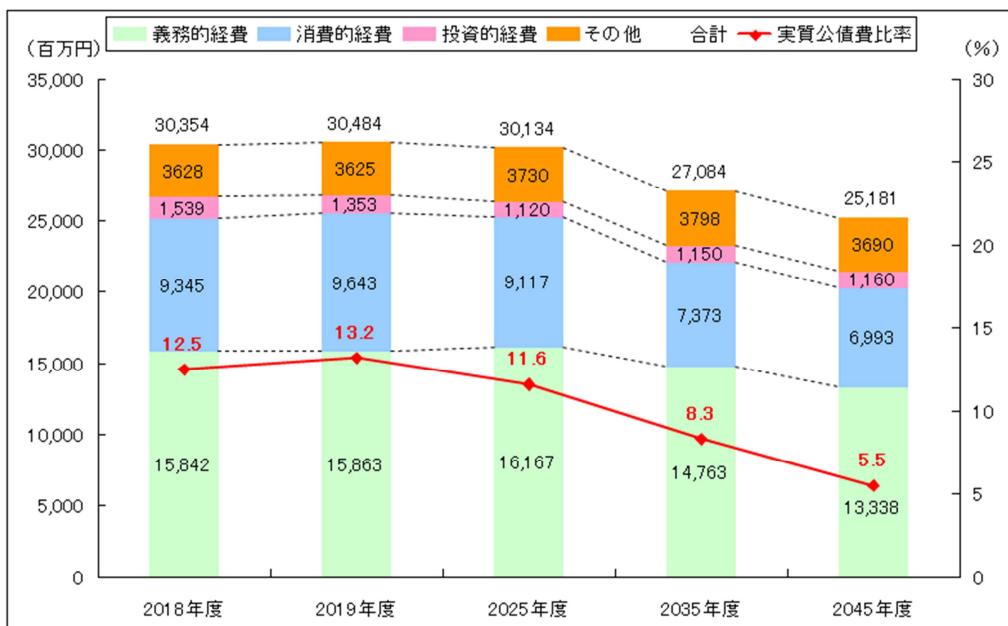
(1) 財政状況への影響

人口減少社会がもたらす人口構造の変化は、市の財政にも大きな影響を及ぼします。人口減少や人口構造の変化（生産年齢人口割合の低下、高齢者人口割合の増加等）は、歳入面では市税及び地方交付税等の減少につながり、2018年度（平成30年度）には、およそ310億円であった一般財源の歳入額は、2045年度（令和27年度）には260億円程度になる見込みです。一方で、歳出については、高齢化の進展により社会保障関係経費が今後も増加することが予測されますが、歳入に見合った行政運営を行うためには、歳出全体の抑制をせざるを得ない状況となっています。

【図表19】 今後の歳入見通し（一般財源ベース）



【図表20】 今後の歳出見通し（一般財源ベース）



3 仮定値による将来人口の推計と分析

(1) 仮定値による人口推計の概要

本市の将来人口を、社人研の推計値（パターン1）を基に、以下3パターンの仮定値を用いて推計の比較を行いました。

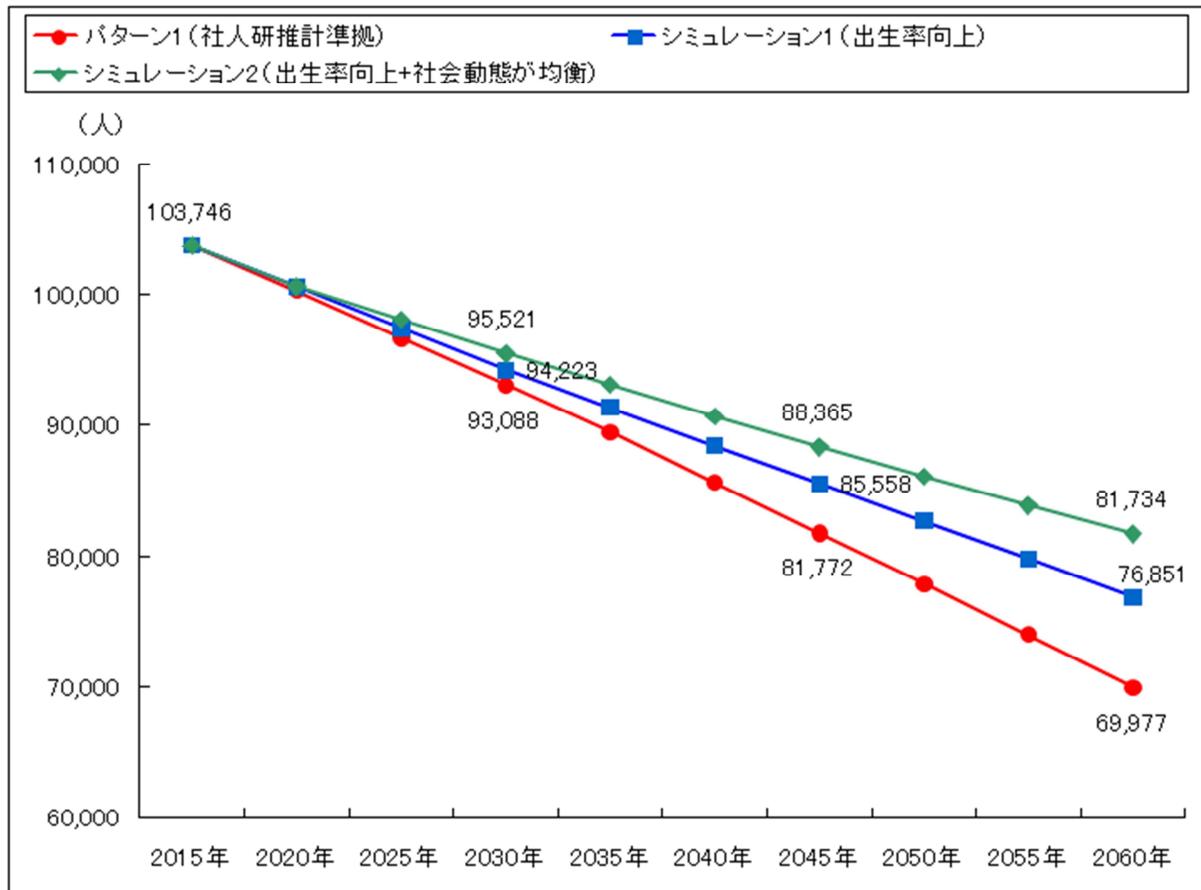
区分	条件設定
①パターン1 推計人口	社人研が日本の地域別将来人口（2018年推計）で示した推計値を基に算出した推計値 2045年（令和27年）以降の生残率と純移動率は、2045年（令和27年）と同率のまま推移すると仮定
②シミュレーション1 合計特殊出生率が向上した場合	パターン1の合計特殊出生率を国の目標と整合させ、2030年に国民希望出生率である1.80、2040年に我が国の人口置換水準である2.07まで上昇したと仮定
③シミュレーション2 合計特殊出生率が向上＋社会動態が均衡した場合	シミュレーション1の合計特殊出生率で、かつ、社会動態が2020年以降は均衡状態（転入と転出が同数となり、移動がゼロ）となったと仮定

上記の推計結果は【図表21】に示すとおり、仮に出生率が2040年（令和22年）までに人口置換水準まで改善しても、社会移動において現状の趨勢が続いた場合は、2060年（令和42年）の人口は76,851人（2015年人口の74.1%）まで減少すると推測されます。（シミュレーション1）

また、社会動態も均衡（転入と転出が相殺）すると仮定した場合、2060年（令和42年）の推計人口は社人研の人口推計より11,000人以上多い81,734人（2015年人口の78.8%）と推測されますが、それでもなお、2割以上の人口減が見込まれています。（シミュレーション2）

また、【図表23】のとおり、0～14歳の年少人口は、シミュレーション2が最も高くなりますが、いずれの場合も現状よりかなり減少する見通しとなっています。

【図表 21】 人口推計シミュレーション結果の比較



【図表 22】 人口推計シミュレーション結果の比較（人口）

区分	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	
パターン1 (社人研推計準拠)	総人口	103,746	100,327	96,716	93,088	89,490	85,625	81,772	77,904	73,999	69,977
	年少人口	13,992	12,748	11,642	10,918	10,275	9,810	9,325	8,745	8,125	7,554
	生産年齢人口	59,850	56,834	54,290	52,019	49,394	45,435	42,433	40,301	38,323	36,354
	老人人口	29,904	30,746	30,784	30,151	29,821	30,380	30,013	28,858	27,551	26,069
シミュレーション1 (出生率向上)	総人口	103,746	100,626	97,408	94,223	91,375	88,461	85,558	82,695	79,811	76,851
	年少人口	13,992	13,046	12,335	12,053	11,854	12,000	12,058	11,772	11,242	10,846
	生産年齢人口	59,850	56,834	54,290	52,019	49,700	46,081	43,487	42,065	41,018	39,936
	老人人口	29,904	30,746	30,784	30,151	29,821	30,380	30,013	28,858	27,551	26,069
シミュレーション2 (出生率向上+社会動態が均衡)	総人口	103,746	100,626	98,088	95,521	93,130	90,696	88,365	86,098	83,893	81,734
	年少人口	13,992	13,046	12,597	12,571	12,584	12,969	13,258	13,207	12,824	12,572
	生産年齢人口	59,850	56,834	54,560	52,531	50,402	47,307	45,186	44,287	43,874	43,465
	老人人口	29,904	30,746	30,931	30,419	30,144	30,421	29,921	28,604	27,195	25,698

【図表 23】 人口推計シミュレーション結果の比較（2015年を基準とする割合）

区分	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	
パターン1 (社人研推計準拠)	総人口	100.0%	96.7%	93.2%	89.7%	86.3%	82.5%	78.8%	75.1%	71.3%	67.5%
	年少人口	100.0%	91.1%	83.2%	78.0%	73.4%	70.1%	66.6%	62.5%	58.1%	54.0%
	生産年齢人口	100.0%	95.0%	90.7%	86.9%	82.5%	75.9%	70.9%	67.3%	64.0%	60.7%
	老人人口	100.0%	102.8%	102.9%	100.8%	99.7%	101.6%	100.4%	96.5%	92.1%	87.2%
シミュレーション1 (出生率向上)	総人口	100.0%	97.0%	93.9%	90.8%	88.1%	85.3%	82.5%	79.7%	76.9%	74.1%
	年少人口	100.0%	93.2%	88.2%	86.1%	84.7%	85.8%	86.2%	84.1%	80.3%	77.5%
	生産年齢人口	100.0%	95.0%	90.7%	86.9%	83.0%	77.0%	72.7%	70.3%	68.5%	66.7%
	老人人口	100.0%	102.8%	102.9%	100.8%	99.7%	101.6%	100.4%	96.5%	92.1%	87.2%
シミュレーション2 (出生率向上+社会動態が均衡)	総人口	100.0%	97.0%	94.5%	92.1%	89.8%	87.4%	85.2%	83.0%	80.9%	78.8%
	年少人口	100.0%	93.2%	90.0%	89.8%	89.9%	92.7%	94.8%	94.4%	91.7%	89.8%
	生産年齢人口	100.0%	95.0%	91.2%	87.8%	84.2%	79.0%	75.5%	74.0%	73.3%	72.6%
	老人人口	100.0%	102.8%	103.4%	101.7%	100.8%	101.7%	100.1%	95.7%	90.9%	85.9%

第4節 人口の将来展望

これまでの本市の人口動向や分析を基に人口の現状と課題を整理し、本市が目指すべき将来の方向性を示すとともに、将来の人口等を展望します。

1 現状と課題の整理

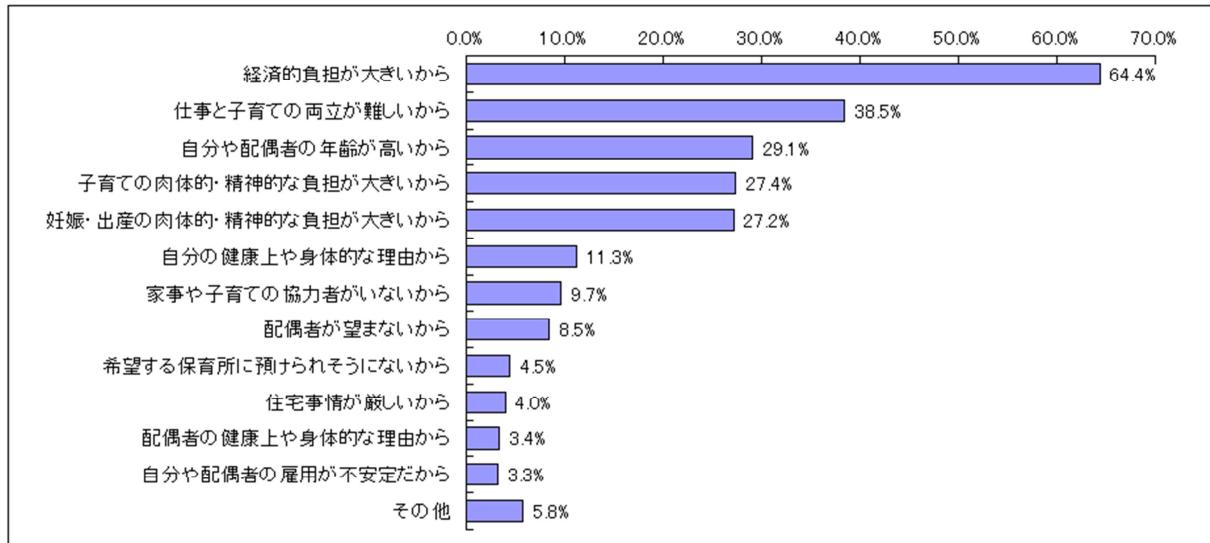
本市の総人口は、1995年（平成7年）をピークにその後は減少を続け、人口減少に歯止めがかかる状況となっています。

年少人口は、それ以前の1985年（昭和60年）頃にピークを迎えた後、生産年齢人口も1990年（平成2年）頃をピークに減少に転じています。また、老齢人口のピークは2025年（令和7年）と予測されています。

人口減少は3つの段階で進行すると言われており、「第1段階」は年少人口と生産年齢人口の若年人口が減少し、老年人口が増加する時期、「第2段階」は若年人口の減少に加え、老年人口の増加が止まり、微減へと向かう時期、「第3段階」は老年人口も減少が進む時期に区分されています。本市は、現在「第1段階」ですが、2025年（令和7年）以降「第2段階」へ移行することが見込まれています。日本全体では2043年（令和25年）から「第2段階」に入ると予測されていることから、全国的にもかなり早い速度で人口減少が進行していることとなります。

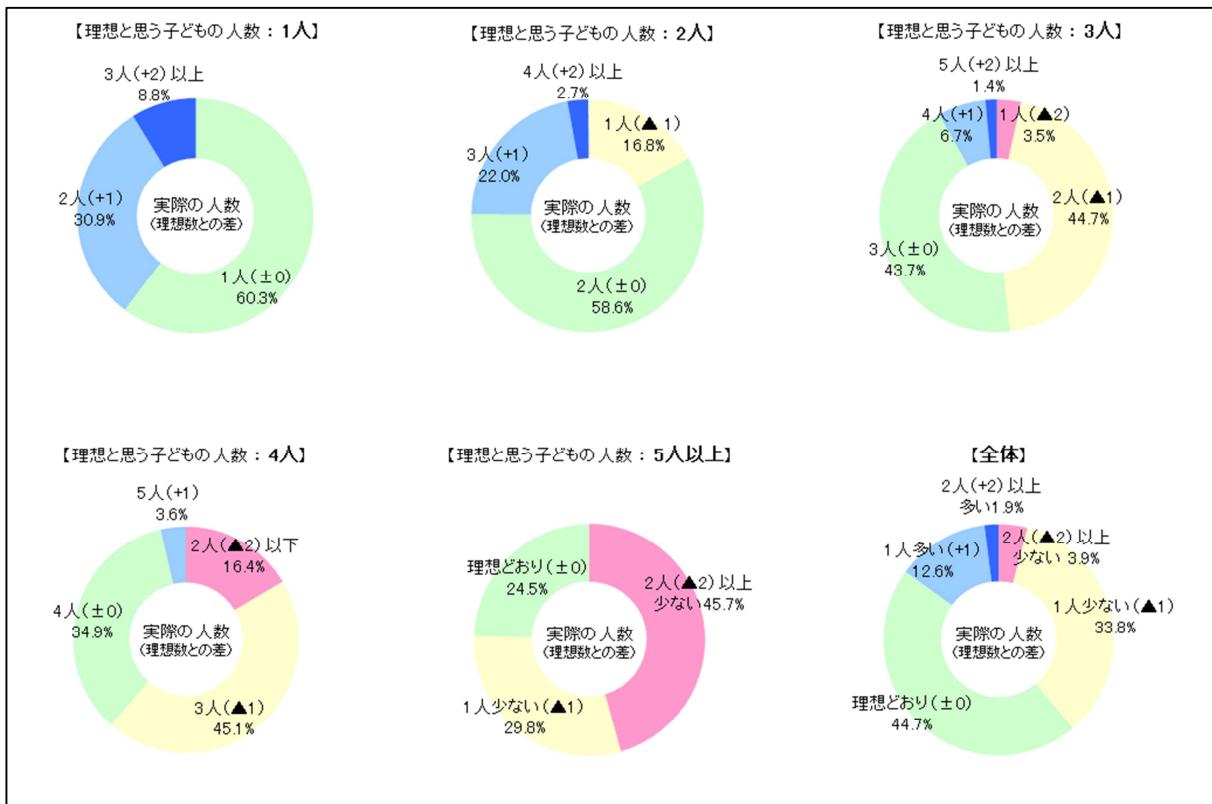
自然動態に大きく影響する本市の合計特殊出生率は1.67（2017年）であり、国民希望出生率1.80、人口置換水準2.07には届かない状況のまま、近年はほぼ横ばいで推移しています。自然動態及び人口構造の改善には出生率の向上が不可欠ですが、岡山県が2018年（平成30年）に実施した「結婚、出産、子育てに関する県民意識調査」によると、子どもを産み育てたいという気持ちがあるとしても、実際には37.7%の人が様々な事情により断念している実態が分かることから、結婚から出産、子育ての希望がかなう環境を整えることにより、出生率の向上を図ることは可能であると考えられます。

【図表24】現実に持てる子どもの人数が理想より少ない理由（複数回答）



出典：結婚、出産、子育てに関する県民意識調査（2018年度）

【図表 25】理想と思う子どもの人数と実際に産み育てる子どもの人数の比較

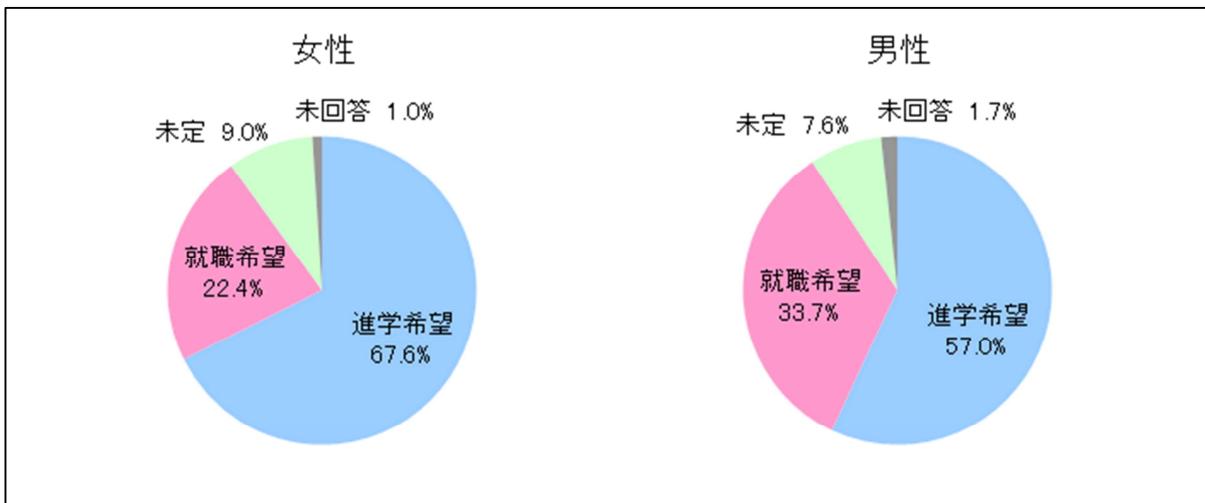


出典：結婚、出産、子育てに関する県民意識調査（2018 年度）

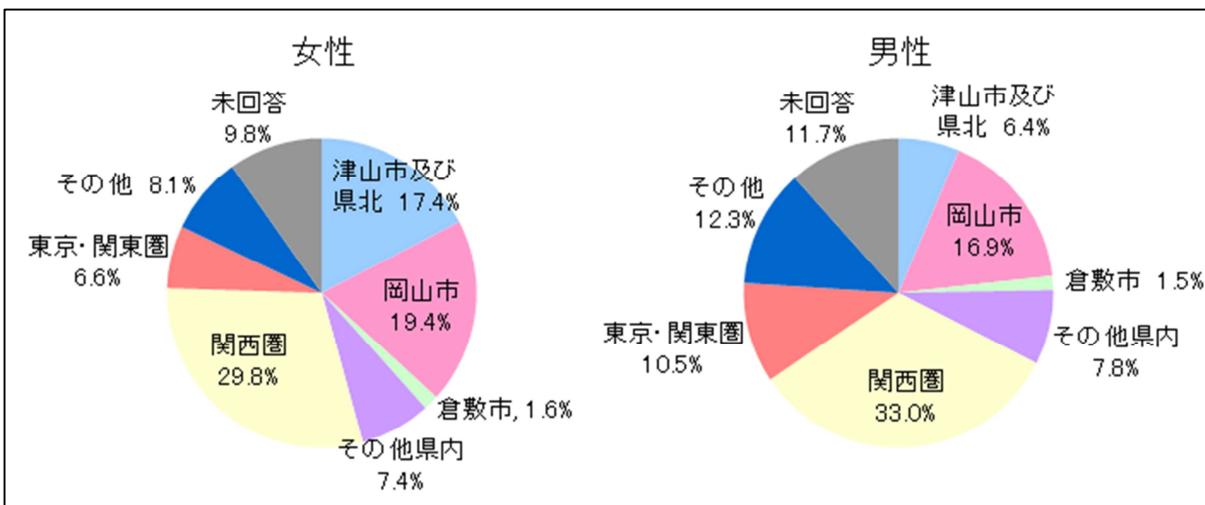
社会動態の減少については、県北 11 校の高校 2 年生及び津山高専の 4 年生を対象に、2017 年度（平成 29 年度）に実施した「高校生の就職意識調査」によると、進学希望者のうち、津山市及び県北での進学を希望する女性は 17.4%，男性においては 6.4% となっており、進学や就職に伴い高校卒業後の世代が転出する、いわゆる「18 歳の崖」が大きな要因となっています。

一方、将来就職を希望する地域については、津山圏域（津山市を中心とする 1 市 5 町）内に就職を希望する学生は、女性は 27.9%，男性は 26.9% と全体の約 4 分の 1 程度に留まっています。地域内に 20 代、30 代の若者にとって魅力あるしごとが増え、それぞれのライフステージに合った就業の希望がかなう雇用環境を整えることで、U ターン就職を増加させることができます。また、そのような取組は、新たな I ターンや J ターンにより地方への就職を希望する若者を呼び込むことにもつながり、地方創生を進める上で重要な要素となります。

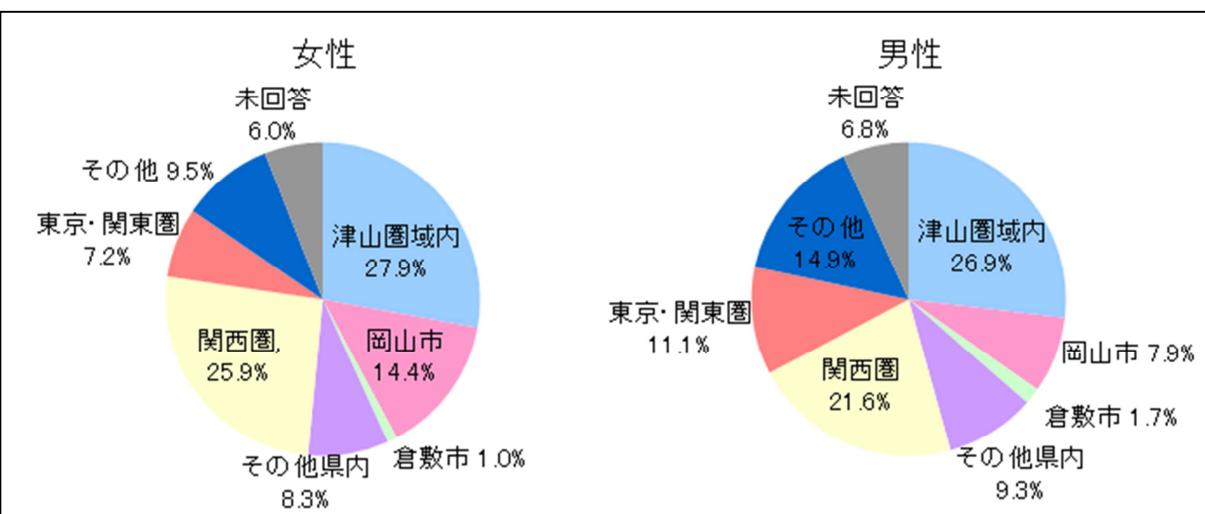
【図表 26】希望する進路



【図表 27】進学先として希望する地域



【図表 28】就職を希望する地域



出典：高校生の就職意識調査（2017 年度）

2 人口の将来展望

本市の人口動向及び現状と課題を踏まえ、次のとおり本市の将来人口における長期展望と目指すべき将来の方向性を示します。

(1) 2060年(令和42年)までの長期展望

国は、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「長期ビジョン」については、現在の人口等の見通しが第1期の当初時点における推計と大きくかい離していないことや、外国人については長期にわたる出入国の状況を見通すことが困難であることを踏まえ、時点修正など必要な検討を行うものの、2060年(令和42年)に1億人を維持とした第1期の目標人口を据え置きました。今後、我が国全体の人口が加速度的に減少していくことが予想される中、本市においても、第5次総合計画及び第1期の津山市まち・ひと・しごと創生総合戦略で設定した将来展望人口を継続し、2025年(令和7年)に95,000人、2060年(令和42年)に70,916人以上の人口を維持するとともに、人口構造の若返りを目指します。

そして、この長期展望の実現のため、次の目標を掲げます。

ア 合計特殊出生率の向上を図る。

2017年(平成29年)の本市の合計特殊出生率は1.67ですが、今後、段階的に向上を図り、第5次総合計画の計画期間の2025年(令和7年)までに1.72に、2030年(令和12年)までに国民希望出生率である1.80を実現し、その後2040年(令和22年)までに人口置換水準の2.07まで引き上げ、2040年(令和22年)以降はこの水準を維持することとします。

イ 若者・子育て世代を中心として社会減に歯止めをかける。

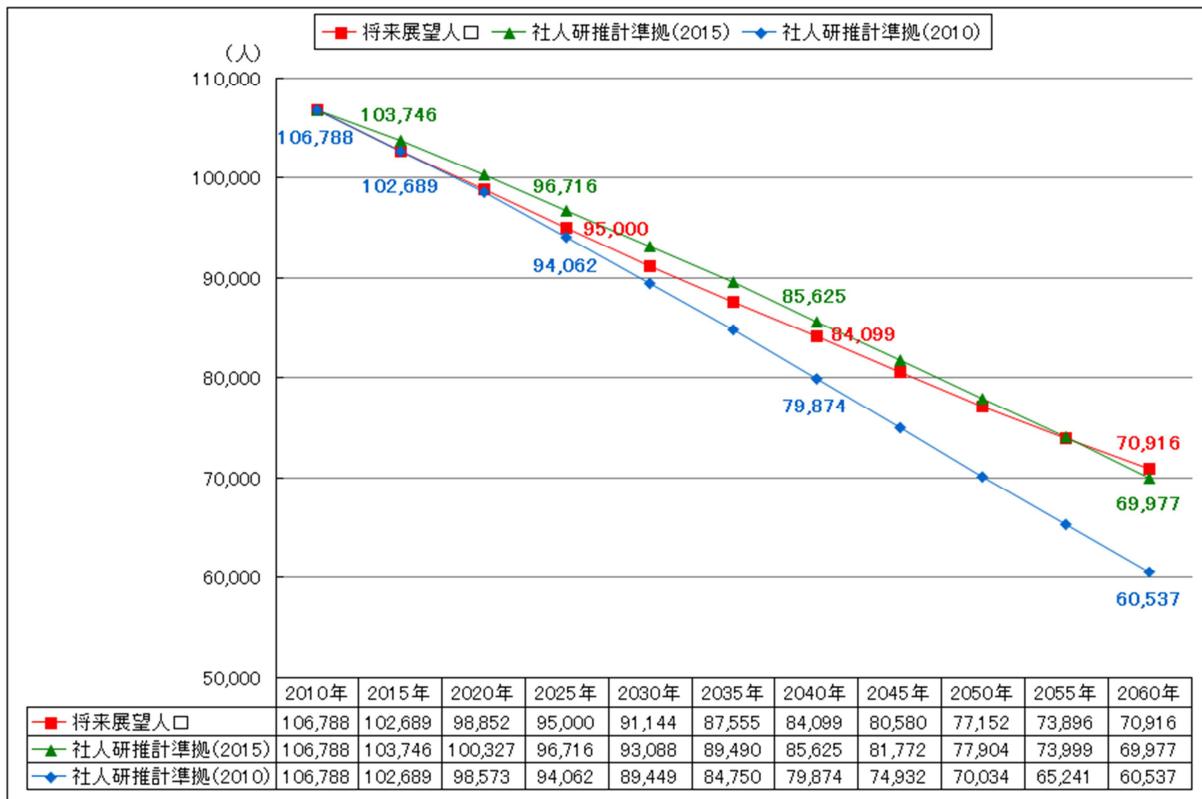
進学や就職により、人口流出が最も顕著となる高校や大学・高専を卒業する世代と、20代後半から40代後半までの子育て世代を中心に入人口流出に歯止めをかけることで、2060年(令和42年)までに社会動態(転入と転出)を均衡させることを目指します。

(2) 社人研の将来人口推計との比較

第1期計画では、合計特殊出生率の向上と社会動態の均衡を図ることにより、社人研が日本の地域別将来人口(平成25年3月推計)で示した推計値を基に算出した本市の2060年(令和42年)の総人口に対し、約1万人多い70,916人とする目標を本市の将来展望人口として設定しました。

その後に行われた2015年(平成27年)の国勢調査では、本市の人口は当初の予想を1,057人上回る103,746人であったことから、社人研が日本の地域別将来人口(平成30年3月推計)で示した推計値を基に算出した2060年(令和42年)の本市人口は69,977人と見込まれています。

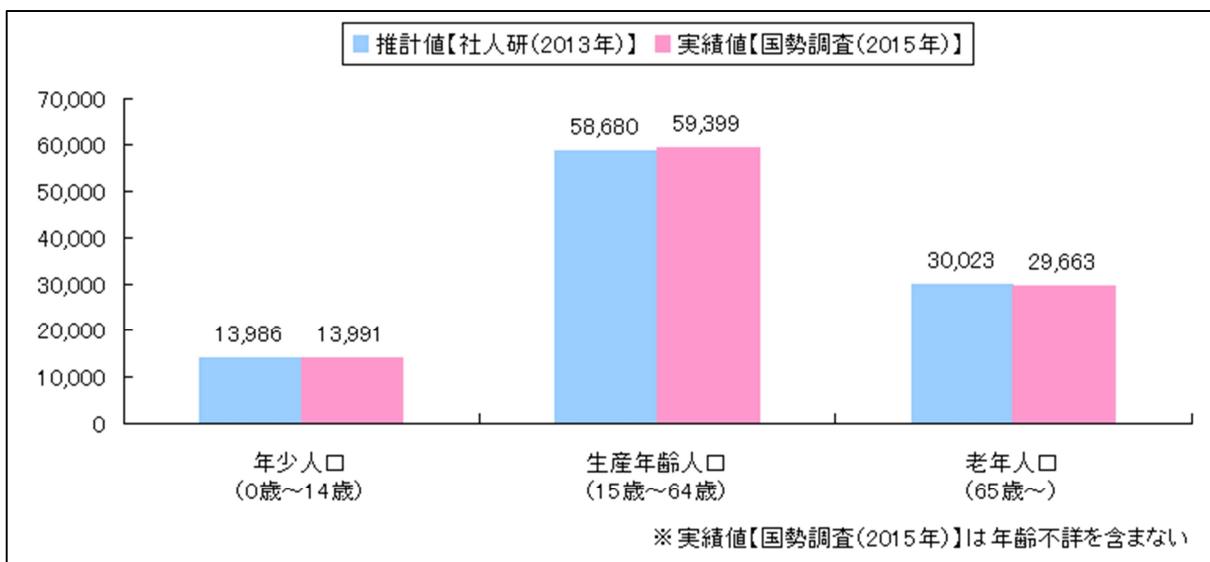
【図表 29】津山市の人口の長期的な見通し



一見すると人口動向が幾分改善したように思われますが、年齢 3 区別に 2015 年（平成 27 年）の推計値と実績値を比較してみると、生産年齢人口が僅かに増加したのみで、人口構造の改善に大きく影響する年少人口や高齢者人口は、ほぼ推計値通りの結果となっており、少子高齢化の進行に歯止めがかかっていないことが分かります。

本市が目指す人口構造の若返りを実現するためには人口の自然増が重要であり、そのためにも 20 代、30 代の若者の定住につながる取組を強化する必要があります。

【図表 30】2015 年推計値（社人研）と実績値（国勢調査）の比較



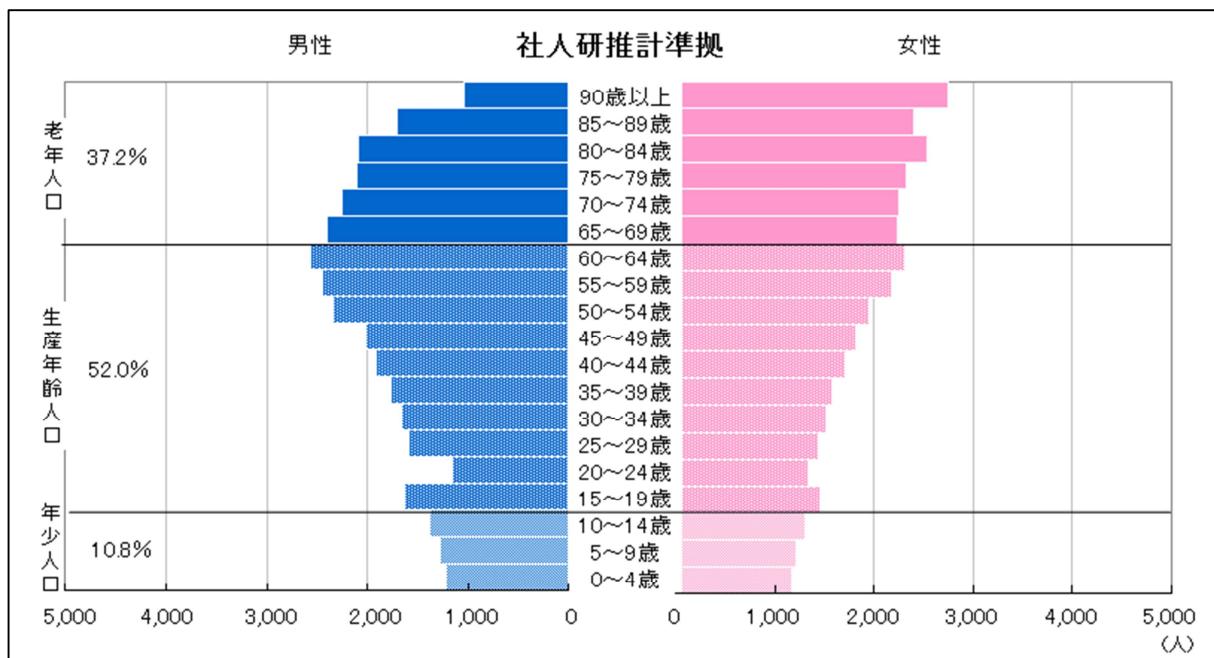
出典：社人研【平成 25 年推計】及び国勢調査【基準日：2015 年 10 月 1 日】

(3) 社人研との人口構造の比較

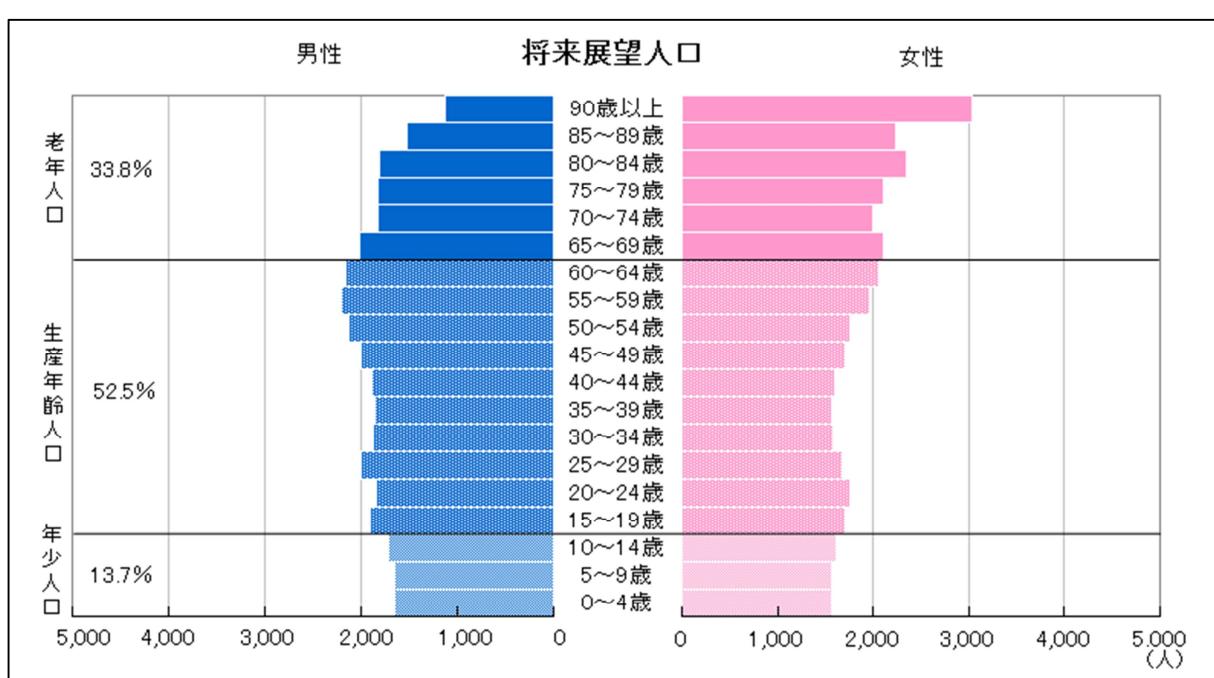
社人研の推計によると、2060年（令和42年）の年少人口割合は10.8%，生産年齢人口は52.0%となり、老人人口は37.2%まで上昇する見通しとなっています。

これに対し、本市の将来展望では、年少人口割合は13.7%，生産年齢人口は52.5%，老人人口は33.8%となり、人口構造が安定した状態に向かうこととなります。

【図表31】社人研推計人口における2060年度（令和42年度）の人口構造



【図表32】将来展望人口における2060年度（令和42年度）の人口構造



3 目指すべき将来の方向

2019年（平成31年）12月、国は、第2期（2020年度～2024年度）「総合戦略」を策定し、第1期の枠組を引き続き維持し、地方創生のより一層の充実・強化に取り組む方針を打ち出しました。

そして、地方においても次期「地方版総合戦略」を策定し、地方創生の充実・強化に向け、切れ目無く取組を進めることを求めていきます。

本市においても、2015年（平成27年）10月に「津山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、これまで地域の実情に即した具体的な取組を進めてきたところですが、国のかうした方針を踏まえ、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）を計画期間とする第2期「津山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、引き続き本市の創生に向けた取組を着実に進めます。

第2章の総合戦略においては、こうした観点から本市が目指すべき将来の方向と目標を掲げるとともに、今後5年間の本市の創生に向けた取組を示します。

第2章 総合戦略

第1節 総合戦略の趣旨

1 目的

第2期総合戦略は、本市が直面している人口減少、少子高齢化に歯止めをかけ、将来にわたり発展し、活力あふれるまちを実現するため、国が2019年（令和元年）12月に策定した第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」や岡山県が策定した「おかやま創生総合戦略」との調和を図りつつ、第1章で示した人口ビジョンによる将来の展望を基に、目指すべき方向性と具体的かつ実践的な施策を示すものとします。

2 総合戦略が目指す2つの大目標

本市の総合戦略は、次の2つを大目標として掲げます。

(1)あらゆる施策を講じて人口減少・少子化を食い止め、人口構造の若返りを図り、まちの活力を創出する。

人口減少・少子化の進行は、地域の経済・消費活動、雇用の安定的な確保に大きな影響を及ぼし、コミュニティの活力維持も困難となります。

また、税収の減少による行政サービスの提供や社会保障費の確保が困難となる事態も予想され、それらが負の連鎖となって、さらなる人口減少・少子化が加速することとなります。

そのため、人口の将来展望の実現を目指し、本市のあらゆる施策を連携させ、何としても人口構造の若返りを図りつつ、人口減少と少子化に歯止めをかけていくこととします。

(2)住みやすさを追求し、住み続けたい・住んでみたい、誇りに思えるまちを実現する。

人口減少・少子化だけでなく、本市に住む市民のみなさんがそれぞれのライフステージにおける日々の暮らしの中で、安心して幸せに生活でき、これからも「住み続けたい」と感じていただけるようなまちづくりが必要です。行政のみならず地域全体が連携・協力し「住みやすさ」を追求し、市民はもとより、本市出身者が、いつも心にふるさと津山への愛着と誇りを持ち続けられるまちづくりを進めます。

そして、積極的に津山のまちの魅力を情報発信し、地方への移住・定住を希望する方が津山に「住んでみたい」とあこがれるまちを目指します。

3 総合戦略の位置付け

総合戦略は、喫緊の課題である人口減少問題に対応し、地方創生を成し遂げていくため、「第1章 人口ビジョン」に掲げた本市の将来展望の実現のために、2つの大目標と4つの基本目標に基づき策定するもので、第5次総合計画の下位計画とします。また、各分野における個別計画との整合を図り、2060年（令和42年）を見据えながら2020年度（令和2年度）

からの5年間に取り組むべき施策を「総合戦略事業」と位置付けた行動計画とします。

4 基本目標の設定と政策検証の枠組

(1) 基本目標の設定と政策検証の枠組

本市の総合戦略の「2つの大目標」のもと、その実現に向けて4つの「基本目標」を設定するとともに、5年後を基本として実現すべき成果にかかる数値目標を設定します。

また、「基本目標」ごとに講すべき施策の基本方向と具体的な施策を記載し、各施策の効果を客観的に検証できる指標(重要業績評価指標(KPI) Key Performance Indicators)を設定します。

さらに、まち・ひと・しごとの創生に向けた国の示す政策5原則（注1）を基に、産・官・学・金・労・言・市民公募委員で組織した津山市地域創生推進会議において、毎年度PDCAサイクルによる事業評価の検証を行い、必要に応じて見直しを行うこととします。

(注1) まち・ひと・しごとの創生に向けた国の示す政策5原則

- | | |
|--------|---|
| ア 自立性 | 地方自治体・民間事業者・個人等の自立につながるような施策に取り組む。 |
| イ 将来性 | 施策が一過性の対症療法にとどまらず、将来に向かって、構造的な問題に積極的に取り組む。 |
| ウ 地域性 | 地域の強みや魅力を活かし、その地域の実態に合った施策を、自主的かつ主体的に取り組む。 |
| エ 総合性 | 施策の効果をより高めるため、多様な主体との連携や、他の地域、施策との連携を進めるなど、総合的な施策に取り組む。そのうえで、限られた財源や時間の中で最大限の成果を上げるために、直接的に支援する施策に取り組む。 |
| オ 結果重視 | 施策の結果を重視するため、明確なPDCAメカニズムの下に、客観的データに基づく現状分析や将来予測等により短期・中期の具体的な数値目標を設定したうえで施策に取り組む。その後、政策効果を客観的な指標により評価し、必要な改善を行う。 |

(2) 第2期戦略の取組における新たな視点の設定

基本目標の達成に向けては、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、次の4つの視点を加えて取り組むものとします。

- ア 都市圏と地方のつながりを築く
 - ・「関係人口」の創出、拡大
 - ・地方への資金の流れの創出、拡大
- イ 人が集う、魅力を育む
 - ・稼ぐ地域の実現
 - ・都市機能の充実

- ・地域資源を活かした地域活性化
- ウ 新しい時代の流れを力にする
 - ・Society5.0の活用、推進
 - ・地方創生SDGsの理念に沿ったまちづくり
- エ 地方創生を担う人材の活躍を推進
 - ・多様な分野における専門人材の育成、確保
 - ・誰もが活躍できる地域社会の推進

(3) 総合戦略の取組における基本目標

基本目標I 地域経済を活性化させ、安定した雇用を創出する。

⇒『しごとの創生』

本市の基幹産業（農林業・製造業・観光産業）を中心に、担い手確保や人材育成、高付加価値化や販路拡大に取り組み、強くて儲かる産業にするための取組を進めます。また、人材と雇用のマッチングにも注力し、若者が住みたいと思えるまちを実現します。

基本目標II 誇りと魅力を感じるまちづくりで、津山市への新たな人の流れを創出する。

⇒『しごとの創生』、『ひとの創生』

移住希望者へのトータルサポート体制の強化を図り、出身者はもとより、移住者を受け入れ、住み続けたい・住んでみたい“まち”を実現します。また、スポーツなどの全国大会の開催や、通過型観光から滞在型観光への転換を図ることにより、交流人口増加による消費拡大を図り、地域経済への波及効果を高めます。さらに、地域住民との交流がイノベーションや新たな価値を生み、内発的発展につながるほか、将来的な移住者の増加にもつながることが期待される「関係人口」の創出、拡大に取り組みます。

基本目標III 若い世代を中心として、結婚・出産・子育ての希望がかなうまちを実現する。

⇒『ひとの創生』

人口減少を克服するため、結婚につながる出会いの場の創出、妊娠から出産・子育てが安心して行える切れ目のない支援、ワーク・ライフ・バランスの実現、質の高い子どもの教育環境づくりなど、若い世代が安心して働き、希望どおり結婚でき、安心して出産・子育てができる社会を実現します。

基本目標IV これからの時代に対応した持続可能なまちづくりと地域間連携を進める。

⇒『まちの創生』

岡山県北の拠点都市として利便性の高い都市機能を拡充していくために、市街地における都市機能の集積、周辺部においては生活サービス機能の維持、そして市街地と周辺部を結ぶ公共交通網の形成を図るなど、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めます。また、将来

にわたって持続可能な公共サービスが提供できるよう、生活圏を同じくし、多くの面で密接に関連する近隣自治体との地域間連携強化を図ります。さらに、市民と行政の協働によるまちづくりを進め、地域の課題解決力の向上と、誰もが居場所と役割を持ち活躍できる地域社会を実現します。

5 計画期間

2020 年度（令和 2 年度）から 2024 年度（令和 6 年度）までの 5 年間の計画とします。

第2節 総合戦略の具体的取組

基本目標 I 地域経済を活性化させ、安定した雇用を創出する。⇨

『しごとの創生』

1 産業の成長と雇用の創出による「しごと」と「ひと」の好循環への取組

数値目標

新たな雇用創出数【100人（平成30年度）】

⇒ 5年間累計700人（令和2年度～令和6年度）

《基本的な方向》

本市の人口移動の現状においては、高校卒業後、大学等への進学や就職などで、多くの若者が市外に流出している、いわゆる「18歳の崖」が大きな課題となっています。また、一旦流出した若者が本市地域に帰り、希望する職業に就業できる環境が十分整っていないことも課題となっています。

このような状況を克服するため、産業の活性化によって「しごと」を創出し、市外からの人の流れを生み出すことで、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を生む好循環を目指す取組をこれまで進めてきました。その結果、第1期総合戦略において目標としていた「新たな雇用創出数」は、5年間で700人としていた目標値を大きく上回り、「農地生産法人等の設立数」や「創業支援件数」、「販路開拓支援件数」なども目標値を上回る結果となりました。一方で、「林業・林業従事者数」や「林業講習会参加人数」、「つやま和牛出荷頭数」などは目標値を下回り、より一層の取組強化が求められています。

【図表1】第1期総合戦略の数値目標・KPI（抜粋）

数値目標・KPI	目 標 値	実 績 値 (平成30年度)
新たな雇用創出数	5年間で700人（平成27年度～平成31年度）	894人
農地生産法人等の設立	6法人（平成26年度） ⇒ 10法人（平成31年度）	13法人
創業支援件数	0件（平成26年度） ⇒ 累計25件（平成31年度）	累計94件
販路開拓支援件数	6件（平成26年度） ⇒ 累計40件（平成31年度）	累計89件
林業従事者数	222人（平成22年度） ⇒ 250人（平成31年度）	199人
林業講習会参加人数	100人（平成26年度） ⇒ 150人（平成31年度）	115人
つやま和牛出荷頭数	0頭（平成26年度） ⇒ 累計127頭（平成31年度）	累計64頭

若い世代を中心として、結婚・出産・子育てを安心して行うためには、安定した雇用形態と収入といった「経済基盤の確保」が不可欠であり、若者の地域への定着を促進するためにも、地域経済の成長と魅力ある「しごと」づくりが最も重要です。国は第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定にあたっては、従来の枠組を維持しつつ必要な見直しを行うよう求めており、本市においても、第1期総合戦略の基本目標である「しごとの創生」を維持し、第1期の取組のうち、その本格的な実施と成果の横展開を進めるべきものと、さらに改善・強化すべきものを明確にし、2024年度（令和6年度）までの5年間で新たに700人の雇用創出を目指します。

（1）域内外の需要の拡大と產品の高付加価値化による儲かる農林業への取組

農林業の数値目標

農業 農地中間管理機構を活用した農業担い手への農地集積面積

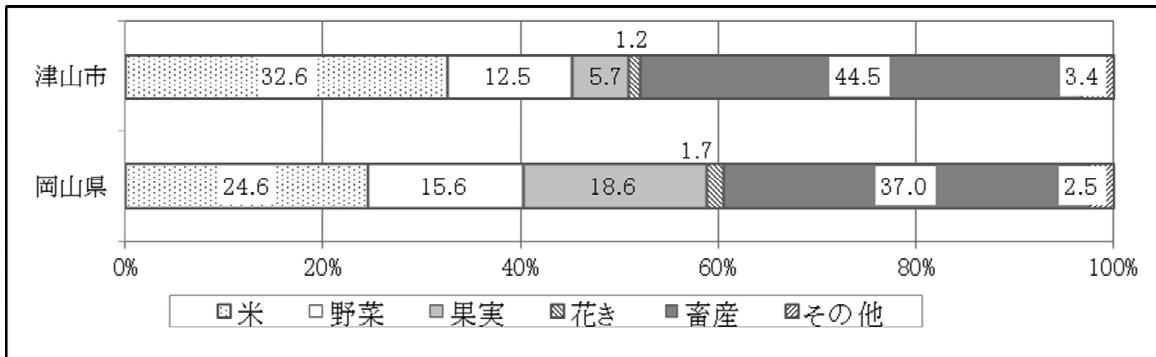
241ha（平成30年度）⇒ 270ha（令和6年度）

林業 林業従事者数 199人（平成30年度）⇒ 220人（令和6年度）

本市は豊かな自然に恵まれ、農林業が盛んな地域です。農林業センサス（2015年）によると、市内には3,473の農林業経営体²があり、県下自治体で2番目となっています。また、そのうち林業経営体は283で、県下自治体で4番目となっております。

農業の産出額は99億円で、岡山県全体の6.6%を占めています。品目別には畜産が全体の44.5%，次いで米が32.6%となっており、岡山県全体と比較して高い比率となっています。その一方で、果実の産出額は5.7%と岡山県全体と比較して低い比率となっていますが、本市はピオーネなどの生育に適した気候であることから、今後さらに生産を伸ばす余地があると考えられます。

【図表2】品目別農業産出額の構成



出典：農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」（2017年）、中国四国農政局「平成29～30年中国農林水産統計年報」（2017年）

² 農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が一定の規模に該当する事業を行う者をいう。

林業については、35,417ha の広大な森林があり、ここから産出される良質なヒノキとスギは美作材として全国に知られています。また、木材・木製品製造業事業所、就業者の割合とともに、岡山県、全国と比較しても高い割合となっています。

林業の成長産業化の実現に向けては、木材の需要拡大を図ることが課題となっており、地域材を利用した新築住宅に対する補助制度の拡充をはじめ、引き続き、地域材の良さを発信しながら、さらなる需要の増大を図ります。

本市では、基幹産業の一つである農林業を持続可能で強固な産業とするために、担い手不足への対応や生産基盤の維持・確保といった生産側での仕組みを強化するとともに、生産と消費をつなぐための地域商社機能や、域外での農産物直売所などの出口戦略を組み合わせた実効性のあるモデルを組み立てることで、ビジネスとしての農林業の創造を図ります。併せて、農商工連携や6次産業化の取組を進め、1次產品のさらなる高付加価値化と、気候風土に適した產品の研究開発に取り組むことにより、儲かる農林業を目指します。

【具体的な施策】

農業

ア 地産地消の推進

地元農産物の安定生産・安定供給及び地域内流通の活性化に努めるとともに、学校給食等における地元農産物の活用促進を図る等、地産地消を積極的に推進します。

《実施事業》

○学校給食の地産地消の推進

給食食材の地場産野菜の年間使用割合を高めるため、安定供給に資する契約栽培農家及び契約栽培面積の大幅な増加を目指します。

KPI：学校給食への津山産食材使用割合

16.4%（平成30年度）⇒18.0%（令和6年度）

○農産物直売所の取組強化

市が設置する直売所の販売促進と生産者の所得向上を図るため、イベント等の集客につながる取組を支援するとともに、効果的な施設リニューアルや設備更新等への支援を検討します。

KPI：直売所の年間売上高

5.2億円／年（平成30年度）⇒5.7億円／年（令和6年度）

イ 農用地の管理と生産体制の構築

農作物の収穫量増加と安定供給に不可欠な農用地の保全と効率的な管理のため、担い手の確保と育成及び農地の集積・集約をはじめとした生産体制の構築を進めます。

《実施事業》

○農地集積の拡大推進

農用地の実態調査を行い、後継者のいない農家や農地の現状を把握し、農地中間管理機構を通じた担い手等への農地集積を進め、次世代に優良農地を継承する取組を進めます。

○新規就農者の育成と担い手の確保

持続的な農業の発展のためには、若く意欲ある新規就農者や定年退職後、地域で活躍する担い手の確保が不可欠であり、農業次世代人材投資事業や人農地プラン事業、つやま援農塾研修等により、農業人材の育成・確保を目指します。

KPI：新規就農者【4.8人／年（平成22年度～平成30年度平均）】

⇒5年累計25人（令和2年度～令和6年度）

○農業法人等への支援

産地確立に不可欠である次世代への優良農地及び生産基盤の継承のため、農業生産法人などの組織化を図り、相互に連携することによる生産コストの削減と人材の有効活用ができる仕組みを構築します。

KPI：農地生産法人等の設立（累計）

13法人（平成30年度）⇒19法人（令和6年度）

ウ 地産外商³の推進による域外需要の拡大

農林業を持続可能で安定的な産業にするためには、地域外への販路の開拓、拡大にも積極的に取り組まなければなりません。新たな市場を開拓し、新規需要の創出に向けた戦略的なマーケティングを進めるため、産業支援センター、JAなどと連携し、展示会等へ出展する際の支援を行うとともに、確実な取引となるよう、出展計画から展示会終了後までのアフターフォローを行います。また、生産と消費をつなぐための地域商社機能や、域外での農産物直売所の設置など、地産外商の推進に向けた出口戦略にも取り組みます。

《実施事業》

○展示会等への出展に対する一貫したサポート

潜在的な出店意欲のある農家や特産品製造業者が新たな販路開拓や新規事業の足掛かりとなる展示会等への出展を進めるため、出店計画から商品のブラッシュアップや商談サポートなどの一貫したサポート体制を構築します。

KPI：農家等の展示会延べ出展数【7回（平成30年度までの累計）】

⇒5年累計15回（令和2年度～令和6年度）

○地域商社機能の構築に向けた取組

圏域における有望な地域資源の付加価値を引き出し、当該資源の圏域外への流通による外貨の獲得を実現するための有効な仕組みとして、地域商社機能の構築を目指します。

圏域における有力分野の選定と適正な規模や体制を考察し、効果的な仕組みを構築していくことで、圏域の経済振興につなげます。

KPI：地域商社の売上高 0円（平成30年度）⇒3億4,600万円（令和6年度）

³ 地産地消を徹底したうえで、圏域外からの外貨を獲得すること。

エ 農商工連携と6次産業化の付加価値向上の取組

第1次、第2次、第3次産業の各主体が協力することで、津山市の地域資源を活かした新製品を生み出し、新たなビジネスの創出に取り組みます。津山市独自の付加価値の創造を目指すため、地元農産物を活用した商品、レシピ開発への支援を行うとともに、商品の品質と付加価値の向上を図るため、商品開発に携わる者の人材育成（農産物加工技術、調理技術などの習得）にも取り組みます。

《実施事業》

○グルメコンテストの支援

地元の農産物を活用したレシピコンテスト・グルメコンテストを支援し、新しいアイデアの発掘や消費者に対するPRを通じ、魅力ある新商品、レシピ開発を促進します。

KPI：新商品・レシピ開発数【21件（平成30年度までの累計）】

⇒5年累計40件（令和2年度～令和6年度）

オ 適地適作農産物の開発

(ア)「つやま和牛」ブランドの確立に向けた取組

津山地域は古くから和牛繁殖に取り組んでおり、高い子牛の生産技術を有している一方で、配合飼料価格の上昇や生産コストの増大等を理由に肥育事業者が育っておらず、地域の財産である優良子牛が地域外へ流出し、他のブランド牛として全国に流通しています。そのため、本市の優良子牛を市内で肥育できるシステムを構築し、ブランド化を目指します。

《実施事業》

○つやま和牛創出基金による支援

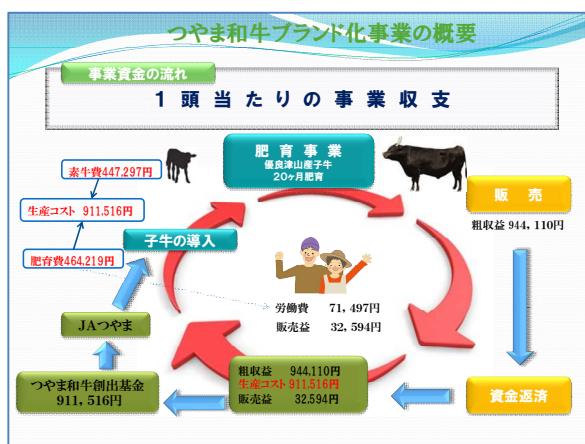
肥育事業を行うための運転資金として造成したつやま和牛創出基金へ市が出資し、無利子貸付けによる支援を行います。

KPI：つやま和牛出荷頭数 17頭／年（平成30年度）⇒96頭／年（令和6年度）

○つやま和牛をA級グルメとする取組

つやま和牛ブランド化事業の実施により、肉質向上や優良牛確保、安定供給体制の整備を進め、ブランド肉の流通販売量の増加、効果的なPRや試食会による認知度向上、販売店舗の確保に取り組みます。

KPI：つやま和牛販売指定店数 7店舗（平成30年度）⇒14店舗（令和6年度）



つやま和牛

(イ) 農産物の産地確立に向けた取組

首都圏をはじめとした大都市圏において、岡山県産の桃、ブドウ、黒大豆は地域ブランドとして認知されており、多くの需要があります。また、本市の気候は温暖で野菜や果物の栽培に非常に適していることから、今後、さらにブドウや黒大豆、アスパラガス、しょうがなどの津山地域で振興する作物や国が振興する戦略作物の産地確立に努めます。また、津山産米の食味格付の向上による高付加価値化や津山産小麦とつやま和牛との耕畜連携によるブランド化にも取り組みます。

・「きぬむすめ」の特A格付の推進

全国の米産地との差別化を図るため、日本穀物検定協会による食味等級「特A」格付成績を目指す取組を実施し、地域全体の米の付加価値向上に取り組みます。

《実施事業》

○津山のほほえみブランド化事業

J A つやまには小麦を製粉できる施設があるという地域特性を活かした津山産小麦 100%の「津山のほほえみ」ブランドの立ち上げ、品質向上や安定供給体制の整備を行うことにより安全安心で高品質な津山産小麦の産地形成を図ります。また、小麦の6次産業化、農商工連携による新商品開発及び販路開拓を進めることによりブランド化を推進します。



高品質な津山産小麦

KPI：小麦の市内栽培面積及び生産量

108ha, 248 t／年（平成30年度）⇒150ha, 360 t／年（令和6年度）

○ブドウの産地化に向けた支援

J A や津山広域農業普及指導センター等と連携して、ブドウの高品質化や出荷量拡大、生産者育成に向けた施設整備や研修体制の整備による支援を行い、産地化を進めます。

KPI：ブドウの出荷量 101 t／年（平成30年度）⇒170 t／年（令和6年度）

力 飲食店、宿泊施設等との連携

地元農産物を活用した商品、グルメの情報発信やイベントを積極的に行い、「食のまち津山」としての認知度向上を図ります。併せて、飲食業者や宿泊業者等と生産者のマッチングを行い、地元の農産物の生産・供給体制を構築することにより、観光業と農林業の連携を強化します。このことにより、観光分野で得た利益の市外流出をできる限り最小限に留め、地域内経済循環の活性化を目指します。

《実施事業》

○グルメイベント支援による誘客促進

観光客や飲食店等の来客増加に波及効果のあるグルメイベントをさらに発展させるため、市内各団体が行っている地産地消をテーマとしたグルメイベントへ支援を行います。

KPI：イベント来場者数の増加

7,489人／年（平成30年度）⇒8,000人／年（令和6年度）

林業

ア 美作材の需要拡大の推進

本市は、優れた性能と品質を持つ美作材の産地として、良質な木製品の製造が盛んな地域です。林業分野の活性化を図るため、市内の建築物への使用割合を高め、その高い品質と性能を消費者や住宅関連事業者へ浸透させるなど地域内での美作材の需要拡大に取り組みます。

《実施事業》

○美作材性能表示の促進による価値の向上

JAS認定工場を取得するための経費を助成し、美作材の需要拡大を促進します。



KPI：市内のJAS認定事業者数（累計）

6社（平成30年度）⇒10社（令和6年度）

○地域材で家づくり事業の推進

美作材を使用した新築住宅や住宅のリフォームに対する補助制度を拡充し、美作材の需要拡大を推進します。また、市内の三世代住宅等への助成により、核家族化が進む中、子育てなど家族で支え合える多世代同居を支援します。

KPI：家づくり事業の利用者の地域材利用量【1,084 m³（平成30年度）】

⇒5年累計 5,500 m³（令和2年度～令和6年度）

○市有林の活用促進

伐採時期を迎えた市有林について、津山市森林經營計画に基づき搬出間伐を実施し、美作材の利用拡大を促進します。

KPI：市有林からの搬出材積【1,621 m³（平成30年度）】

⇒5年累計 8,000 m³（令和2年度～令和6年度）

イ 地域外への木材需要拡大の取組

本市には木材の生産・加工における高い技術力を持つ事業所が存在しており、これに加え、西日本有数の木材の集積・流通拠点が形成されています。美作材は全国でも高い評価を得ており、これらの特性を活かし、さらなる地域外からの需要を獲得するため、国内のみならず、韓国等への海外輸出も含めて美作材の需要拡大に取り組みます。

《実施事業》

○木材需要拡大事業

東京都港区と木材や木製品の供給に関する協定を締結していることを活かし、首都圏で開催されるWOODコレクション等に参加し、美作材の販路拡大を図ります。

KPI：首都圏での製材品等展示会への出展社数【4社（平成30年度）】

⇒5年累計 25社（令和2年度～令和6年度）

○美作材の輸出事業の促進

美作材のさらなる販路拡大のため、美作材輸出振興協議会による韓国のアンテナショップ「美作材展示場」を軸に、市場調査や販路開拓に取り組みます。

KPI：住宅用構造材の輸出量（累計） 0 m³（平成 30 年度）⇒430 m³（令和 6 年度）

ウ 地域森林資源として維持するための森林整備

森林を地域資源として維持していくために「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業に取り組むとともに担い手の確保・育成を推進し、健全な森林づくりに取り組みます。

《実施事業》

○森林整備の推進

森林の持つ多面的機能の持続的発揮と長期展望に立った森林づくりを推進するため、津山市森づくり基本計画や津山市森林整備計画等に基づき地域の特性に応じた多様な森林づくりに取り組みます。

KPI：搬出・保育間伐等の面積

520ha／年（平成 30 年度）⇒630ha／年（令和 6 年度）

○林業と山村を支える多様な担い手の確保・育成

林業に対して興味を持つもらうため、市有林を活動フィールドとした木育などの森林環境学習や植林から間伐までの林業体験、就業相談会等を開催するとともに、林業を本格的に考えている方を対象に援林塾による下刈や枝打ち、間伐等の本格体験をしてもらうことにより林業従事者の確保に努めます。

KPI：森林環境学習・林業体験・援林塾への参加人数【68 人（平成 30 年度）】

⇒5 年累計 250 人（令和 2 年度～令和 6 年度）

○森林経営に適した森林等の集約化

森林経営管理制度を活用して、森林資源の現況調査及び、森林所有者への意向調査等を行い、森林経営に適した森林等については、森林所有者の合意の基に集約化を図り、森林施業の一体化及び効率化を図ります。

KPI：森林経営計画策定面積 9,000ha（平成 30 年度）⇒ 15,400ha（令和 6 年度）

（2）バランスのとれた産業構造の形成と新たな価値の創出によるものづくり

ものづくりの数値目標

工業統計に基づく従業員 1 人あたり給与額

415 万円／年（平成 30 年度）⇒ 430 万円／年（令和 6 年度）

ものづくりは、他地域の需要に対し“もの”や“サービス”を提供することで、地域外か

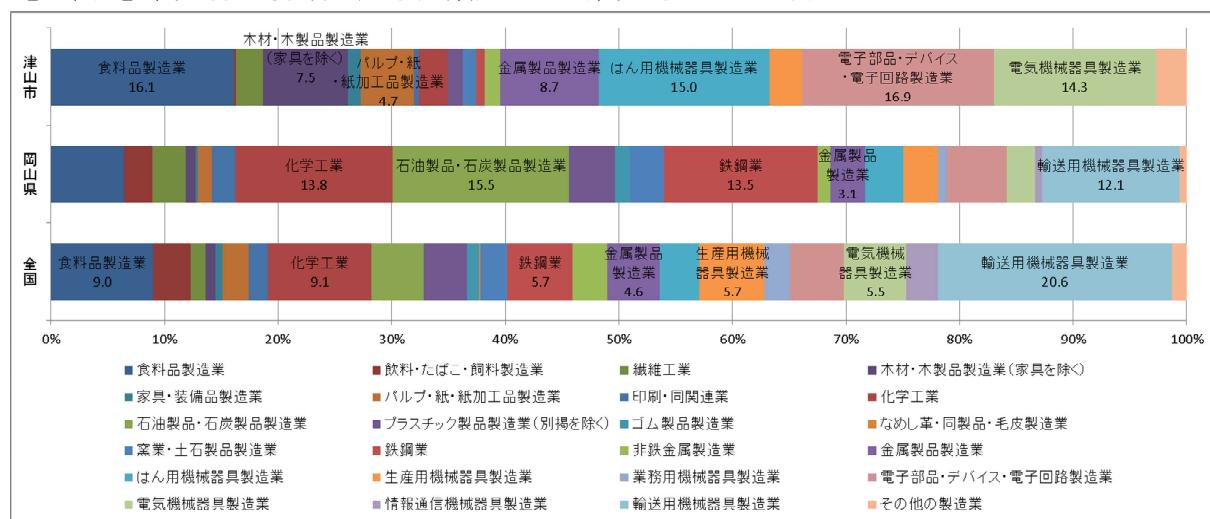
らの外貨を獲得できる主要な分野であり、この分野の成長が自立した地域経済圏の確立には不可欠です。

本市の製造品出荷額の割合を全国、岡山県と比較すると、食料品製造業、木材・木製品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業などが高く、本市の製造業の特色となっています。

本市ではクラスター形成や産学官連携を進めてきましたが、その中でも、ステンレスクラスターは国内トップレベルの製品技術を有するまでに発展し、本市のものづくりを牽引しています。今後は2015年（平成27年）4月に設立した「つやま産業支援センター」を中心に、この取組をさらに発展させ、木材・木製品、食品加工などの地域資源活用型産業から、金属加工や産業用ロボット、電子デバイスの研究開発など、高付加価値・先端テクノロジーまでバランスのとれた産業の形成を図るとともに、地場産業やものづくりネットワークを発展させ、新たな価値の創出を進めます。

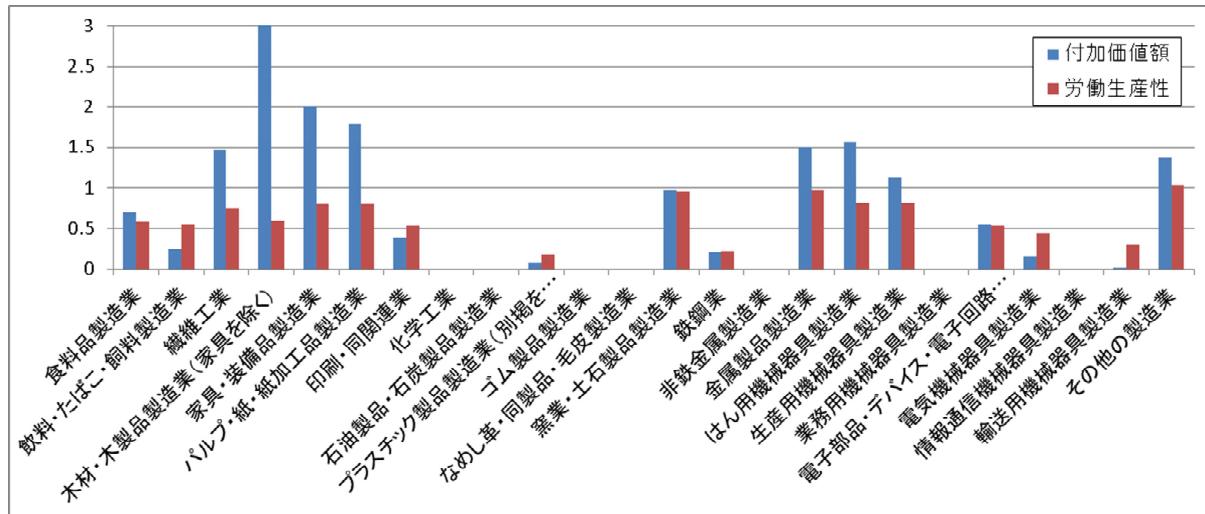
企業の成長には、より付加価値の高い製品や魅力的なサービスによって利益を生み出すことが不可欠となります。市内産業の付加価値額の割合と労働生産性の特化係数を見ると、【図表4】のとおり付加価値額の特化係数は1を超えておりにも関わらず、労働生産性が低い業種が多く、設備投資や人材育成への支援を行うことにより、人的能力や生産性を向上させ競争力を高めることで、さらなる地域産業の成長を図ります。

【図表3】製造品出荷額の産業分類別割合（製造業 2016年）



出典：総務省・経済産業省「平成28年経済センサス活動調査」

【図表 4】付加価値額と労働生産性の特化係数（製造業 2016 年）



出典：総務省・経済産業省「平成 28 年経済センサス活動調査」 ただし、化学工業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、非鉄金属製造業、業務用機械器具製造業は公表されていないため、特化係数は表示していない。

【具体的な施策】

ア 企業誘致策の充実による戦略的な誘致促進

《実施事業》

○企業誘致策の充実による戦略的な誘致促進

企業立地促進事業による企業立地促進利子補給制度や、奨励金の拡充を図るとともに、岡山県、日本立地センターなどの各機関と緊密に連携し、情報収集やネットワークの構築をすることにより、戦略的な誘致に取り組みます。

また、健康関連、再生可能エネルギー、環境・バイオ関連、次世代自動車・航空機・超精密加工関連などの成長分野及び地域資源を活用し、地域産業との相乗効果が期待できる食品製造業や木材加工業などの農林業関連、情報系の学生の受け皿となる I C T 関連企業等の誘致を積極的に進め、重層的な産業基盤の構築と雇用創出を図ります。

KPI：津山産業・流通センターの立地率

78.1%（平成 30 年度）⇒100%（令和 6 年度）

イ つやま産業支援センターによる包括的な産業支援

本市の産業及び経済活性化の中核的な施設である「つやま産業支援センター」では、異業種連携プラットフォームの開催や専門家による個別支援事業等により、革新製品や高付加価値製品の開発を支援するとともに、それらの製品の販路開拓までを行う伴走型支援に取り組んでおり、これにより 9 社の企業が全国展開を始めました。今後も、支援メニューの改善を図りながら、「MADE IN TSUYAMA」としての新たな商品開発や全国展開などへの総合的なサポートによって、市内企業の発展と産業人材の成長を支えます。

また、「津山まちなかカレッジ」では、幅広い年齢層を対象に、産業人材の育成、就業支援など様々なプログラムを実施しています。今後は、保育、介護、福祉など、人材ニーズの高い分野にも注力し、引き続き、就業につながる人材育成を推進します。

《実施事業》

○地域産業人材育成プログラムの強化

中心市街地に立地するアルネ津山に学びの総合空間として設置した「まちなかカレッジ」を中心に、人材の再教育やスキル強化など、産業人材育成の継続的な取組を進めます。

また、リカレント教育や医療・福祉分野などの社会・地域ニーズに即したプログラムによる人材育成を図り、地域内雇用の拡大につなげていきます。

KPI：本プログラムを活用した地域内企業への人材供給

27人／年（平成30年度）⇒65人／年（令和6年度）

○設備導入支援事業

市内中小企業の設備投資を促進するため、岡山県産業振興財団が行う設備貸与制度を利用して、市内において新たに設備を導入する中小企業等に対して、同制度の利用に要する費用の一部を支援します。

KPI：サポート件数【9件（平成27年度～平成30年度平均）】

⇒5年累計50件（令和2年度～令和6年度）

○人材育成支援事業

より高度な人材育成による企業の持続的発展を促進するため、将来の津山の産業界を担う人材（経営者、幹部職員）の育成を目的とする産業塾の充実を図るとともに、金属加工・CAD等の専門技術研修の実施による産業技術人材の育成強化や、企業活動において中心となる中間管理職等の人材育成研修を実施し、企業の組織力強化と成長につなげていきます。

また、企業と津山高専・大学等との協働講座を立ち上げることで、即戦力となる技術者など専門性の高い人材の養成と若者の定住促進に結び付けていきます。

KPI：研修開催件数【132件（平成27年度～平成30年度平均）】

⇒5年累計700件（令和2年度～令和6年度）

○事業転換・付加価値化支援事業

利益率の低い下請専業の企業が現状から脱却し、付加価値の高い製品の自社製造販売に事業転換を図る場合等に対して、試作品の製作や事業計画策定への支援を行います。

KPI：サポート件数【7件（平成27年度～平成30年度平均）】

⇒5年累計40件（令和2年度～令和6年度）

○知的財産権取得支援事業

市内中小企業等による知的財産権（特許権・実用新案権など）の取得をサポートします。

KPI：サポート件数【6件（平成27年度～平成30年度平均）】

⇒5年累計35件（令和2年度～令和6年度）

○起業・創業支援の実施

岡山県産業振興財団、商工会議所・商工会及び金融機関などの各機関と連携した創業支援計画を基に、支援体制と創業者とのネットワーク構築を図ります。

また、U I ターン創業支援やシェアオフィス、サテライトオフィスの設置により、首都圏等他地域から優れたスキルを持つ事業者を呼び込みます。



平成 27 年 10 月オープンのシェアオフィス
「アートリンク津山」

KPI : 創業支援件数【23 件 (平成 27 年度～平成 30 年度平均)】

⇒5 年累計 120 件 (令和 2 年度～令和 6 年度)

○販路開拓の支援

中小企業等の販路開拓を図るため、岡山県外（国外も含む。）で開催される見本市、展示会、博覧会等への出展費用や企業のホームページの作成を支援します。

KPI : サポート件数【22 件 (平成 27 年度～平成 30 年度平均)】

⇒5 年累計 120 件 (令和 2 年度～令和 6 年度)

○戦略的支援分野の研究、プロジェクトの推進

ステンレス加工のクラスター形成を拡充し、2015 年（平成 27 年）6 月に金属全般を対象とするステンレス・メタルクラスターへ改組しました。さらに地域に強みを有する産業分野を調査・選定し、重点産業の集積を進め、関係機関と連携したクラスター形成や企業間連携等によるプロジェクトの推進を図ります。



高い技術力を誇るステンレス加工製品

○产学研連携による企業の新製品、技術開発支援

津山高専や美作大学、他大学・研究機関等と地元企業との連携をさらに強め、企業の新製品、新技術開発等の付加価値を高める取組を進めます。そして、新商品の開発や新技術の導入等による製品・サービス等の高付加価値化を図るために、市内中小企業と大学・高専等の研究機関が実施する共同研究や新製品開発を支援します。

2016 年（平成 28 年）10 月には、こうした取組の拠点となる「つやまイノベーションセンター」を津山高専に設置し、产学研の一層の連携を図ります。

KPI : サポート件数【6 件 (平成 27 年度～平成 30 年度平均)】

⇒5 年累計 30 件 (令和 2 年度～令和 6 年度)

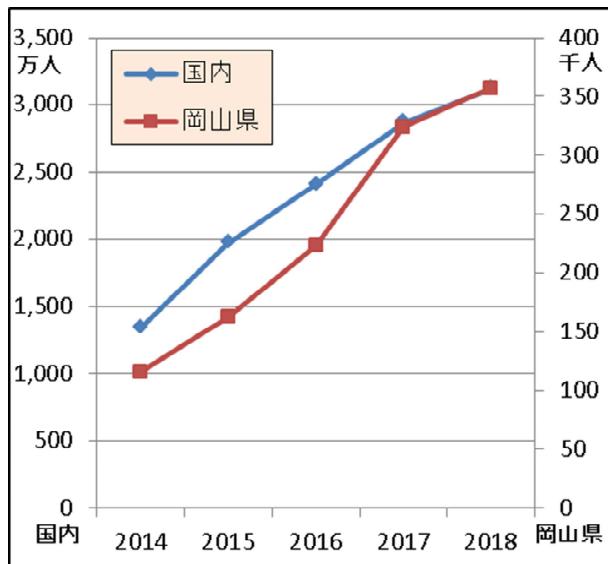
(3) 多様な観光資源のブラッシュアップと情報発信の強化による観光振興

観光の数値目標

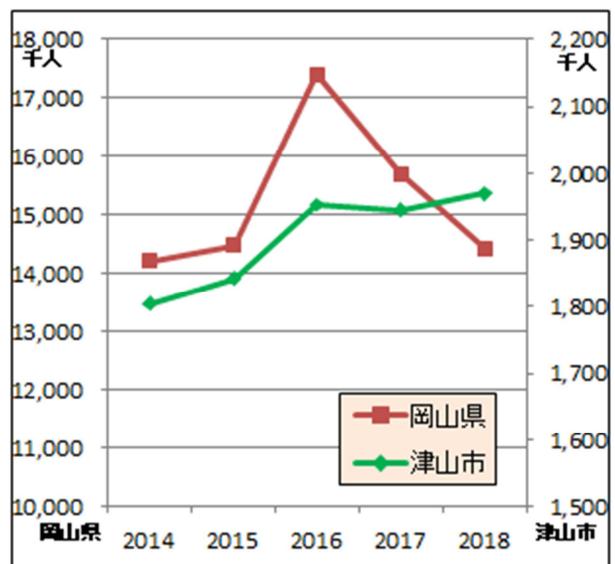
年間観光客入込数 197万人（平成30年）⇒ 240万人（令和6年）

本市の観光は、津山ホルモンうどんをはじめとする特有の食肉文化を活かした情報発信や、桜、鉄道の聖地として取り組んだ津山城跡や津山まなびの鉄道館でのイベント等を背景に賑わいを見せています。観光は産業の裾野が広く、地域外からの外貨獲得の貴重な手段であるとともに、将来的な地方移住にもつながる関係人口の増加を図るうえで重要な分野です。2018年（平成30年）の日本人及び訪日外国人旅行者による日本国内における旅行消費額は、26.1兆円であり、特に、近年の外国人観光客による経済効果は目覚しく、訪日外国人観光客数は3,000万人を超えていました。岡山県の2018年度（平成30年度）の外国人旅行者宿泊者数も4年前の3倍以上に増加しており、観光は引き続き成長が見込まれる産業の一つとして期待されています。

【図表5】訪日外国人観光客の推移



【図表6】岡山県及び津山市の観光客数



出典：日本政府観光局（JNTO）「訪日外客数（総数）2003～2019」

岡山県「岡山県外国人旅行者宿泊者数調査」

（注）国内の数値は年の、岡山県の数値は年度の累計。

出典：岡山県「岡山県観光客動態調査報告書」

本市には、津山城跡や城東・城西の歴史的町並みや「津山まつり」など、先人から継承してきた有形無形の文化財が数多く残されています。脈々と受け継がれてきた歴史と文化を誇りとし、外国人観光客を含めた誘客のための施策を積極的に展開することにより、交流人口の増加と地域経済への波及効果を高めます。誘客にあたっては、SNSなどの情報発信ツールを有効に活用し、国内外に向けたシティプロモーションに取り組むほか、観光施設における多言語音声ガイドシステム「つやま声ナビ」の導入拡大などにより、近年増加している外国人観光客に対する受入環境の整備を進めます。

また、本市の代表的なイベントである「津山さくらまつり」を基軸として、「春は津山」と言われるよう観光イベントの拡充を図ります。

なお、観光による消費拡大のためには観光客の滞在時間を延ばすことも重要であり、「津山版DMO」による観光動向やニーズなどのデータ分析やマーケティング調査結果を基に、

地域ならではの体験プログラムの開発を通じて観光の産業化に取り組みます。

【具体的な施策】

ア 観光の拠点づくり

城下町津山の町並みを色濃く残す城下地区並びに城東・城西地区については、一体的なまちづくりを進めるとともに、旧津山扇形機関車庫等の鉄道遺産なども加えた博物館都市と位置付け、歴史的建造物や文化施設を活用し、教育研修旅行などの誘致にも取り組みます。

津山城跡の保存整備については、裏下門周辺の整備とともに、二の丸東側石垣の修理工事に着手します。また、城東地区においては、「城東まちの駅」の整備を検討するとともに、歴史的町並みや景観を保全し、回遊性と魅力の向上を図るため、無電柱化に向けた調査を行います。さらに、城西地区においては、城東地区に次ぐ重要伝統的建造物群保存地区の選定を目指します。

・鶴山館リニューアル事業の推進<城跡周辺地区>

史跡津山城跡三の丸に所在する津山藩政期唯一の現存建物である「鶴山館」を津山城及び津山城下町のガイダンス施設として整備することにより、津山城と城西・城東地区をつなぐ結節点として活用し、回遊性の向上、交流人口の増加につなげます。

《実施事業》

○旧苅田家付属町家群等の活用<城東地区>

旧苅田家住宅及び酒造場を整備し、江戸時代の酒造りが見学できる観光拠点とともに、隣接する町家群を宿泊施設等として整備し、城東重伝建地区の新たな観光スポットとして交流人口の増加につなげます。



○城東・城下・城西地区の景観整備と観光客の利便性向上

国の重伝建地区である城東地区については、その歴史的風致などの価値を後世に継承していくため、建造物の修理修景を行い、町並みや景観の維持・向上に努めます。

さらに、津山城（鶴山公園）や武家地が残り、往時の雰囲気が残る城下地区、町家や寺社、近代建築などの歴史資産を残す城西地区においても町家の修理修景への補助や道路の美装化による景観整備を進めます。これらの地区を本市の歴史文化ゾーンの中心として、歴史的景観的価値を高めることにより観光資源としての活用を図ります。

また、観光客の利便性や回遊性向上を図るため、アクセス道路の整備とともに不足している観光駐車場の整備を行います。

○アート&デザイン賑わい創出事業の推進

アート・デザイン賑わい拠点施設「ポート アート&デザイン津山」をメイン会場とし、周辺地域に賑わいの創出を目的として、「アートとデザイン」をテーマに、市内外のアーティストの招へいや地域・観光プログラムと連携し、本市が進める滞在型観光のまちづくりの柱の一つとして取り組みます。



ポート アート&デザイン津山

KPI：ポート アート & デザイン津山入館者数

6,322人／6ヶ月（平成30年度）⇒12,000人／年（令和6年度）

○津山城（鶴山公園）の通年活用＜城跡周辺地区＞

春のさくらまつり期間に集中している津山城の観光客を、年間を通じて呼び込むため、石垣のライトアップなど趣向を凝らした取組により、津山城の莊厳な石垣の魅力を全国に発信します。

KPI：津山城（鶴山公園）入場者数

13.8万人／年（平成30年度）⇒18万人／年（令和6年度）

○鶴山公園の景観整備と津山城跡保存整備＜城跡周辺地区＞

史跡津山城跡保存整備計画及び樹木保存管理計画に基づく石垣の整備による景観復元と樹木整備を行い、鶴山公園の美しい景観と壮大な津山城跡の保存を図り、来訪者を迎える体制を整えます。



西日本屈指の桜の名所で「日本さくら名所百選」にも選定されている津山城

KPI：津山城（鶴山公園）入場者数

13.8万人／年（平成30年度）⇒18万人／年（令和6年度）

○津山まなびの鉄道館の魅力向上

我が国に現存する扇形機関車庫の中で2番目の規模を誇る旧津山扇形機関車庫やD51形蒸気機関車、DE50形ディーゼル機関車など貴重な鉄道遺産を有する津山まなびの鉄道館へのさらなる誘客を図るために、駐車場の整備やジオラマの設置などの受け入れ環境整備に取り組むとともに、観光客の利便性の向上とJR因美線を結ぶ回遊性の確保を検討します。



全国で2番目の規模を誇る旧津山扇形機関車庫

KPI：鉄道館入館者数 56,690人／年（平成30年度）⇒62,000人／年（令和6年度）

○まちなかサイン整備事業

車で訪れる観光客や市内を散策する観光客向けの案内標識の統一化を図ります。

整備ガイドライン（整備方針）を策定するとともに、道路標識と歩行者用標識のあり方を検討し、城下町にふさわしく落ち着いた中にも標識としてのわかりやすさを備えたデザインへの転換を図ります。

KPI：津山城（鶴山公園）入場者数

13.8万人／年（平成30年度）⇒18万人／年（令和6年度）

○城東まちの駅整備事業

城東地区を訪れる方が利用する快適な駐車場・トイレ・休憩施設や、沿道地域の文化・歴史・名所などの情報発信機能を備えた施設を整備し、城東・城下・城西地区等との連携強化を図るとともに、回遊性の向上、地域経済の活性化を図ります。

KPI：津山城（鶴山公園）入場者数

13.8万人／年（平成30年度）⇒18万人／年（令和6年度）

○城西地区観光拠点施設等整備事業

作州民芸館と城西浪漫館の2つの登録有形文化財及び、城下町の歴史を伝える津山城下町歴史館を観光拠点施設として整備し、有効活用することで、外国人観光客も含めた観光客の誘客と地域経済の活性化を促進します。

KPI：当該施設の年間利用者数

18,000人／年（平成30年度）⇒21,600人／年（令和6年度）

イ 広域観光連携の推進

美作国観光連盟や近隣県の市町村と連携し、テーマ性を持った広域的な観光ルートを設定し、ツアーバスの誘致施策により、来訪や滞在の長期化を促す取組を進めます。また、中世の山城（岩屋城、矢筈城等）や、布滝、ウッドパーク声ヶ屹、梅の里公園など本市内の各観光資源の魅力の組合せにより、本市ならではの話題性や独自性につなげるとともに、旅行商品の造成や観光施設等の積極的な誘客活動の促進を図ります。

《実施事業》

○広域観光連携推進事業

事業検証と経済効果が期待できるバスツアー助成を実施するとともに、美作国観光連盟が取り組むバスツアー助成と連携し、相乗効果による誘客促進を図ります。

KPI：補助制度によるツアーバス誘致台数【45台（平成30年度）】

⇒5年累計200台（令和2年度～令和6年度）

ウ 効果的な情報発信とイベントの取組強化

(ア)「津山版DMO」による戦略的な観光まちづくり

大きく変化する旅行者の価値観やニーズの多様化に的確に対応し、体験型プログラムの開発等による滞在時間の延長と消費額の増加を図るなど、観光まちづくりを戦略的に実行していくため、2019年（平成31年）から「津山版DMO」の取組を開始しました。

春の観光シーズンは、3月の久米梅の里公園での「梅まつり」を皮切りに、鶴山公園をはじめ、勝北の声ヶ屹、阿波の尾所の桜など市内一円での「さくらまつり」、加茂郷マラソンや本市の食肉文化を発信するグルメイベント、まなびの鉄道館での催しなど、ゴールデンウイークまで様々なイベントを開催します。こうした観光イベントに加え、我が国を代表する名刀であり津山藩松平家ゆかりの刀剣を再現するプロジェクトなどに取り組むことにより、「春は津山」のコンセプトのもと、魅力あるコンテンツの充実を図り、期間中の観光客増加

を目指します。また、インバウンド戦略としては、台湾にターゲットを絞り、観光ポスターの作製や旅行展示会などへの出展を通じて、自然や食文化などの津山の魅力を発信するなど、外国人観光客を含めた誘客のための施策を積極的に展開します。

《実施事業》

○津山さくらまつりの充実

備中櫛復元 10 周年などを絡め、桜と城のまち津山を全国発信します。

KPI：津山さくらまつり期間中の津山城（鶴山公園）入場者数

10万人（平成31年度）⇒12万人（令和6年度）

○みまさかローカル鉄道観光の充実

開業80周年を記念した旧津山扇形機関車庫イベントやスローライフ列車の特別運行、JR沿線自治体と連携した鉄道関連施策により、津山の魅力を全国へ情報発信し、誘客を図ります。

KPI：スローライフ列車乗車総人数

1,300人（平成30年度）⇒1,500人（令和6年度）

○DMO観光まちづくり推進事業

本市観光の中核を担うDMOと連携し、多様化する旅行者の価値観やニーズを的確に捉え、マーケティングと観光地経営の視点で、観光商品やサービス開発、MICE誘致等に取り組むことで地域の魅力向上と観光消費額の拡大による経済効果を創出し、「観光まちづくり」の実現を目指します。

KPI：一人あたり観光消費額

4,339円（平成30年度）⇒5,000円（令和2年度）

（イ）多様な手法による情報発信力・シティプロモーションの強化

本市の移住・定住や観光に関する情報発信力をさらに高めるため、ホームページやSNS⁴などコンテンツの充実を図るとともに、資源の掘りおこしやターゲットの絞込みなどによって効果的なコンテンツ制作や情報発信に取り組みます。

《実施事業》

○県南・都市圏に向けての情報発信の強化

県内観光客が増加傾向にある中、大型ショッピングモール操業で交流人口が増す県南エリアと従来から多くの来訪がある関西圏をターゲットエリアとして、効果的な情報発信を行い、誘客促進を図ります。

KPI：ブランド総合研究所「地域ブランド調査」津山市の認知度

505位／1000（平成30年度）⇒400位以内（令和6年度）

⁴ インターネット上で人ととのつながりや交流を促進・サポートする、コミュニティ型サービス。

○シティプロモーション戦略の実施

まちの魅力を都市圏を中心に強力かつ戦略的に、PRやコンテンツを制作することで、本市の知名度を向上させ、交流人口、中でも経済効果の高い滞在型観光の増加を図るとともに、移住・定住を推進するシティプロモーションに取り組みます。



KPI：ブランド総合研究所「地域ブランド調査」津山市への観光意欲度

549位／1000（平成30年度）⇒450位以内（令和6年度）

○「津山珈琲倶楽部」(つやまかふぇくらぶ)による魅力発信

市外の方による津山のファンクラブ「津山珈琲倶楽部」で、会員に対するメルマガや、会員を対象としたアンケート企画などにより、津山を内外から応援するネットワークを構築し、より一層市の魅力を全国に広くPRし、まちを盛り上げていきます。

KPI：目標会員数 2,429人（平成30年度）⇒2,700人（令和6年度）

○情報発信基盤（ホームページ）の強化

英語・中国語・韓国語に対応した既存の観光ホームページを活用し、SNS機能の付加や情報の充実を図り、観光情報発信基盤を強化します。

KPI：観光ホームページへのアクセス件数

1,097,102件／年（平成30年度）⇒1,300,000件／年（令和6年度）

○津山の歴史資源発信活用事業

津山藩松平家ゆかりの名刀として全国に知られている「童子切安綱」と「石田正宗」を現代の名匠の手で再現し、新たな歴史コンテンツとして活用することで、観光誘客と知られざる郷土の歴史資源にスポットをあて、郷土の歴史に対する誇りの醸成を図ります。

KPI：郷土博物館の入館者数

6,363人／年（平成29年度）⇒8,000人／年（令和3年度）

エ おもてなしのまちづくりに向けた取組

地域住民がまちづくり、観光地づくりに参加する仕掛けづくりを行い、住民参加型の観光地づくりを推進し、おもてなし意識の醸成を図ります。

《実施事業》

○観光ボランティアガイド10倍プロジェクト

観光タクシードライバーの育成や市民をふるさと案内人として育成・認定することにより、ガイド登録者を増やすとともに、来訪者を温かく迎える気運の醸成を図るなど、おもてなしの質の向上と団体の組織運営強化を図ります。

KPI：観光ボランティアガイド数 216人（平成30年度）⇒240人（令和6年度）

オ 多様な層をターゲットとした滞在型観光・交流人口増加への取組

2019年（令和元年）7月にはアメリカ発祥のニュースポーツ「ピックルボール」の日本選手権大会、2020年（令和2年）2月には文化庁主催の「全国城跡等石垣整備調査研究会」が本市で開催されました。本市では、観光コンテンツの充実や環境整備はもとより、スポーツ合宿や全国大会、あるいはプロスポーツの試合や全国規模のコンベンションの誘致にも取り組むことで、スポーツや文化の分野においても人・物・情報の交流を盛んにし、賑わいの創出につなげます。

《実施事業》

○滞在型観光に向けた基盤構築

DMO、地域事業者、行政が連携し、地域の様々な資源を磨き上げ、魅力的で上質な滞在型プログラムを開発するとともに、周辺自治体と観光コンテンツの商品化や鉄道遺産による地域間連携に取り組み、着地型観光の促進とインバウンドや医療ツーリズムを含む新たな人の流れを創出します。

KPI：滞在型観光体験プログラム年間利用者数

88人／年（平成30年度）⇒600人／年（令和6年度）

○外国人観光客の誘客促進

英語・中国語・韓国語対応のホームページやアプリケーションをはじめとして、SNS等を活用した情報発信に取り組み、海外からの誘客を図ります。

また、観光施設の多言語案内や外国語対応のホームページ、観光パンフレットの作成等による受入体制の充実を図ります。

KPI：外国語案内に対応する施設数 26箇所（平成30年度）⇒70箇所（平成6年度）

○スポーツ施設の活用によるスポーツツーリズムの推進

市有スポーツ施設を利用し、市内の宿泊施設に一定以上の人数が宿泊する2日間以上のスポーツ大会・合宿を開催する主催者に対して補助金を交付し、スポーツの競技力の向上、交流人口の拡大及び地域の活性化を図ります。

KPI：スポーツ施設を利用した年間市内宿泊者数

2,740人／年（平成30年度）⇒3,000人／年（令和6年度）

（4）再生可能エネルギーや省エネルギー機器の普及促進による産業振興・地域経済の活性化

スマートエネルギー機器等の設置支援による市内消費喚起額の数値目標

市内消費喚起額【7,324万円（平成30年度）】

⇒ 5年累計5億6,000万円（令和2年度～令和6年度）

本市は、都市と自然が調和した地域であり、豊富な森林資源、水・温泉資源などを有しています。こうした地域の天然資源を最大限に活かしながら、再生可能エネルギーの普及促進を図り、生活や経済活動に必要なエネルギーを可能な限り地域の中から生み出し、新たな産業振興や、災害時におけるエネルギー確保につなげていきます。

これらを進めることにより、地域の産業構造変化や新規就業、経済への波及効果も期待で

きます。

また、個人住宅に対するスマートエネルギー機器等の設置支援による地域経済の活性化を図るとともに、産業部門等の省エネルギーについても普及を促進し、市内事業者の経営基盤の強化を図っていきます。

バイオマスをはじめとする多様な自然エネルギー、ICTを活用したまちづくりや、再生可能エネルギー関連産業の集積による産業振興と雇用創出などにより、省エネルギーと創エネルギーの両輪によるエネルギーと経済の地域内循環からの地方創生に取り組んでいきます。

【具体的な施策】

ア 事業所・個人住宅などにおける再生可能エネルギー等の導入促進

低炭素都市つやまを実現するため、住宅用太陽光発電システムや次世代自動車の導入を進めるとともに、事業所における再生可能エネルギーや先進的な省エネの導入等を促進し、ICT等も活用した次世代のエネルギー社会基盤の創造とスマートコミュニティの実現に取り組みます。

・産業・工業団地の低炭素化

製造業等が集積する産業・工業団地において、再生可能エネルギーの導入やBEMS⁵等の活用により低炭素化・省エネ化を検討し、立地企業の固定費削減による地域産業の活性化を目指します。

《実施事業》

○スマートエネルギー機器等設置への支援

太陽熱利用システム、定置用リチウムイオン蓄電池、電気自動車等の導入にあたり、経費の一部を助成します。

KPI：当該支援制度による市内消費喚起額【7,324万円（平成30年度）】

⇒5年累計5億6,000万円（令和2年度～令和6年度）

○市民協働発電所の展開

市民参画型の太陽光発電事業等を実施し、売電による収益分を地域産品や地域商品券で還元することによって地域内経済循環を起こし、低炭素都市としての発信とともに地域活性化を目指します。

また、事業主体となる一般社団法人設立に対し、出資金を拠出して支援します。

KPI：市民協働発電所の稼働 4基（平成30年度）⇒6基（令和6年度）

○津山市版クレジットによるカーボンオフセット事業

市や市民の省エネ活動等によって得られた二酸化炭素排出削減クレジットを、津山の地域産品に付加することで、カーボンオフセット商品として環境ブランド商品に位置付け、啓発を図るとともに、全国に発信することにより、経済の活性化につなげていきます。

KPI：カーボンオフセット商品の年間売上

7,900点／年（平成30年度）⇒10,000点／年（令和6年度）

⁵ 建物に設置された設備や機器の運転データやエネルギー使用量データを蓄積・解析し、効率よく制御することでエネルギー消費量の最適化・低減を図るシステム。

(5) 総合的な支援体制による横断的戦略

横断的戦略の数値目標

産業支援センターの企業サポート件数【692 件（平成 27 年度～平成 30 年度平均）】

⇒ 5 年累計 3,750 件（令和 2 年度～令和 6 年度）

地域産業の活性化、イノベーションによる成長の実現を図るため、つやま産業支援センターを中心に、地場産業のさらなる発展と意欲ある事業者・企業のサポートを行います。

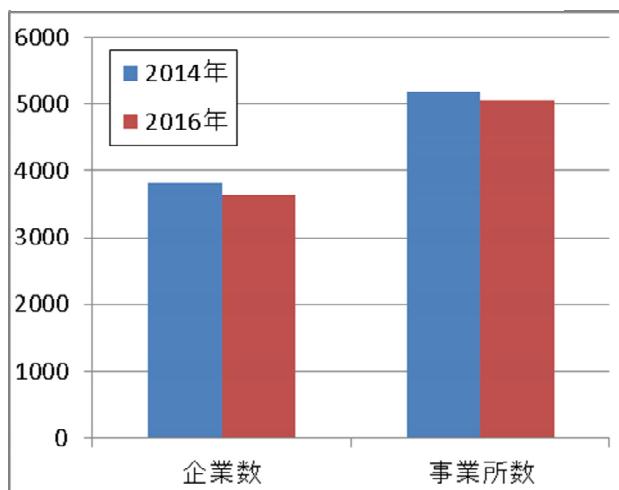
また、本市には、全国でも高いシェアを誇るニッチトップ企業⁶が存在しています。産業の成長を図るために地域外からの需要を積極的に取り込むことが重要となり、こうした元気な本市発の企業が多数生まれるよう、企業の成長を支えます。

本市の企業数・事業所数はいずれも減少傾向となっており、創業比率についても、全国平均、岡山県平均のいずれと比較しても低いという状況です。新たな起業・創業が域内で生まれ、産業の活性化につながるよう、創業スクールやビジネスプランコンテストの実施などの支援の充実を図り、起業・創業しやすい環境を整えます。

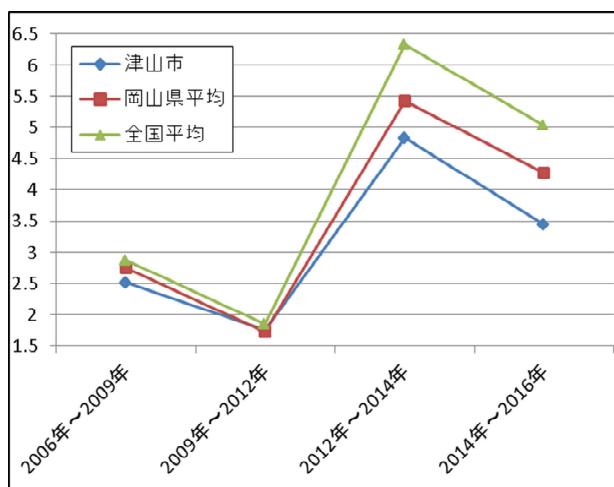
つやま産業支援センターが行った事業所アンケートでは、今後の持続的成長に向けた取組について、「自社の体質転換」に関心を持つ事業者が 73%にのぼります。また、「人材の採用・定着」について 86%の事業者が「課題を感じている」と回答しています。

地域を支える産業人材の育成や地元就職と移住・定住を進める観点からも、安定した雇用環境の創出に全力で取り組んでいきます。

【図表 7】本市における企業数・事業所



【図表 8】創業比率の推移



出典：RESAS 総務省「事業所・企業統計調査」、総務省「経済センサス基礎調査」、総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」

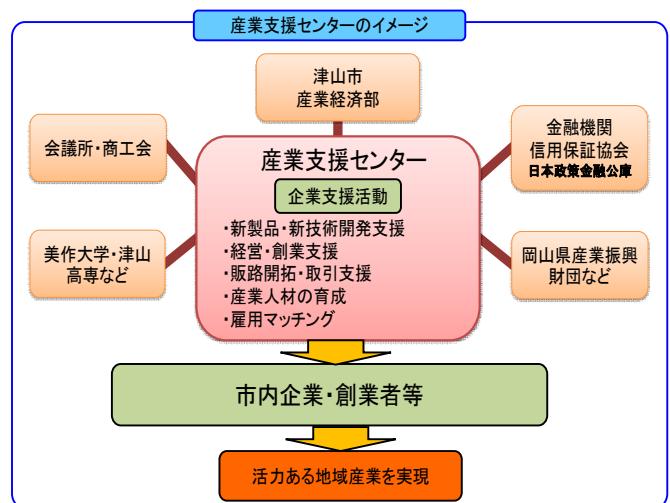
(注)「平成 21 年経済センサス基礎調査」及び「平成 24 年経済センサス活動調査」では、新設事業所の定義が異なるため、「2006-2009 年」及び「2009-2012 年」の創業比率は、前後の数字と単純に比較できない。

⁶ 隙間産業において、圧倒的なシェアを誇る企業のこと。

【具体的な施策】

ア つやま産業支援センターによる包括的な産業支援【再掲】

本市の産業及び経済活性化の中核的な施設である「つやま産業支援センター」では、異業種連携プラットフォームの開催や専門家による個別支援事業等により、革新製品や高付加価値製品の開発を支援するとともに、それらの製品の販路開拓までを行う伴走型支援に取り組んでおり、これにより9社の企業が全国展開を始めました。今後も、支援メニューの改善を図りながら、「MADE IN TSUYAMA」としての新たな商品開発や全国展開などへの総合的なサポートによって、市内企業の発展と産業人材の成長を支えます。



また、「津山まちなかカレッジ」では、幅広い年齢層を対象に、産業人材の育成、就業支援など様々なプログラムを実施しています。今後は、保育、介護、福祉など、人材ニーズの高い分野にも注力し、引き続き、就業につながる人材育成を推進します。

《実施事業》

○地域産業人材育成プログラムの強化【再掲】

中心市街地に立地するアルネ津山に学びの総合空間として設置した「まちなかカレッジ」を中心に、人材の再教育やスキル強化など、産業人材育成の継続的な取組を進めます。

また、リカレント教育や医療・福祉分野などの社会・地域ニーズに即したプログラムによる人材育成を図り、地域内雇用の拡大につなげていきます。

KPI：本プログラムを活用した地域内企業への人材供給

27人／年（平成30年度）⇒65人／年（令和6年度）

○新規創業や企業マッチング等に対する金融機関との連携支援

新規創業やU I ターン創業に対する協調融資制度等の利用促進や、金融機関が保有する企業情報を活用した企業マッチングにより、企業の創業や企業間交流を支援します。

KPI：金融機関との連携による創業等企業支援件数【12件（平成27年度～平成30

年度平均）】

⇒5年累計70件（令和2年度～令和6年度）

○起業・創業支援の実施【再掲】

岡山県産業振興財団、商工会議所・商工会及び金融機関などの各機関と連携した創業支援計画を基に、支援体制と創業者とのネットワーク構築を図ります。

また、U I ターン創業支援やシェアオフィス、サテライトオフィスの設置により、首都圏等他地域から優れたスキルを持つ事業者を呼び込んでいきます。

KPI：創業支援件数【23件（平成27年度～平成30年度平均）】

⇒5年累計120件（令和2年度～令和6年度）

イ 産業を支える人材の育成・雇用確保

企業が従業員に実施するスキルアップ研修への支援や、地域雇用活性化推進事業や産業塾によるリーダーの養成、求職者向け研修等を実施し、多種多様な層の厚い人材育成に取り組むとともに、岡山県産業振興財団や津山広域事務組合、津山市地域雇用創造協議会、ハローワーク等関係機関との連携による就業支援を行います。

《実施事業》

○地域雇用活性化推進事業による雇用創出

2019年度（令和元年度）から2021年度（令和3年度）まで取り組む「地域雇用活性化推進事業」において、地域内の製造業や卸売・小売り業等を中心に成長課題に対する研修会や伴走型支援を行うとともに、各種講習会で求職人材を育成し、就職面接会等を通じてマッチングを図ることで地域雇用の安定化を目指します。併せて、労働力人口減少に対応するため、魅力ある雇用を発信し、子育て中の女性の就業やI・J・Uターン希望者等の地域への誘導、新規高卒者・学卒者の地域内就職を図ります。

KPI：本事業による雇用創出数 ⇒3年累計382人（令和元年度～令和3年度）

○人材育成支援事業【再掲】

より高度な人材育成による企業の持続的発展を促進するため、将来の津山の産業界を担う人材（経営者、幹部職員）育成を目的とする産業塾の充実を図るとともに、金属加工・CAD等の専門技術研修の実施による産業技術人材の育成強化や、企業活動において中心となる中間管理職等の人材育成研修を実施し、企業の組織力強化と成長につなげていきます。



研修風景

また、企業と津山高専・大学等との協働講座を立ち上げることで、即戦力となる技術者等専門性の高い人材の養成と若者の定住促進に結び付けていきます。

KPI：研修開催件数【132件（平成27年度～平成30年度平均）】

⇒5年累計700件（令和2年度～令和6年度）

基本目標Ⅱ 誇りと魅力を感じるまちづくりで、津山市への新たな人の流れを創出する。⇒『しごとの創生』、『ひとの創生』

1 移住・定住策の充実による津山市への人の還流促進（帰ってこられる、移住できるまちへの取組）

数値目標

岡山県外からの移住者数【219人（平成30年度）】

⇒ 5年間累計900人（令和2年度～令和6年度）

《基本的な方向》

本市の人口減少を抑制し、将来にわたってこのまちの活力を維持し続けていくためには、市民一人ひとりが津山市民であることに誇りを持ち、子どもから高齢者まで誰もが住んでよかったですと実感できる「住み続けたいまち」であることが必要です。

そして、「住み続けたい」と多くの市民が実感できるまちは、市外に住む人々にとっても「住んでみたい」と感じられる魅力的なまちであり、そのような「住み続けたい、住んでみたいまち津山」の実現に向けて取り組んでいます。

本市の社会動態では高校卒業後から20代にかけての人口流出が著しく、進学や就職による若者世代の転出が、人口減少の大きな要因の一つとなっています。若者の減少は、労働力確保に直接影響し、地域経済の衰退や税収の減少などに大きな影響を及ぼします。その他の年代においても子育て世代や、その世代と密接な関係にある子どもの世代を中心に社会減となっています。

人口構成バランスの適正化と人口減少の克服には、このような社会動態の改善が不可欠であり、本市では、「雇用なくして定住なし」との考え方の下、地域産業の振興を図るとともに、人材と雇用のマッチングにも注力し、特に若者や子育て世代を中心とした本市への移住・定住をはじめとしたI J Uターンに資する施策に集中的に取り組んできました。

本市の人口の社会増減は転出超過が続いているが、移住・定住の取組により、この5年間で転出超過数は半減しています。さらに、2018年（平成30年）住民基本台帳人口移動報告（総務省）によると本市への移住者が多い30代と50代は、転入超過となっています。2015年度（平成27年度）から2018年度（平成30年度）の4年間での県外から768名の方が移住してこられました。しかし、潜在的移住希望者は一定数いるものの「今すぐ移住したい」と考えている移住希望者は年々減ってきており、地方による移住合戦の激化や2018年（平成30年）7月の西日本豪雨災害の影響により、本市への移住者も減少傾向にあります。

また、近年ライフスタイルの多様化が進んでおり、移住のみでなく、二拠点居住や多拠点居住に加え、関係人口的な関わり方を希望する人が増えています⁷。「ふるさとに思いを寄せ、継続的に関わりを持つことを通じて地域へ貢献する人々の動き」を受け止める仕組みづくりを整備し、関係人口候補者との連携による移住者ネットワーク構築の取組を強化します。本

⁷ これからの移住・定住交流施策のあり方に関する検討会報告書（総務省地域力創造グループ地域自立応援課：平成30年1月）

市出身者だけでなく、移住希望者や本市との何らかの関わりを持つことで魅力を感じた方々と継続的に関わっていくことで、関係人口の増大、移住者や二拠点・多拠点居住者の増加を図ります。

津山ぐらしの魅力を全国に向けて情報発信し、移住・定住の検討段階から、お試しぐらし、就業や日常生活までワンストップで相談やフォローアップができる体制を整備し、興味、関係強化、移住検討、移住、定住と対象者のニーズやステージに応じた移住定住施策に取り組みます。

また、「おかやま晴れの国ぐらし」や「JOIN」、本市の定住ポータルサイト「LIFE津山」等を有効に活用し、認定NPO法人「ふるさと回帰支援センター」等の移住者支援団体と連携しながら、首都圏や関西圏をはじめとした都市部及び全国に情報発信するとともに、移住を切り口として、地域全体で本市の未来像やコミュニティとの関わり方等、問題意識の共有を図ります。これらの取組により、従来の移住者や定住者に加え、多拠点居住者や出身者を含めた「関係人口」の増大を図り、「住み続けたい、住んでみたい、そして応援したいまち津山」の実現を目指します。

【具体的な施策】

ア　I J U（いじゅう）トータルサポート事業の推進

移住・定住の支援については、2015年度（平成27年度）から2018年度（平成30年度）の4年間での津山圏域外からの累計移住者数が1,245名（そのうち岡山県外からの累計移住者数768名）と着実に成果を上げています。しかし、「将来的に移住を検討している移住希望者」が増えており、地方による移住合戦の激化や2018年（平成30年）7月の西日本豪雨災害の影響により、本市への移住者も減少傾向にあります。今後は、出身者のみでなく、津山に興味や、何らかの関わりを持つことで、地域外から津山を応援する「関係人口」を増やし、さらに継続してアプローチを行っていくことで、I J UターンやCターンによる将来的な移住・定住につなげていく必要があります。「津山ぐらし移住サポートセンター」では、対象者のニーズやステージに応じてトータル的にサポートできる体制の強化に取り組んでおり、今後も移住相談会やワークショップ、トライアルステイやトライアルワーク等による津山ぐらし体験などの取組を進めるとともに地域コミュニティとの関わりを深めていきます。また、地域内企業と連携し各企業の魅力について積極的な情報発信を行い、移住者増加に向けたさらなる取組を進めます。

《実施事業》

○移住者受入意識の醸成と環境の整備

本市の地域に根ざしたワークショップ等を開催し、先輩移住者、地域おこし協力隊、地域づくりに取り組む組織や人などで形成された地域コミュニティと、移住希望者や生活拠点を都心部等に置きながら、複数の自治体に関与しながら生活する関係人口候補者といった、津山ぐらしに関心を抱く人をつなぎ、双方の良好な関係性を築くことで、住民の受入意識の醸成やコミュニティ全体の発展を図り、スムーズな移住、二拠点・多拠点居住を図るとともにその先の定住へとつなげます。

K P I：意見交換会やワークショップの開催

2回／年（平成30年度）⇒4回／年（令和6年度）

○津山ぐらしの魅力情報発信

若者や子育て世代、定年退職を迎える夫婦、単身者などの津山市への移住希望者のほかに、関係人口候補者に対して、津山ぐらしの魅力を、ライフスタイル雑誌やインターネットを媒体として発信し、スムーズな移住や二拠点・多拠点居住につなげていきます。

また、移住希望者や関係人口候補者が津山市で暮らしていくうえで必要な「住まい」や「就職・働き方」などの情報、移住する際の支援策、先輩移住者の声やI J Uターン就職者等の体験談などを、「住む」、「知る」、「体感」、「環境」を柱としてわかりやすく掲載した移住支援サイト「L I F E 津山」やS N Sを利用した情報提供を継続して行っています。これらの取組により、本市での具体的な生活をイメージしやすくなることで、さらなる移住意欲や二拠点・多拠点居住意欲の向上を図ります。加えて、本市のホームページや「おかやま晴れの国ぐらし」、

「J O I N」等のサイトを利用するほか、関係人口候補者として捉えている「津山珈琲俱楽部登録者」の増加につながる導線をつくり、移住や二拠点・多拠点居住促進につながる効果的な情報発信を積極的に行います。



K P I : 定住ポータルサイトアクセス数

5年累計 147,180 件（平成 27 年度～平成 30 年度）

⇒5年累計 250,000 件（令和 2 年度～令和 6 年度）

○移住相談体制の充実

I J Uコンシェルジュを配置した移住相談窓口「津山ぐらし移住サポートセンター」を拠点として、生活環境など津山での暮らしに必要な情報、「津山市住まい情報バンク」を利用しての空き家や賃貸などの「住まい」に関する情報、無料職業紹介センターと連携した「就職支援」など、移住する際に発生する様々な課題を一貫してサポートし、移住に関する負担や不安の軽減を図ります。

K P I : 移住希望者相談件数

4年累計 4,104 件（平成 27 年度～平成 30 年度）

⇒5年累計 5,000 件（令和 2 年度～令和 6 年度）

○移住相談会や移住体験ツアーの開催

県や民間団体が主催する東京や大阪等で開催する移住相談会に参加し、本市の魅力や住むための情報を直接伝えるとともに、移住体験ツアーを開催し、実際に本市に来て津山ぐらしを体感してもらうことで、移住意欲の向上を図ります。また同じ生活圏を形成する近隣市町等との連携による、自治体間競争ではなく「共創」による相乗効果を図った取組を行います。さらには、津山ぐらしの魅力を感じてもらえるようなワークショップやセミナーを都市部で開催することで、より多くの人に津山に興味を持つ



てもらい、トライアルステイを利用した津山への宿泊やトライアルワークやフィールドワークなどの体験を通じて、津山への関心を深め、継続的に関わりを持つ機会、きっかけづくりを行うことで、将来的な移住・定住につなげていく流れを作ります。

KPI：移住相談、移住体験等による県外からの移住決定者数

64人／年（平成30年度）⇒70人／年（令和6年度）

○「住まい」の支援

一戸建てやアパートの賃貸・空き家（中古）の売買情報などを掲載したサイト「津山市住まい情報バンク」を開設するとともに、お試しぐらし希望者や移住希望者を対象として、「トライアルステイ（お試し住宅）」、「空き家活用定住促進事業」、「就職促進家賃助成事業」等ニーズに応じた「住まい」に関する支援策を講じることで移住の促進を図ります。



KPI：空き家活用定住促進事業件数

2件／年（平成30年度）⇒5件／年（令和6年度）

就職促進家賃助成事業を活用した移住者数

100人／年（平成30年度）⇒110人／年（令和6年度）

トライアルステイを活用した移住者数

6人／年（H30年度）⇒12人／年（令和6年度）

2 「18歳の崖」の克服に向けた高校・高専・大学との連携による活性化と学生の定着促進

数値目標

新規学卒者の地域内就職者数【687人（平成30年度）】

⇒ 5年累計3,250人（令和2年度～令和6年度）

津山圏域7高校卒業者数に対する新規学卒者等地域内就職者数の割合

46.9%（平成27年度～平成30年度までの4年間平均）⇒ 50.0%（令和6年度）

《基本的な方向》

本市においては、大学等への進学や就職に伴う18歳から24歳の年齢層の流出が著しく、いわゆる「18歳の崖」の克服に向けた取組が不可欠です。

「高校生の就職意識調査（2017年度実施）」では、高校卒業後、全体の29.0%が就職希望、58.7%が進学希望となっており、高校や大学等を卒業した後、津山圏域への就職を希望する学生は、全体の27.3%となっています。津山圏域内への就職を希望する理由としては、「家族がいるから・地元だから（53.8%）」が最も多く、次いで「この地域が好きだから（14.2%）」「希望する仕事があるから（11.8%）」となっています。

また、就職先を選ぶポイントとして、「やりがい」と答えた学生が最も多く、次いで「給料」「職種」となっています。

これらの結果から、自分の将来やキャリアを具体的に考え始める高校生のうちに、市・圏域内の魅力ある企業や働き方について知ってもらい、就職活動時の選択肢の一つとして認識してもらうことが地域内就職を促進する大きな鍵となります。

本市に所在する美作大学及び津山高専の高等教育機関、津山圏域内7つの高校との連携を強化し、インターンシップへの参加促進や高校生による地域産業への取材と動画制作、大学生等を対象とした地域内企業の見学・職業体験イベントを実施します。さらに、仕事や地域をテーマに学生と社会人が語り合う座談会を開催し、地域で活躍する人の多様な価値観や生き方にふれることで、自身の価値観を見つめ、地域で働くことの意識と関心を高めるとともに、キャリア教育を総合的に推進します。

県外に進学・就労している子どもの親などを対象に、セミナーや意見交換会を実施し、地域内の優良企業について知ってもらうための取組も進めます。

また、就職コーディネーターを配置し、大学の特性と地域内企業のマッチングすることでつながりを構築し、地域内企業に対して学生確保のための助言を行うなど、地域内の就職支援体制の強化を図ります。

一方で、進学等で一旦市外に流出した若者に対しては、岡山県北合同就職面接会等に参加する津山圏域出身の学生への交通費助成や本市に定住し就職することを条件に利用できる奨学金返還助成制度を産業界と協働で設立するなど、地域内への還流を促す取組を行っています。

また、高校生の時から、まちづくりに関心を持ち、これから地域を担う人材を育成するため、市内高校の地域学の取組に協力し、それぞれの学校や地域とのつながりを強め、各校の魅力向上と活性化に取り組みます。

さらに、地元志向の学生の進学ニーズへの対応や地域で不足する高度な技術・知識を有する人材確保のため、中・高等教育機能のあり方について、調査・研究を行います。

【具体的な施策】

ア 新規学卒者の地域内就職につなげる取組

津山圏域内の高校、津山高専、美作大学の学生や、高校卒業後に市外に進学した学生に対し、津山市、津山広域事務組合、ハローワーク等が県北で開催する企業説明会や面接会、インターンシップ等への参加促進を図ります。また、高校生による地域産業への取材と動画制作、大学生等を対象とした地域内企業の見学・職業体験イベント、学生と社会人の座談会などを通じて、地域内企業の魅力を伝え、就活の支援することで、新規学卒者の地域内就職者数の向上及び若者の定住促進を図ります。

《実施事業》

○就職奨励金制度活用による新規学卒者の定着促進

津山市内の事業所等に就職をし、本市に定住する中学校、高校、高専、大学等の新規学卒者等を対象として津山市就職奨励金制度を活用し、地域内企業への就職を促進し、若者の定住を図ります。

KPI：津山市内に就職し定住する就職奨励金受給資格認定者数

122人／年（平成30年度）⇒120人／年（令和6年度）

○奨学金返還助成制度による大学生等の定着促進

地域を支える人材の確保を図るため、産業界と協働で造成した「津山市帰ってきんちやい若人応援基金」を活用し、本市に定住し就職する大学生等の奨学金返還に対する助成を行います。

KPI：奨学金返還予定者の登録者総数（累計）

381人（平成30年度）⇒440人（令和6年度）

○新規学卒者の地域内就職支援

津山圏域の高校生や、県内外の大学等へ進学した津山市出身の新規学卒者に対して、津山市、津山広域事務組合、ハローワーク等が開催する企業説明会や就職面接会への参加を促すとともに、年々変化する就職活動事情に対応した事業を実施することにより、県北企業と学生の接点を創出します。

また、津山広域事務組合が実施している「就活学生登録」等も活用しながら、新規学卒者の地域内企業への就職活動を応援することで、若者の雇用拡大と定住促進を図ります。

KPI：岡山県北企業と学生の接点創出事業参加者延べ人数

182人／年（平成30年度）⇒200人／年（令和6年度）

○キャリア教育の促進と地域内企業の魅力情報発信

高校生や大学生等に、津山圏域内でインターンシップを受け入れる企業の情報を提供し、インターンシップへの参加を促進するとともに、高校生による地域産業への取材と動画制作、大学生等を対象とした地域内企業の見学・職業体験イベント、学生と企業の座談会等のキャリア教育を実施します。

また、地元で働くことのきっかけ作りをすることで、地域内企業への理解を深め、地域内就職を促進し、地域の人材還流を図ります。

KPI：インターンシップ参加者数

908人／年（平成30年度）⇒600人／年（令和6年度）

学生による地域の「しごと」紹介延べ件数【10社（平成30年度）】

⇒5年累計50件（令和2年度～令和6年度）

3 挿土への愛着と誇りの醸成の促進

数値目標

津山が好きと感じる人の割合 75.2%（平成27年度）⇒ 85%以上（令和2年度）

《基本的な方向》

本市は箕作家、宇田川家などの洋学者をはじめ、現在に至るまで、我が国はもとより世界に誇れる素晴らしい人材を輩出してきました。そして、美作国を中心として古来より育まれ

てきた歴史や文化、豊かな自然など、誇るべき資源を有しております。小中学校では、「津山の洋学」をはじめ、郷土の先人の足跡を学ぶ「ふるさと学習」の推進や、各地域の文化等についての学習に取り組んでいます。

一方で、近年の核家族化、少子化や共働き世帯の増加などの社会構造の変化により、世代間での地域文化の伝承機会が減少し、地域に対する関心が失われつつあります。

本市では、学校教育、社会教育などの場や地域行事への参加を通じて、これらの素晴らしい歴史や文化を学ぶ活動をさらに進め、未来へ継承していくとともに、市民一人ひとりが世代を超えて、郷土への愛着と誇りを育むための取組を進めます。

【具体的な施策】

《実施事業》

○「津山の洋学」による郷土学の推進

「津山の洋学」を通じて、郷土についての学びをさらに深めるため、洋学史書籍の刊行や、ハンズオン（実験・実習）などにより、小学校、中学校、高校や大学に対して、郷土学習・地域学習の場を提供します。

また、学芸員の出張授業や教員向けの研修を行うなど「郷土学」の取組を進めます。



KPI：美作地域内保育園（所）・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・高校・高専・大学等の生徒・学生・関係者の津山洋学資料館利用者数
2,057人／年（平成30年度）⇒2,500人／年（令和6年度）

○小中学校におけるふるさと教育の推進

津山洋学資料館や津山郷土博物館等、津山の教育資源を活用した郷土学習や地域学習に取り組むとともに、各学校においては、学校や地域の特色を活かした取組を推進するため、地域の施設や資源、人材を活用するなど、地域に根ざした体験活動を積極的に進めます。

また、学校・家庭・地域が連携・協力して、職場体験活動をはじめとしたキャリア教育を充実させ、豊かな人間性や社会性等を養います。

歴史や先人の偉業を学習することや、郷土が育んできた文化や伝統を継承していくことで、ふるさとに誇りを持ち、ふるさとを愛する心を培います。

KPI：「地域行事へ参加」の率を小中学校とも県平均を常に上回る。

○郷土愛の育成と英語教育を融合した小学校教育振興事業

本市の歴史・文化・食などを説明した動画を作成し、各小学校の授業での活用や給食時

間に動画を放映することで郷土への関心を促します。併せて、市内の観光地を英語で案内する動画も作成し、小学校での外国語活動の充実を目指します。

KPI：小学校における地域に対する意識調査

「(問) 地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることができますか」
に対し「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童の割合
35.70%（平成30年度）⇒49.20%（令和4年度）

基本目標Ⅲ 若い世代を中心として、結婚・出産・子育ての希望がかなうまちを実現する⇒『ひとの創生』

1 出会いの場の創出、結婚の希望をかなえる取組

数値目標

婚活事業でのマッチング数【10組（平成30年度）】

⇒ 5年累計100組（令和2年度～令和6年度）

《基本的な方向》

我が国において未婚者の増加や晩婚化が進む一方で、社人研による調査では、18歳～34歳の独身者の男性の85.7%、女性の89.3%（中国・四国地方では、男性は83.7%、女性は83.9%）は結婚の意思を持っています。

結婚は個人の自由な選択によるものですが、同調査では独身の男女が結婚していない理由として、「適当な相手にまだめぐり会わない」との回答が最も多くなっており、本市においても、若年層を中心に未婚率が年々上昇しています。その要因としては、「結婚をする必要性をまだ感じない」などの結婚への意識や「結婚資金が足りない」などの経済的な理由だけでなく、出会いの場自体の不足などが考えられます。

このため、結婚支援に関しては、県をはじめ、定住自立圏構成団体等とのスケールメリットを生かしたセミナーや婚活イベントを開催するほか、結婚を後押しする「縁結びサポートセンター」の育成や交流を行うなど、広域的な支援を推進します。また、2018年（平成30年）8月に開設された「おかやま出会い系・結婚サポートセンター津山」と連携し、県と市双方の支援策を効果的に組み合わせた結婚支援体制の構築と強化を図ります。

【図表9】結婚していない理由 (%)

	男性 (18歳～29歳)	男性 (30歳～49歳)	女性 (18歳～29歳)	女性 (30歳～49歳)
結婚するにはまだ若過ぎる	14.8	0.5	12.1	0.1
結婚する必要性をまだ感じない	14.1	12.7	14.4	12.0
今は、仕事（または学業）にうちこみたい	13.6	5.8	16.3	5.2
今は、趣味や娯楽を楽しみたい	9.4	7.7	9.5	6.7
独身の自由さや気楽さを失いたくない	9.0	14.8	9.6	17.3
適当な相手にまだめぐり会わない	15.5	28.5	18.0	33.3
異性とうまくつき合えない	5.9	9.8	4.4	9.9
結婚資金が足りない	12.1	13.1	8.6	6.3
結婚生活のための住居のめどがたたない	2.9	3.7	2.5	2.2
親や周囲が結婚に同意しない（だろう）	1.8	1.3	3.4	2.5
その他	0.9	2.2	1.3	4.7

出典：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（2015年）」

【具体的な施策】

《実施事業》

○出会い・結婚の希望をかなえるためのサポート

結婚に関するセミナーや出会いの場を創出する婚活イベントを実施し、結婚を希望する未婚者の学びや出会いを支援します。

また、「おかやま出会い・結婚サポートセンター津山」と連携するとともに、縁結びサポートの取組など、地域における結婚支援体制の整備を図り、成婚数の増加及び定住人口の増加につなげます。

KPI：結婚支援事業への参加者数

89人／年（平成30年度）⇒100人／年（令和6年度）

2 妊娠から出産・子育てが安心して行える切れ目のない支援の充実

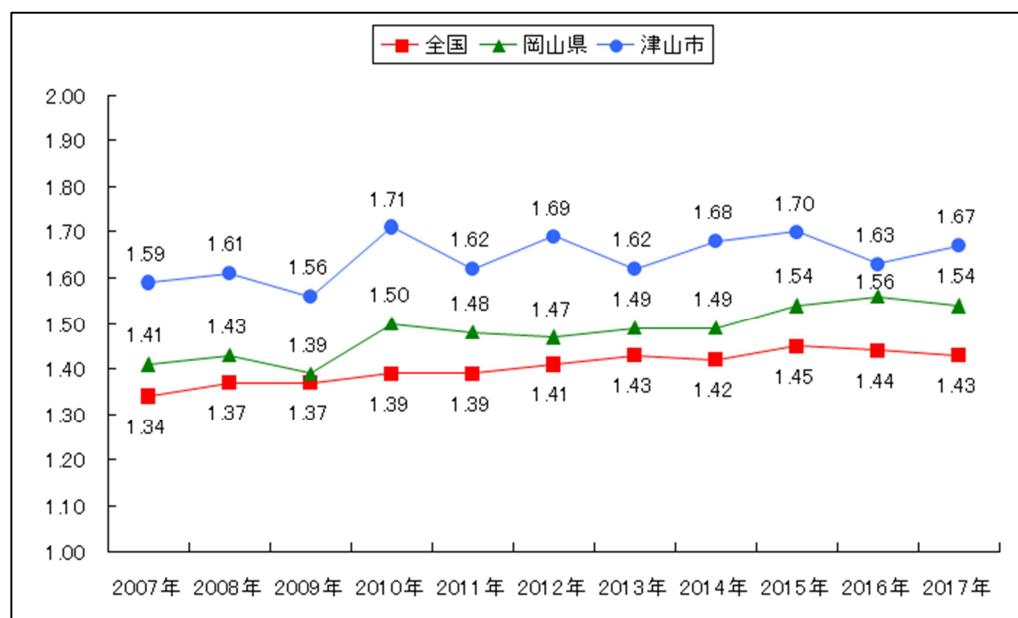
数値目標

合計特殊出生率 1.67（平成29年）⇒ 1.72（令和6年）

《基本的な方向》

本市では妊娠から出産、子育てが安心して行えるまちを目指し、様々な環境整備や支援の充実を図ってきました。2017年（平成29年）の本市の合計特殊出生率は1.67となっており、これは岡山県平均の1.54、全国平均の1.43を大きく上回っています。しかしながら、この5年間の推移を見る限り、本市の人口減少に歯止めをかけ安定させるには、さらに自然減への抑制を図る取組を行う必要があります。

【図表10】合計特殊出生率の推移



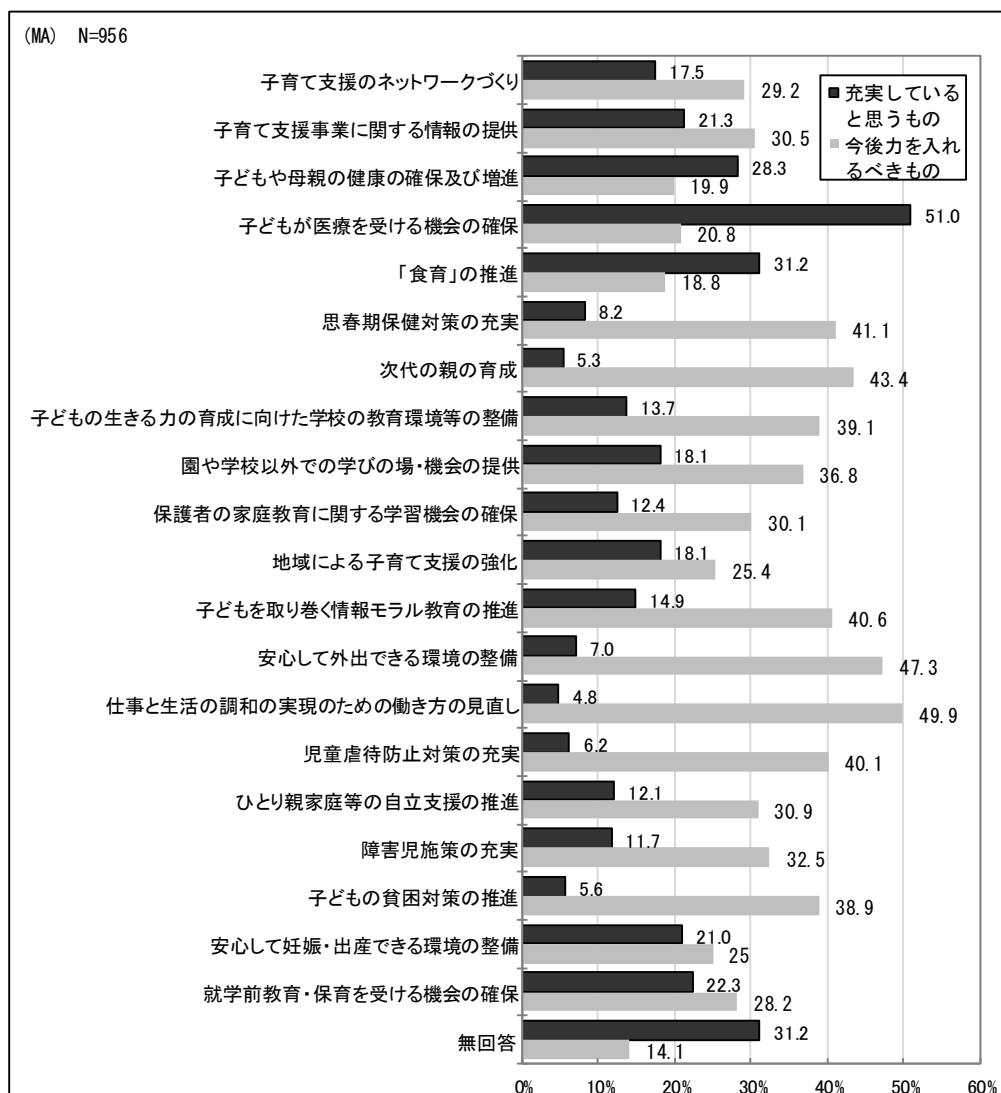
出典：人口動態統計調査（厚生労働省） ※津山市の数値は母子保健事業実績報告の数値

2019年(平成31年)2月に実施した津山市子ども・子育て支援に関するアンケート調査(小学校保護者)では、子育て支援施策として、「充実していると思うもの」では、「子どもが医療を受ける機会の確保」が51.0%で最も高くなっています。一方で、「今後力を入れるべきもの」では、「仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し」が49.9%で最も高くなっています。

のことから安定して働ける雇用環境の充実はもとより、職場においても育児休暇の取得のしやすさや長時間労働の縮減を促進するなど、企業を含めた社会全体で「働き方」を見つめなおし、少子化に取り組む意識の醸成を図る必要があります。

これらを踏まえ、結婚や妊娠・出産は個人の自由な選択によることを前提としながら、妊娠から出産、子育て施策をさらに充実し、子育て世代と地域の未来を担う子どもたちの健やかな成長を支援することにより、子育ての希望がかなう環境の実現を目指し、本市の人口構造の若返りと人口減少の克服への重要な足掛かりとします。

【図表11】子育て支援施策として、「充実していると思うもの」「今後力を入れるべきもの」



出典：津山市 子ども・子育て支援に関するアンケート調査（2019年2月実施）

【具体的な施策】

ア 安心して出産し、子育てができる環境づくりの推進

安心して妊娠・出産し子育てができるよう、きめ細かな切れ目のない子育て支援を行います。

《実施事業》

○まちなか子育て支援拠点の運営

乳幼児及び保護者が気軽に集い交流ができる場所として、多くの人が訪れる本市の中心市街地の中核施設「アルネ・津山」に親子ひろば「わくわく」と一時預かりルーム「にこにこ」を、また津山すこやか・こどもセンターでは親子ひろば「すくすく」を運営し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点事業と併せて、短時間の利用など保護者の希望に応じて利用できる乳幼児の一時預かり事業を実施します。

KPI：まちなか子育て支援拠点の利用者数

72,471人／年（平成30年度）⇒73,000人／年（令和6年度）

○病児保育への取組

病気で保育園等に通えない乳幼児・児童を、病院で看護師・保育士による看護・保育を実施する施設を拡充し、保護者の就労等を支援します。

KPI：年間病児保育利用者数

1,152人／年（平成30年度）⇒1,858人／年（令和6年度）

○子育て世代の包括支援（子育て世代包括支援センター運営）

子育て支援のためのワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）を運営し、コーディネーターによる子育て全般の相談へのきめ細かな対応を行います。また、支援が必要な家庭に保健師、保育士が訪問し、出産・子育ての不安の解消に努めます。

併せて、産後うつなどの心身の不調等により家事や子育ての負担軽減が必要な妊産婦や、近親者などの支援が受けられない産婦に「ヘルパー等の派遣」や、「ショートステイ」等を実施することで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供します。

KPI：支援が必要な母子への支援実施 100%（平成30年度）⇒100%（令和6年度）

○子ども家庭総合支援拠点の運営

子どもたちの心身ともに健やかな成長を支援するため、「子ども家庭総合支援拠点」を2019年（平成31年）4月に設置しました。

ここでは、専門知識を有する「子ども家庭支援員」及び「虐待対応専門員」が、福祉、保健、医療、教育・保育等の関係機関とも連携しながら、相談支援業務を実施しています。

また、児童虐待の早期発見・予防に向けては、子育て世代包括支援センターとの一体的運用を行い、関係機関同士の綿密な連携の下で、児童虐待の未然防止や虐待発生後の支援に適切に対応し、乳幼児期からの切れ目のない支援を実施します。

KPI：子ども及び妊産婦等への相談内容に応じた適切な支援実施

⇒100%（令和6年度）

○不妊・不育治療への支援

不妊治療や不育治療に対する費用を助成することで、経済的な負担軽減と出産の希望の実現につなげます。

KPI：不妊・不育治療支援事業助成件数

59件／年（平成30年度）⇒152件／年（令和6年度）

○産婦健診による子育てサポート

産後うつの予防や、新生児への虐待防止等を図るため、出産後間もない時期（産後2週間後と1ヶ月後の2回）の産婦に対する健康診査を実施し、産婦の健康状態を定期的に確認します。

KPI：対象者の受診率 ⇒100%（令和6年度）

○地域子育て支援センターによる安心の子育て

保育園等に併設している地域子育て支援センターにおいて、乳幼児及びその保護者が交流を行う場を設け、子育てについての相談、助言その他の援助を行います。また、保育園等に併設している点を活かし、園の開放を実施することにより、乳幼児はもとより保護者にも園での生活をイメージしたり、異年齢の交流ができるような活動を実施します。加えて、子育てサークル等の依頼を受けて、公民館等へ出向き、出前保育を実施します。

KPI：年間の利用組数 8,400組／年（平成30年度）⇒8,400組／年（令和6年度）

○地域材で家づくり事業の推進【再掲】

美作材を使用した新築住宅や住宅のリフォームに対する補助制度を拡充し、美作材の需要拡大を推進します。また、市内の三世代住宅等への助成により、核家族化が進む中、子育てなど家族で支え合える多世代同居を支援します。

KPI：家づくり事業の利用者の地域材利用量【1,084m³（平成30年度）】

⇒5年累計5,500m³（令和2年度～令和6年度）

イ 多子世帯などの子育て世帯の負担軽減の取組

多子世帯の保護者の経済的負担を軽減し、安心して幼児教育・保育を受けられる環境を整えます。

《実施事業》

○多子世帯における教育・保育施設利用者負担の軽減

起点とする最年長児の年齢を拡大し、第3子以降の保育料を無償化することにより、多子世帯の保護者の経済的負担の軽減を図ります。

ウ 保育・育児サービスの充実

子育て家庭の不安感や孤立感を解消し、ゆとりある子育てが行える取組を進めるとともに、子育てと仕事の両立支援につながる事業を実施します。

《実施事業》

○新規卒業者の確保、就業継続支援事業（就職支援セミナー）

保育士、幼稚園教諭の資格を生かした就職を支援するため、保育所等の勤務未経験者やブランクのある方等を対象に就職支援セミナーを開催し、現場で必要な知識、技術に関する講座や施設実習を行うことで、就職を促し、保育士や幼稚園教諭不足の解消につなげます。

KPI：受講者数 9人／年（平成30年度）⇒15人／年（令和6年度）

○子ども医療費公費負担制度の拡充支援

少子化対策及び子育て環境の整備の観点から、中学校卒業までの子どもの医療費について、保護者の負担軽減を図ります。

○一時預かり事業による保護者の負担軽減

保護者が急な用事などで保育ができない場合や、リフレッシュしたい場合などに、保育園、幼稚園等で一時的に預かることで、子育てにかかる負担軽減を図ります。

KPI：一時預かり年間利用者数

13,541人／年（平成30年度）⇒14,300人／年（令和6年度）

○私立・公立教育・保育施設における特別保育の充実

保育園（所）で行う延長保育、食育推進の取組に対して支援することで、保育サービスの充実を図ります。また、特別な支援を要する乳幼児に対して、支援員を配置し、特別支援教育・保育の充実に取り組みます。

エ 子どもの貧困対策

子どもの貧困に関する実態を把握し、関係機関等と連携しながら、教育支援や生活支援など、子どもの貧困対策に取り組みます。

《実施事業》

○子どもの貧困対策事業

深刻化する子どもの貧困について、世代間連鎖を断ち切り、子どもたちが未来への希望を持って成長していくよう、①教育の支援、②生活の安定に資するための支援、③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、④経済的支援の4つの視点から、子どもの貧困対策を総合的かつ効果的に推進します。また、就学援助等の制度の周知を図っていきます。

KPI：入学する児童の保護者の就学援助制度に関する認知度

100%（平成30年度）⇒100%（令和6年度）

3 男女共同参画の推進によるワーク・ライフ・バランスの実現

数値目標

ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業所数（累計）

88 社（平成 30 年度）⇒ 140 社（令和 6 年度）

《基本的な方向》

急激な少子高齢化の進行や人口減少に伴う、将来の労働者不足や、地域社会の活力低下を防ぐためには、誰もが仕事・家庭生活・地域活動などを両立させ、安心して子育てや介護ができる社会の実現が必要です。

しかしながら、長時間労働により家事・育児に参画できない男性や、結婚や出産を機に離職する女性も多く、働き方の見直しが重要な課題となっています。

ワーク・ライフ・バランスの推進は、就業環境の改善により、地域企業の魅力アップによる就職の促進や従業員の定着率向上を図るとともに、仕事と子育ての両立などによる就業意欲の向上にもつながります。

少子化に歯止めをかけ、地域の創生を図るために、男女がともにやりがいや充実感を感じながら働き、子育て期や中高年期といった人生の様々な段階に応じて、多様な生き方が選択でき、活力ある地域社会を形成していく取組が不可欠であり、仕事や家庭、地域などにおいてバランスのとれた生活を送るための意識啓発や、働き方改善に積極的な事業者への支援に取り組みます。

【具体的な施策】

《実施事業》

○男女共同参画意識啓発の推進

性別に関わりなく仕事、家庭、地域生活などにおいて誰もがその個性と能力を発揮できる活力に満ちた地域社会の実現を目指します。

KPI：啓発講座の開催件数 23 件／年（平成 30 年度）⇒ 23 件／年（令和 6 年度）

○ワーク・ライフ・バランス向上及び女性活躍推進事業

ワーク・ライフ・バランスの向上及び女性活躍の推進に取り組もうとする事業者へのアドバイザー派遣、講演会の開催により、認定事業所の増加を図り、官民ともに仕事と家庭の両立によるワーク・ライフ・バランスの向上及び女性活躍の推進に取り組みます。

KPI：アドバイザー派遣件数 10 件／年（平成 30 年度）⇒ 10 件／年（令和 6 年度）

4 子どもたちが将来への夢に向かって、いきいきと学び育つ教育環境づくり

数値目標

全国学力・学習状況調査の偏差値（標準スコア）50を小中学校ともに超える。

《基本的な方向》

持続的な発展を可能とする社会を構築するためには、地域を支える人材の確保と育成が必要です。その基本となる幼児教育・学校教育では、子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体をバランスよく育て、「生きる力」をより一層育むための取組を進めます。

子どもたちの確かな学力を育むためには、落ち着いた学習環境づくりや就学前の幼児教育に重点を置いた取組が重要です。未来ある子どもたちの健やかな成長と学びに向かう力の育成については、幼稚園、保育園、認定こども園と小学校が連携し、小1プロブレムの課題を踏まえて作成した独自の接続カリキュラムを活用することで、特に就学前から小学校低学年に対する取組を強化します。

また、教員が児童生徒と向き合う時間を確保し、教育の質を向上させるため、部活動指導員を全ての中学校に配置するとともに、教師業務アシスト員を全ての小中学校に配置します。さらに、小学校での外国語学習をサポートするための英語教科支援員を配置し、指導体制の充実を図ります。

一方で、いじめや不登校なども深刻な問題です。近年は、問題行動の低年齢化や複雑化が課題となっており、早期からの丁寧な対応が求められています。そのため、「地域の子どもは地域で育てる」という意識を学校と地域が共有し、一体となり、組織的な支援体制の充実を図ります。

小中学校の学習環境については、ICTを活用した授業を効果的に行えるよう、教員1人1台の指導用タブレット型パソコンの配備など、新学習指導要領を見据えた環境整備を進めます。また、学校施設については、子どもたちの安全安心を最優先に考え、良好な教育環境の確保と施設の長寿命化に計画的に取り組みます。

人材は地域全体の財産であり、人材によって地域の将来は大きく変わってくるものと考えます。本市の明るい未来を創造するためにも、郷土を誇りに思い、地域で活躍する人材の育成に積極的に取り組みます。

【具体的な施策】

《実施事業》

○「わかる授業」による学力向上への取組

学校においては、学習規律や授業改善の取組を徹底するとともに、各家庭においても、「家庭学習は1日1時間以上」、「スマートフォンやゲーム等の使用時間を2時間以内」とすることを呼びかけるなどの取組を進めます。また、外国語でのコミュニケーションができることを目指した力を育むよう、英語力の向上を図ります。さらに、小学校第1学年に

おいて、担任教員に加えて、支援員を配置し、小1ギャップの解消を図り、学習・生活規律の定着を高め、中学年、高学年でも安定した学習環境が継続するよう取組を進めます。

○生徒指導・不登校対策の推進

いじめについては、児童生徒の心情を丁寧に聞き取り、家庭とも連携しながら継続した指導により改善を図ります。不登校については、引き続き、登校支援員やスクールカウンセラーなどの配置に加え、生活習慣の改善や自己肯定感を高める取組などを保護者や地域が一体となって進めます。

KPI：小中学校の問題行動と不登校の割合を令和6年度までに国・県平均以下に改善する。

○特別支援教育の推進

支援が必要な児童生徒が、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善し、克服するため、津山市特別支援教育推進センターを中心として、早期からの教育相談・支援体制の構築を進めます。また、少人数指導体制を整備し、より落ち着いた学習環境づくりと、それぞれの児童生徒に合ったきめ細かな支援に取り組みます。

KPI：通常学級における個別の支援計画の作成率を小中学校いずれも100%を維持する。

基本目標IV これからの時代に対応した持続可能なまちづくりと地域間連携を進める ⇄ 『まちの創生』

1 賑わいある機能的で暮らしやすいまちの形成

数値目標

ずっと住み続けたいと感じる人の割合 55.6%（平成27年度）⇒ 65%（令和6年度）

《基本的な方向》

本市では、岡山県北の拠点都市として効率的で機能的なまちを形成するため、土地利用、道路・公園等の都市施設の整備方針を示した、具体的な都市計画を定める際の体系的な指針となる「都市計画マスタープラン」に基づき、計画的なまちづくりに取り組んでいます。

また、中山間地域等においては各支所・出張所を「地域生活拠点」として、行政サービスや生活機能を確保し、利用しやすい交通ネットワークの形成を図るとともに、2019年（令和元年）8月に策定した「立地適正化計画」に基づき、居住や都市機能の立地誘導にかかる取組を一体的・総合的に推進し、「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の実現を目指します。

【具体的な施策】

ア 「立地適正化計画」の推進

公共交通を軸とした一定の生活サービスが整った地域への居住誘導を促進し、市街地のコンパクト化を図ることで、人口密度及び生活サービス機能の相互の維持・向上、持続的な地域コミュニティの形成を図ります。

また、都市機能誘導区域に誘導施設を誘導し、まちの魅力・活力を向上させるとともに、居住者や交流人口増加の好循環を生み出し、元気あふれるまちの形成を図ります。

イ 中心市街地の商業振興とまちづくり活動の推進

新規創業者等の空き店舗への出店支援や、まちづくり団体と連携した中心市街地の活性化に取り組みます。

《実施事業》

○中心市街地の商業振興とまちづくり活動の推進

シャッター通り化している中心市街地や重伝建地区である城東地区の空き店舗等への新規出店を促進し、賑わいの創出を図るために支援を行います。

併せて、津山街づくり㈱・津山商工会議所・中心商店街の商業関係団体等と津山市で構成されているTMOによる「まちづくりコーディネーター」を配置し、まちづくり活動の支援を行います。

KPI：空き店舗への新規出店件数を令和6年度までに25店舗増やす。

○津山駅舎のバリアフリー化

津山駅北口広場の整備による賑わいの創出や広域的な交通結節点機能の強化に加え、津山駅舎へのエレベーターの設置などバリアフリー化を推進し、さらなる利用者の快適性・利便性の向上に取り組みます。

ウ 市民が利用しやすい公共交通体系の整備と確保

持続可能な公共交通の維持のために利便性の高い公共交通体系の整備及び確保を行い、利用促進に取り組みます。

《実施事業》

○「津山市地域公共交通網形成計画」の更新

急速な少子高齢化・人口減少と社会経済情勢の変化により、地域が一体となった交通網の形成が不可欠となる中、2017年（平成29年）3月に「津山市地域公共交通網形成計画」を策定しました。計画策定から5年が経過する2021年度（令和3年度）に、本市を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、持続可能な公共交通のあり方を再検証し、立地適正化計画との事業連携を考慮し、現状に即した公共交通の整備及び確保、利用促進のための計画更新を行います。

KPI：「津山市地域公共交通網形成計画」を令和3年度に更新する。

○公共交通の利用促進

高齢化・人口減少の進行に伴う「免許返納制度」や「過疎地における移動手段確保」などに対応するため、公共交通に求められる社会的要請は大きくなっています。

こうした中、公共交通の利用を周知・啓発するため、高齢者を対象に「公共交通乗り方講座」を実施します。

利用者それぞれの目的に応じた公共交通の特性や料金・時間帯とともに学ぶことで、免許証の有無に関わらず、これまでと変わらない生活を営み、家から元気に外出できる仕組みを作ることで、市民の健康増進と持続可能な地域公共交通網を維持し、公共交通を中心としたまちの活性化を目指します。

KPI：講座開催回数：年間5回以上

2 広域連携による個性ある地域づくり

数値目標

令和4年度以降の津山圏域定住自立圏共生ビジョンを策定する。

《基本的な方向》

現下の市民生活や経済活動は市域の枠を越えてなされており、強い県北都市圏の形成を図るうえでは、生活圏を同じくし、あらゆる面で密接に関連する近隣自治体との連携強化が非常に重要です。そのため、津山圏域の1市5町による定住自立圏の枠組を核に、観光、公共

交通、防災をはじめとする 11 の分野において様々な連携事業に取り組んでいます。今後も近隣自治体と手を携え、圏域全体の活性化と魅力向上を図ることにより、圏域からの人口流出を食い止めるダム機能を高めるとともに、新たな人の流れの創出に取り組みます。

また、岡山市などとも産業やインフラといった様々な分野で連携を図り、地域発展や課題解決に取り組みます。

【具体的な施策】

ア 定住自立圏の形成による津山圏域の発展を目指す取組

《実施事業》

○津山圏域定住自立圏における広域連携

進展する人口減少・少子高齢社会においても活力ある社会経済を維持することを目的に 2017 年（平成 29 年）1 月に本市が中心となり、津山圏域の 5 町（鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町及び美咲町）と津山圏域定住自立圏を形成しました。また、令和 3 年度までの 5 年間を計画期間とする「津山圏域定住自立圏共生ビジョン」を策定し、交通ネットワークの充実や経済、雇用、観光などの連携に取り組んでいます。今後も、共創・協働による自立性及び持続性の高い圏域の形成を目指します。

KPI：令和 4 年度以降の津山圏域定住自立圏共生ビジョンを策定する。

イ 岡山連携中枢都市圏の取組

《実施事業》

○岡山連携中枢都市圏における広域連携

人の交流や経済活動のさらなる促進を図るため、2016 年（平成 28 年）10 月に岡山市を中心とする 8 市 5 町による岡山連携中枢都市圏を形成しました。

引き続き、本市と岡山市との圏域を結ぶ幹線道路等広域交通網の構築や周遊型観光等に取り組み南北軸の強化を進めます。

3 地域運営組織による地域づくり

数値目標

地域運営組織の延べ設立数 13 地域（平成 30 年度）⇒ 18 地域（令和 6 年度）

地域おこし協力隊の延べ隊員数（累計） 7 名（平成 30 年度）⇒ 18 名（令和 6 年度）

《基本的な方向》

少子高齢化・人口減少社会が進行するなど、社会経済環境が大きく変化する中で、将来にわたる持続可能な地域づくりに取り組みます。

特に、合併した周辺地域や中心市街地においては、急速に人口減少・高齢化が進んでおり、こうした地域では、地域のコミュニティ活動を充実するとともに、地域の多様な主体や人材による地域の支え合いや地域の資源を活用した地域づくりなどが求められています。

現在、人口減少・高齢化が進む地域において、地域の活性化を目指して多様な主体による

地域運営組織の活動を支援しており、連合町内会支部が設置した地域運営組織を中心に地域課題の解決や福祉・防災機能の充実が図られるよう支援を行い、持続可能な地域づくりを目指します。

【具体的な施策】

《実施事業》

○地域づくり応援事業（地域運営組織による地域づくり）

人口減少・高齢化が進む地域において、地域の活性化を目指して活動する地域運営組織の支援を行います。

KPI：地域運営組織の延べ設立数 13 地域(平成 30 年度) ⇒ 18 地域(令和 6 年度)

○地域おこし協力隊による地域活性化

全国から公募した地域おこし協力隊員を地域運営組織など地域課題を抱える団体に派遣し、地域の活性化を図ります。

KPI：地域おこし協力隊の延べ隊員数（累計）

7 名（平成 30 年度） ⇒ 18 名（令和 6 年度）

4 安全で安心に暮らせるまちづくり

数値目標

防災に関する訓練又は勉強会等を実施する自主防災組織の数

50 団体／年（平成 30 年） ⇒ 60 団体／年（令和 6 年度）

市内での刑法犯認知件数【492 件／年（平成 30 年）】

⇒ 5 年間で 1 割以上減少させる。

《基本的な方向》

誰もが安心して暮らし続けるためには、地震や風水害などの災害に備えるとともに、災害に強いまちであること、そして、犯罪が少ないまちであることが非常に大切です。

近年、異常気象による局地的な集中豪雨や大型台風の襲来など、災害の激甚化が顕著になっており、2018 年（平成 30 年）の 7 月豪雨では、本市においても大きな被害が発生しました。今回の経験と教訓を踏まえ、災害対応体制について総括的な検証を行い、避難所などの課題を確認したところですが、今後とも、国、県、警察、消防などの関係機関との緊密な連携による防災体制の整備や、災害関連情報の把握と情報発信に努めます。また、非常時備蓄物資の確保については、定住自立圏の枠組の中で進めるとともに、地域防災の中核である消防団の施設や装備の充実を図ります。

少子高齢化が進む中で、地域コミュニティによる防災・防犯に対する対応も課題となっています。自助、共助の意識に基づいた自主防災組織の育成により、地域防災力を高め、災害に強いまちを目指すとともに、防犯対策をしっかりと進め、犯罪のない、市民が安全で安心

に暮らせるまちづくりを進めます。

【具体的な施策】

《実施事業》

○災害時の情報伝達手段の整備

旧町村地域内の防災無線個別受信機の整備と、旧市内の防災FMラジオの普及を図り、災害時における情報伝達手段の多重化に努めます。

KPI：旧市内津山地域の緊急告知防災ラジオの普及率

8.69%（平成30年度）⇒10%（令和6年度）

○地域との連携による防災力の強化

災害に迅速に対応し、被害を最小限に食い止めるため、災害時情報伝達手段の整備、防災ハザードマップの周知に加え、自主防災組織への活動支援等を行い、地域との連携による防災力の強化を図ります。



自主防災組織の活動風景

KPI：防災に関する訓練又は勉強会等を実施する自主防災組織の数

50団体／年（平成30年）⇒60団体／年（令和6年度）

○非常時備蓄物資確保等広域化事業の推進

定住自立圏（津山市・鏡野町・勝央町・奈義町・久米南町・美咲町）による備蓄相互支援体制を整備し、非常時備蓄品について、効率的な確保と調達にかかるコスト低減に取り組みます。

KPI：非常時備蓄物資の目標備蓄量

食料10,180食、毛布530枚、簡易トイレ1,068人分（平成30年度）

⇒食料50,900食、毛布2,650枚、簡易トイレ5,340人分（令和4年度）

○犯罪のないまちづくりへの取組

子どもや高齢者、女性等の弱者を狙った犯罪や少年非行等を防止し、犯罪のない、誰もが安心して暮らすことができるまちを実現するため、犯罪抑止等に効果のある防犯カメラや防犯灯の設置への補助、自主防犯組織への支援を行います。

KPI：防犯カメラ設置への補助件数

8台／年（平成30年度）⇒8台／年（令和6年度）

◆ 第2期戦略の取組における新たな視点

ア 都市圏と地方のつながりを築く

地域の活力を維持・発展させるためには、地域に住む人々だけでなく、地域に居住していない地域外の人々に対しても、地域の担い手としての参画を促すことが重要です。このため、地域外から地域の行事に毎年参加及び運営に携わる、又は、副業・兼業で週末に地域の企業・NPOで働くなど、その地域や地域住民に多様な形で関わる「関係人口」の創出・拡大を図ります。

関係人口は、その地域の担い手として活躍することに留まらず、地域住民との交流がイノベーションや新たな価値を生み出すなど内発的発展につながるほか、将来的な移住者の増加にもつながることが期待されます。また、関係人口の創出・拡大は、受入側のみならず、地域に関わる人々にとって、日々の生活におけるさらなる成長や自己実現の機会をもたらすものであり、双方にとってメリットがある取組です。このため、第2期においては、都市圏と地方とのつながりの強化に向けた活動やふるさと納税を通じ、地域とつながる個人や企業を増加させることを目指します。

【具体的な施策（再掲）】

《実施事業》

- 林業と山村を支える多様な担い手の確保・育成（基本目標I-1-(1)）
- 「津山珈琲俱楽部」（つやまかふえくらぶ）による魅力発信（基本目標I-1-(3)）
- 移住者受入意識の醸成と環境の整備（基本目標II-1）
- 津山ぐらしの魅力情報発信（基本目標II-1）
- 奨学金返還助成制度による大学生等の定着促進（基本目標II-2）

イ 人が集う、魅力を育む

若者の流出を防ぐ、あるいは、就職を機にUターンを促すためには、単に雇用を創出することに留まらず、本市の基幹産業を中心に高付加価値化や販路拡大に取り組み、強くて儲かる産業に成長させることで所得の向上を実現し、賃金ややりがいの面で魅力的なしごとの場を創出することが必要です。

また、住み続けたいと思える地域をつくるためには、人々に「このまちで暮らしたい」「このような生活を送りたい」と思わせる魅力をつくることが重要です。そのためには、他の地域との連携の視点を持ちながら、暮らしに必要な都市機能の充実や、豊かな自然・歴史・文化などの地域資源を活かした地域活性化、さらに、民間活力の積極的な導入による、従来の公共サービスのあり方にとらわれない新たな価値の創造などに取り組む必要があります。

【具体的な施策（再掲）】

《実施事業》

- 農業法人等への支援（基本目標I-1-(1)）
- 展示会等への出展に対する一貫したサポート（基本目標I-1-(1)）

- 地域商社機能の構築に向けた取組（基本目標 I -1-(1)）
- 津山のほほえみブランド化事業（基本目標 I -1-(1)）
- ブドウの産地化に向けた支援（基本目標 I -1-(1)）
- 美作材の輸出事業の促進（基本目標 I -1-(1)）
- 集約化の推進（基本目標 I -1-(1)）
- 事業転換・付加価値化支援事業（基本目標 I -1-(2)）
- 知的財産権取得支援事業（基本目標 I -1-(2)）
- 起業・創業支援の実施（基本目標 I -1-(2)）
- 販路開拓の支援（基本目標 I -1-(2)）
- 戦略的支援分野の研究、プロジェクトの推進（基本目標 I -1-(2)）
- 旧苅田家付属町家群等の活用＜城東地区＞（基本目標 I -1-(3)）
- 城東・城下・城西地区の景観整備と観光客の利便性向上（基本目標 I -1-(3)）
- アート＆デザイン賑わい創出事業の推進（基本目標 I -1-(3)）
- 津山城（鶴山公園）の通年活用＜城跡周辺地区＞（基本目標 I -1-(3)）
- 鶴山公園の景観整備と津山城跡保存整備＜城跡周辺地区＞（基本目標 I -1-(3)）
- 津山まなびの鉄道館の魅力向上（基本目標 I -1-(3)）
- 城西地区観光拠点施設等整備事業（基本目標 I -1-(3)）
- 津山さくらまつりの充実（基本目標 I -1-(3)）
- 津山の歴史資源発信活用事業（基本目標 I -1-(3)）
- キャリア教育の促進と地域内企業の魅力情報発信（基本目標 II-2）
- 「津山の洋学」による郷土学の推進（基本目標 II-3）
- 小中学校におけるふるさと教育の推進（基本目標 II-3）
- 郷土愛の育成と英語教育を融合した小学校教育振興事業（基本目標 II-3）
- 中心市街地の商業振興とまちづくり活動の推進（基本目標 IV-1）
- 「津山市地域公共交通網形成計画」の更新（基本目標 IV-1）
- 津山圏域定住自立圏における広域連携（基本目標 IV-2）
- 岡山連携中枢都市圏における広域連携（基本目標 IV-2）

ウ 新しい時代の流れを力にする

Society 5.0 の実現に向けた技術（以下「未来技術」という。）は、自動化により人手不足を解消することができるとともに、地理的・時間的制約を克服することが可能となります。例えば、自動走行を含めた移動・物流サービス、オンライン医療や I o T を活用した見守りサービスといった未来技術は、まち・ひと・しごとのあらゆる分野において、住民の生活の利便性と満足度を高めるうえで有効な手法であり、特に、人口減少に起因する課題を多く抱える地方においてこそ、より高い導入効果が期待されています。

また、持続可能な開発目標（S D G s）は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現を目指して、経済・社会・環境を巡る広範な課題解決に統合的に取り組むものです。地方における持続可能なまちづくりや地域活性化に向けた取組を、世界共通の S D G s の理念に沿って進めることにより、企業や学術機関、N P O 団体等の関係団体との連携が図りやすくなり、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができます。

【具体的な施策（再掲）】

《実施事業》

- 学校給食の地産地消の推進（基本目標 I-1-(1)）
- 農地集積の拡大推進（基本目標 I-1-(1)）
- 新規就農者の育成と担い手の確保（基本目標 I-1-(1)）
- 農業法人等への支援（基本目標 I-1-(1)）
- 市有林の活用促進（基本目標 I-1-(1)）
- 森林整備の推進（基本目標 I-1-(1)）
- 林業と山村を支える多様な担い手の確保・育成（基本目標 I-1-(1)）
- 集約化の推進（基本目標 I-1-(1)）
- 設備導入支援事業（基本目標 I-1-(2)）
- 事業転換・付加価値化支援事業（基本目標 I-1-(2)）
- 知的財産権取得支援事業（基本目標 I-1-(2)）
- 戦略的支援分野の研究、プロジェクトの推進（基本目標 I-1-(2)）
- 产学官連携による企業の新製品、技術開発支援（基本目標 I-1-(2)）
- スマートエネルギー機器等設置への支援（基本目標 I-1-(4)）
- 市民協働発電所の展開（基本目標 I-1-(4)）
- 津山市版クレジットによるカーボンオフセット事業（基本目標 I-1-(4)）
- 新規創業や企業マッチング等に対する金融機関との連携支援（基本目標 I-1-(5)）
- 「津山の洋学」による郷土学の推進（基本目標 II-3）
- 小中学校におけるふるさと教育の推進（基本目標 II-3）
- 郷土愛の育成と英語教育を融合した小学校教育振興事業（基本目標 II-3）
- まちなか子育て支援拠点の運営（基本目標 III-2）
- 病児保育への取組（基本目標 III-2）
- 子育て世代の包括支援（子育て世代包括支援センター運営）（基本目標 III-2）
- 子ども家庭総合支援拠点の運営（基本目標 III-2）
- 不妊・不育治療への支援（基本目標 III-2）
- 産婦検診による子育てサポート（基本目標 III-2）
- 地域子育て支援センターによる安心の子育て（基本目標 III-2）
- 多子世帯における教育・保育施設利用者負担の軽減（基本目標 III-2）
- 子ども医療費公費負担制度の拡充支援（基本目標 III-2）
- 一時預かり事業による保護者の負担軽減（基本目標 III-2）
- 私立・公立教育・保育施設における特別保育の充実（基本目標 III-2）
- 子どもの貧困対策事業（基本目標 III-2）
- 男女共同参画意識啓発の推進（基本目標 III-3）
- ワーク・ライフ・バランス向上及び女性活躍推進事業（基本目標 III-3）
- 「わかる授業」による学力向上への取組（基本目標 III-4）
- 生徒指導・不登校対策の推進（基本目標 III-4）
- 特別支援教育の推進（基本目標 III-4）

- 中心市街地の商業振興とまちづくり活動の推進（基本目標IV-1）
- 「津山市地域公共交通網形成計画」の更新（基本目標IV-1）
- 津山圏域定住自立圏における広域連携（基本目標IV-2）
- 岡山連携中枢都市圏における広域連携（基本目標IV-2）
- 地域づくり応援事業（地域運営組織による地域づくり）（基本目標IV-3）
- 地域おこし協力隊による地域活性化（基本目標IV-3）
- 地域との連携による防災力の強化（基本目標IV-4）
- 非常時備蓄物資確保等広域化事業の推進（基本目標IV-4）
- 犯罪のないまちづくりへの取組（基本目標IV-4）

エ 地方創生を担う人材の活躍を推進

将来にわたり持続可能で活気ある地域をつくるためには、若者、高齢者、女性、障害者、外国人など、その地域に暮らす誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会を実現することが重要です。

一方で、地域が抱える課題の高度化や複雑化、あるいは、IT技術をはじめとする先進技術の飛躍的な進歩等を背景に、地域課題の解決や地域産業の競争力強化に効率的に取り組むためには、高度な専門知識やビジネス経験が必要となる場面が増えています。

地方創生の推進に向けては、行政と地域をつなぐコーディネーターや、観光や販路拡大など各分野で様々な知識や経験を培った専門人材など、実際にこれを担う人材の確保と活躍する環境の整備が不可欠です。

【具体的な施策（再掲）】

《実施事業》

- 新規就農者の育成と担い手の確保（基本目標I-1-(1)）
- 農業法人等への支援（基本目標I-1-(1)）
- 展示会等への出展に対する一貫したサポート（基本目標I-1-(1)）
- 地域商社機能の構築に向けた取組（基本目標I-1-(1)）
- 津山のほほえみブランド化事業（基本目標I-1-(1)）
- ブドウの産地化に向けた支援（基本目標I-1-(1)）
- 美作材の輸出事業の促進（基本目標I-1-(1)）
- 林業と山村を支える多様な担い手の確保・育成（基本目標I-1-(1)）
- 集約化の推進（基本目標I-1-(1)）
- 地域産業人材育成プログラムの強化（基本目標I-1-(2)）
- 人材育成支援事業（基本目標I-1-(2)）
- 事業転換・付加価値化支援事業（基本目標I-1-(2)）
- 知的財産権取得支援事業（基本目標I-1-(2)）
- 起業・創業支援の実施（基本目標I-1-(2)）
- 販路開拓の支援（基本目標I-1-(2)）
- 戦略的支援分野の研究、プロジェクトの推進（基本目標I-1-(2)）
- 产学研官連携による企業の新製品、技術開発支援（基本目標I-1-(2)）

- 新規卒業者の確保、就業継続支援事業（就職支援セミナー）（基本目標Ⅲ-2）
- 男女共同参画意識啓発の推進（基本目標Ⅲ-3）
- ワーク・ライフ・バランス向上及び女性活躍推進事業（基本目標Ⅲ-3）
- 地域づくり応援事業（地域運営組織による地域づくり）（基本目標Ⅳ-3）
- 地域おこし協力隊による地域活性化（基本目標Ⅳ-3）
- 地域との連携による防災力の強化（基本目標Ⅳ-4）
- 非常時備蓄物資確保等広域化事業の推進（基本目標Ⅳ-4）
- 犯罪のないまちづくりへの取組（基本目標Ⅳ-4）

参 考

まち・ひと・しごと創生法

(平成二十六年十一月二十八日法律第百三十六号)

改正 平成二七年九月一日法律第六六号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること（以下「まち・ひと・しごと創生」という。）が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

(基本理念)

第二条 まち・ひと・しごと創生は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図ること。
- 二 日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスについて、その需要及び供給を長期的に見通しつつ、かつ、地域における住民の負担の程度を考慮して、事業者及び地域住民の理解と協力を得ながら、現在及び将来におけるその提供の確保を図ること。
- 三 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図ること。
- 四 仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること。
- 五 地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図ること。
- 六 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図ること。
- 七 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、国、地方公共団体及び事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 國の關係行政機關は、まち・ひと・しごと創生に関する施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。
- 3 国は、地方公共団体その他の者が行うまち・ひと・しごと創生に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。
- 4 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、まち・ひと・しごと創生に関し、國民の関心と理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、基本理念に配意してその事業活動を行うとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(国民の努力)

第六条 国民は、まち・ひと・しごと創生についての関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第七条 国は、まち・ひと・しごと創生に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第二章 まち・ひと・しごと創生総合戦略

第八条 政府は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるものとする。

- 2 まち・ひと・しごと創生総合戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 まち・ひと・しごと創生に関する目標
 - 二 まち・ひと・しごと創生に関する施策に関する基本的方向
 - 三 前二号に掲げるもののほか、政府が講すべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 まち・ひと・しごと創生本部は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の案を作成するに当たっては、人口の現状及び将来の見通しを踏まえ、かつ、第十二条第二号の規定による検証に資するようまち・ひと・しごと創生総合戦略の実施状況に関する客観的な指標を設定するとともに、地方公共団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 内閣総理大臣は、まち・ひと・しごと創生本部の作成したまち・ひと・しごと創生総合戦略の案について閣議の決定を求めるものとする。
- 5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、まち・ひと・しごと創生総合戦略を公表するものとする。

6 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、まち・ひと・しごと創生総合戦略を変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更について準用する。

第三章 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略

(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第九条 都道府県は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
- 二 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が構すべき施策に関する基本的方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講すべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 都道府県は、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第十条 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
- 二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講すべき施策に関する基本的方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講すべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第四章 まち・ひと・しごと創生本部

(設置)

第十一條 まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を図るため、内閣に、まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第十二条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 まち・ひと・しごと創生総合戦略の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 まち・ひと・しごと創生総合戦略についてその実施状況の総合的な検証を定期的に行うこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(組織)

第十三条 本部は、まち・ひと・しごと創生本部長、まち・ひと・しごと創生副本部長及びまち・ひと・しごと創生本部員をもって組織する。

(まち・ひと・しごと創生本部長)

第十四条 本部の長は、まち・ひと・しごと創生本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(まち・ひと・しごと創生副本部長)

第十五条 本部に、まち・ひと・しごと創生副本部長（次項及び次条第二項において「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(まち・ひと・しごと創生本部員)

第十六条 本部に、まち・ひと・しごと創生本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

- 2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第十七条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平二七法六六・一部改正)

(事務)

第十八条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第十九条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第二十条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二章から第四章までの規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二六年政令第三八一号で平成二六年一二月二日から施行)

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

○津山市地域創生推進会議設置要綱

平成27年4月9日

津山市告示第39号

改正 平成30年6月30日告示第72号

(目的及び設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及びその推進に当たり、広く関係者の意見を聴くため、津山市地域創生推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(委員)

第2条 推進会議は、委員18人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から平成32年3月31日までとする。ただし、公職にあることにより委嘱された委員の任期は、その公職にある期間とする。

(任務)

第3条 委員の任務は、次に掲げる事項に関し意見を述べることとする。

- (1) 総合戦略の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の推進に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合戦略に関し市長が必要と認める事項

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選によって定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、総合企画部みらいビジョン戦略室において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、公示の日から施行する。

付 則（平成30年6月30日告示第72号）

この告示は、平成30年7月1日から施行する。

津山市まち・ひと・しごと創生総合戦略

津山市総合企画部みらいビジョン戦略室

〒708-8501 岡山県津山市山北 520

TEL : 0868-32-2027 FAX : 0868-32-2152

津山市 HP : <https://www.city.tsuyama.lg.jp/>

津山珈琲俱楽部 : <https://www.city.tsuyama.lg.jp/tcc/>



津山市定住ポータルサイト「LIFE津山」: <https://life-tsuyama.jp/>

